

関西福祉科学大学
自己評価報告書・本編
[日本高等教育評価機構]

平成 20 年 6 月
関西福祉科学大学

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| ． 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色..... | 1 |
| ． 関西福祉科学大学の沿革と現状..... | 3 |
| ． 「基準」ごとの自己評価 | 6 |
| 基準 1 ． 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 | 6 |
| 基準 2 ． 教育研究組織..... | 10 |
| 基準 3 ． 教育課程..... | 20 |
| 基準 4 ． 学生..... | 39 |
| 基準 5 ． 教員..... | 53 |
| 基準 6 ． 職員..... | 64 |
| 基準 7 ． 管理運営..... | 69 |
| 基準 8 ． 財務..... | 76 |
| 基準 9 ． 教育研究環境..... | 81 |
| 基準 10 ． 社会連携..... | 86 |
| 基準 11 ． 社会的責務..... | 93 |
| ． 特記事項 | 1 |
| 特記事項 1 ． 実習教育支援..... | 1 |
| 特記事項 2 ． EAP 研究所..... | 8 |

・建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 関西福祉科学大学の建学の精神・基本理念

(1) 建学の精神

平成 9(1997)年開設の関西福祉科学大学の建学の精神・教育理念は、その母体である学校法人玉手山学園の建学の精神「感恩」を原点としている。

関西福祉科学大学を設置する玉手山学園の歴史は、昭和 17(1942)年 4 月、山田藤一を理事長とする財団法人山田学園によって、ここ大阪柏原の地に玉手山高等女学校が設立されたことに始まる。天地万象の恩を感じ、恩に謝することをもって人生の哲理とした創立者山田藤一は学園の創設に当たって教育の原点を「感恩」に求め、「感恩」を生活の中に実践し得る女性の育成を学園の校是として掲げた。

爾来、学園は時代の変遷の中で幾多の厳しい試練を克服しつつ、たゆまぬ教育実践と不断の改革を重ね、幼稚園・高等学校・専門学校・短期大学・大学を擁する福祉・医療・保健衛生・教育の総合学園となり今日に至っている。その歴史において校是「感恩」は単なる標語や観念論としてではなく、学園建学の精神としてたゆみなき現代化、構造化が図られながら、今日まで脈々と受け継がれ学園の教育実践を支え続けている。

以下に、平成 19(2007)年 11 月の理事会で再確認された、本学園及び本大学の経営、すべての教育研究活動の基盤となる理念である建学の精神「感恩」の意義を述べる。

関西福祉科学大学の建学の精神「感恩」

建学の精神「感恩」の原型は、人間のおよび得ない存在に対する畏敬の念と生かされてある不思議に対する感謝の思いにある。人はみな有形無形の数々の恩恵を享受し今日の自分がある。この厳粛な事実・偉大なはからいに、私たちは深い感動と感謝を覚えずにはおれない。この感動と感謝の念から湧き起こる強い情熱をもって実践・行動するとき、われわれは人々に幸せをもたらす社会に貢献することができる。

(「学生便覧」1 頁)

(2) 基本理念

学園建学の精神「感恩」を教育の中で具体化し、学生の気持ちの中に根付かせ社会人としての生活の礎とすることが関西福祉科学大学の基本理念である。感謝の念 Thanksgiving(T)に発し、人の幸せを念ずる心を涵養することにより社会的連帯 Social Solidarity(S)を感じ、奉仕 Self-Sacrifice(S)をいとわぬ思いが生じる。それは心の中に 1 つの T を頂点とし 2 つの S からなるトライアングルを作る。その視座で社会を、人間を考えると、おのずから自分の生きていく方向が見え、そしてそれが社会への貢献 Social Services につながる。



2. 関西福祉科学大学の目指す大学像

(1) 大学の使命・目的

本学園の使命は、建学の精神「感恩」を体し、人間の絆に目覚め、感動と感謝の念から発する情熱をもって人に幸せをもたらし、社会に貢献し得る人材を育成し、幸福・平和で豊かな社会の構築に寄与することである。

この学園の使命及び本学の基本理念に基づき、「感恩」を体し、人を幸せにしたいと願う豊かな人間性・情熱と高い倫理観、福祉科学の専門知識、確かな技術を持ち、21世紀の福祉社会の構築に寄与し得る専門的職業人の育成が本学の使命、教育目的である。

大学の教育目的を達成する際に、学びの基本姿勢としているものは「臨床福祉」の精神である。臨床とは「支援するもの」と「支援を必要とするもの」が互いの人格を認め合っ
て出会い、互いに「共感」して向かい合い、それぞれの役割を持って力を合わせ、自らの将来に意欲を持って立ち向かうように支援することを意味しており、臨床福祉の精神が目指すものは単なる負の克服ではなく、より高次の積極的価値の生成である。私たち人間の関係は「臨床的」でなければならないというのが本学の基本姿勢であり教育理念の柱である。あらゆる人間社会の場において「臨床的」であるとき、人は初めて相手を正しく理解し共に生きる力となる真の実践力を発揮することができる。

(2) 大学の個性・特色

本学は、専門的職業人の育成を主たる目的とする福祉系の大学であり、教育理念の柱である「臨床福祉」の精神の下、教育を第一義として「確かな教育力」と「あふれる情熱」を大切にしている。教育力向上を常に目指し、FD活動や教職員の新人事制度を通じた評価育成など、組織的な取り組みを活発かつ意欲的に実践している。また、良質な教育サービスの提供に必要な研究活動は、その成果を教育に還元させるものとしている。

加えて、学生数 3,000 人弱の比較的小規模の大学であることや、教員の情熱、明確な目的を持つ学生の志の高さにより、教員と学生の距離が非常に近く、きめの細かい実践的な指導がなされている。特に、福祉現場等での実習に力を注ぎ、現場の声・意見に真摯に耳を傾け、よりよい実習を常に目指し、現場のニーズにあった優秀な学生を送り出している。また、国家資格取得支援など、学生のキャリア支援を重視し、積極的に全学体制で実践している。そのため、学生の専門職への就職率が非常に高くなっている。

・ 関西福祉科学大学の沿革と現状

1. 本学の沿革

本学の沿革は以下のとおりである。なお、大学に関する沿革はゴシック太文字で示す。

| | |
|--------------|--|
| 昭和 17 年 3 月 | 財団法人山田学園認可、玉手山高等女学校設置認可 |
| 昭和 23 年 4 月 | 学制改革により玉手山高等学校に改称 |
| 昭和 26 年 3 月 | 学校法人玉手山学園に組織変更 |
| 昭和 40 年 4 月 | 玉手山女子短期大学開設 玉手山女子短期大学附属幼稚園開設 |
| 昭和 41 年 10 月 | 玉手山女子短期大学を関西女子短期大学に改称 玉手山女子短期大学附属幼稚園を関西女子短期大学附属幼稚園に改称 |
| 昭和 45 年 4 月 | 関西女子短期大学附属歯科技工士学院開設 (昭和 56 年 4 月 関西女子医療技術専門学校へ移行開設) |
| 昭和 49 年 4 月 | 玉手山高等学校を関西女子短期大学附属高等学校に改称 |
| 昭和 56 年 4 月 | 関西女子医療技術専門学校開設 |
| 平成 9 年 4 月 | 関西福祉科学大学開設 社会福祉学部社会福祉学科設置 |
| 平成 10 年 4 月 | 関西女子短期大学附属高等学校を関西福祉科学大学高等学校に改称 関西女子医療技術専門学校を関西医療技術専門学校に改称 |
| 平成 13 年 4 月 | 関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科臨床福祉学専攻(修士課程(現在は博士前期課程))設置 |
| 平成 15 年 4 月 | 関西福祉科学大学 社会福祉学部臨床心理学科設置 関西福祉科学大学 健康福祉学部健康科学科・福祉栄養学科設置 関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科心理臨床学専攻(修士課程)設置 関西福祉科学大学大学院 社会福祉学研究科臨床福祉学専攻(博士後期課程)設置 |
| 平成 17 年 4 月 | 関西女子短期大学 歯科衛生学科設置(コースから学科へ) |
| 平成 19 年 4 月 | 関西福祉科学大学 社会福祉学部社会福祉学科保育士養成課程設置 |

2. 本学の現況

- ・対象大学名 関西福祉科学大学
- ・所在地 大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目11番1号(本校)
- ・構成

| 学部名 | 学科名 |
|--------|--------|
| 社会福祉学部 | 社会福祉学科 |
| | 臨床心理学科 |
| 健康福祉学部 | 健康科学科 |
| | 福祉栄養学科 |

| 研究科名 | 専攻名 | 課程 |
|----------|---------|--------|
| 社会福祉学研究科 | 臨床福祉学専攻 | 博士前期課程 |
| | | 博士後期課程 |
| | 心理臨床学専攻 | 修士課程 |

- ・学部及び大学院の学生数

【大学】

(単位:人)

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 編入定員 | 収容定員 | 在籍学生数 | | | | |
|--------|--------|------|------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 計 |
| 社会福祉学部 | 社会福祉学科 | 240 | 40 | 1,040 | 264 | 299 | 361 | 372 | 1,296 |
| | 臨床心理学科 | 100 | 20 | 440 | 126 | 125 | 142 | 160 | 553 |
| 健康福祉学部 | 健康科学科 | 90 | 10 | 380 | 84 | 109 | 105 | 130 | 428 |
| | 福祉栄養学科 | 80 | 5 | 330 | 87 | 88 | 75 | 95 | 345 |
| 合計 | | 510 | 75 | 2,190 | 561 | 621 | 683 | 757 | 2,622 |

【大学院】

(単位:人)

| 研究科 | 専攻 | 課程 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍学生数 |
|----------|---------|--------|------|------|-------|
| 社会福祉学研究科 | 臨床福祉学専攻 | 博士前期課程 | 20 | 40 | 20 |
| | | 博士後期課程 | 3 | 9 | 12 |
| | 心理臨床学専攻 | 修士課程 | 10 | 20 | 30 |
| 合計 | | | 33 | 69 | 62 |

・教員数

【大 学】

大学の教員数は以下のとおりである。

(単位：人)

| 学部 | 学科 | 教員数 | | | | |
|--------|--------|-----|-----|----|----|----|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 合計 |
| 社会福祉学部 | 社会福祉学科 | 17 | 12 | 12 | 0 | 41 |
| | 臨床心理学科 | 10 | 2 | 3 | 0 | 15 |
| 健康福祉学部 | 健康科学科 | 9 | 3 | 4 | 0 | 16 |
| | 福祉栄養学科 | 8 | 5 | 2 | 0 | 15 |
| 合 計 | | 44 | 22 | 21 | 0 | 87 |

【大学院】

大学院の教員数は以下のとおりである。なお、大学院教員については、大学院科目担当者数を表示する。

(単位：人)

| 研究科 | 専攻 | 教員数 | | | | |
|----------|---------|-----|-----|----|----|----|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 合計 |
| 社会福祉学研究科 | 臨床福祉学専攻 | 15 | 0 | 1 | 0 | 16 |
| | 心理臨床学専攻 | 11 | 3 | 3 | 0 | 17 |
| 合 計 | | 26 | 3 | 4 | 0 | 33 |

・職員数

職員数は以下のとおりである。

(単位：人)

| | |
|-----|----|
| 正職員 | 62 |
| その他 | 75 |

．「基準」ごとの自己評価

基準 1． 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1 - 1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 1 - 1 の事実の説明（現状）

1 - 1 - 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

- ・ 本学の建学の精神である「感恩」は、玉手山学園の建学の精神に由来する。
- ・ 建学の精神・大学の基本理念については、「学則」、「学生便覧」、「大学案内」に詳しく明示している。
- ・ 以下に示すとおり、「学則」に記載されている本学の目的に建学の精神を反映させ、組織的に明確化している。

「本大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神「感恩」に基づき、専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力と豊かな人間性を培い、福祉社会の構築に貢献しうる専門的能力を有する人材を育成することを目的とする。」（「学則」第 1 条）
- ・ 建学の精神「感恩」を構造化・現代化し、「学生便覧」では図式を添えて詳説している。
- ・ また教育理念の柱となる本学独自の「臨床福祉」の精神についても、同様に「学生便覧」で述べている。
- ・ 入学志願者向け「大学案内」の冒頭では、図式も用いて、建学の精神「感恩」や大学の教育理念を述べ、学内全教職員はもちろんのこと、学外にも広く明示している。
- ・ 入学志願者に対しては、入試説明会・オープンキャンパスにおいて、建学の精神・大学の基本理念を説明している。
- ・ 学園広報誌『玉手山学園広報』に、理事長記事として建学の精神「感恩」に関連する記事を掲載している（No. 51、55、56）。この学園広報誌を専任教職員・非常勤講師・派遣職員・パート職員を含む教職員全員に配付し、また平成 19(2007)年発行分からは、学生にもゼミを通じて全員に配付している。
- ・ 大学ホームページで、建学の精神・大学の基本理念について詳しく説明し、広く学内外へ発信している。
- ・ 法人本部及び大学主催の「新任職員研修会」において、建学の精神「感恩」・大学の基本理念を説明している。
- ・ 入学式・卒業式などの式典を通して、理事長・学長が式辞の中で建学の精神・大学の基本理念について詳しく述べ、学内外へ強く発信している。
- ・ 毎年 1 月の「理事長年頭所信表明」及び「学長年頭会合」において、全教職員に建学の精神・大学の基本理念が言及されている。
- ・ 学園正門脇に設置している創設者故山田藤一の銅像の台座には、建学の精神である「感恩」の文字を刻み、明示している。
- ・ 建学の精神「感恩」を現在の学生等に理解し易くするため、毎年理事会において点検、

再確認が行われ、たゆみなき現代化・構造化が図られている。平成 19(2007)年 11 月 22 日の理事会で再確認・承認された、学園すべての営為・教育実践の基盤となる建学の精神「感恩」と「学園の使命」、そしてそれを推進するための「学園教職員の責務」は、評議員会でも説明、また学内 LAN 事務システムにも掲示し、全教職員に周知徹底を図っている。

(2) 1 - 1 の自己評価

- ・学内に向けては、「学則」、「学生便覧」、「学園広報」などの印刷物、学内 LAN 事務システム、ホームページなどへの掲載、各種式典、会合、研修会での言及など、機会あるごとに建学の精神「感恩」について明示し、本学の理事、評議員を含め全教職員、全学生に周知徹底を図っている。
- ・学外については「大学案内」、ホームページなどへの掲載、オープンキャンパス・式典での言及などを通して広報している。
- ・上記の現状から、建学の精神・大学の基本理念は学内外に適切に明示されている。

(3) 1 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学には、学生を対象に配付する広報誌が発刊されていない。速やかに広報誌を発刊し、全学生、卒業生、保護者等を含めた大学関係者に、建学の精神・大学の基本理念の一層の周知徹底に努める。
- ・大学の広報誌を発刊し、建学の精神である「感恩」と基本理念を具体的事例に基づいて明示することにより、在学生に建学の精神、基本理念を意識・理解するよう促す。

1 - 2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 1 - 2 の事実の説明（現状）

1 - 2 - 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

- ・大学の使命・目的は、「学則」第 1 条「目的」に明記されている。
- ・「学生便覧」では本学の使命を「建学の精神『感恩』を体し、人を幸せにしたいと願う豊かな人間性・情熱と高い倫理観、福祉科学の専門知識、確かな技術を持ち 21 世紀の福祉社会の構築に寄与しうる専門的職業人を育成することにある。」(2 頁)と述べている。

1 - 2 - 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

- ・毎年、新入学生と教職員に配付される「学生便覧」では冒頭の数頁を使って、大学の使命・目的を明確に定め、その周知徹底を図っている。
- ・本学は総合的な福祉科学の教育と研究に特化した大学として、福祉の根幹にある人間性の涵養と実践教育の徹底を通じて福祉社会の構築に貢献できる専門的職業人を養成する大学であることを、学生、教職員に伝えている。

- ・大学主催の新任教職員研修会において建学の精神と併せて、大学の使命・目的を説明している。
- ・学園すべての営為・教育実践の基盤となる建学の精神「感恩」・「学園の使命」・「学園職員の責務」については、「学園広報」、「学生便覧」、学内 LAN 事務システムへの掲示、式典での明示、新任者への説明などで大学全教職員に伝えられている。そしてこの使命感は全教職員の共通の理解となっている。
- ・入学式・卒業式の学長式辞では、建学の精神と併せて、大学の使命・目的を述べ、学生、教職員への周知に努めている。
- ・毎年 1 月「学長年頭会合」では、建学の精神と併せて、大学の使命・目的に言及し、全教職員への周知徹底を図っている。

1-2-2 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

- ・大学の使命・目的の学外への公表については、「大学案内」と大学のホームページが代表的役割を果たしている。
- ・「大学案内」の冒頭、建学の精神・教育理念のなかで、大学の使命・目的を具体的に示している。
- ・大学のホームページでも学長挨拶や教育理念のなかで、大学の使命・目的を明確に述べ、広く社会に向けて発信している。
- ・入学志願者に対しては、年間十数回実施される入試説明会・オープンキャンパスにおいて、建学の精神・教育理念とともに、大学の使命・目的を説明している。

(2) 1-2 の自己評価

- ・「学則」、「大学案内」、「学生便覧」にも明記しているように、建学の精神・大学の基本理念を踏まえた大学の使命・目的は明確に定められ、教職員にも周知されている。
- ・「学則」、「学生便覧」などの印刷物、学内 LAN 事務システム、ホームページなどへの掲載、各種式典、会合、研修会での言及などにより、大学の使命・目的は大学全教職員に伝えられている。そして使命感は全教職員の共通の理解となっている。
- ・学外にも「大学案内」、大学ホームページへの明示、オープンキャンパスや入試説明会、記念式典での言及などにより広く公表されている。
- ・使命・目的を推進するための教育力の向上、そしてその成果を反映する学生の満足度の向上等は、教職員を集めての理事長の「年頭所信表明」、及び学長の「年頭会合」で必ず取り上げられ、学園の広報誌『玉手山学園広報』にも掲載され、学内の全教職員、全学生ばかりでなく学外へも発信されている。
- ・本学は、建学の精神を踏まえた、大学の使命・目的として、教育を重視し、充実した教育を行うことを大学の第一義の目的としていること、また、研究も教育に還元される研究であること、そしてそのことにより学生の満足度を高めることを全学的に推進している。これにより、大学の使命・目的については理解が行き届いている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教職員間では理解が十分であっても、学生への周知徹底という面では必ずしも十分では

ない。学生に対してはさらなる具体的な方策を検討し周知徹底の強化に努める。

[基準1の自己評価]

- ・大学の「建学の精神」、「大学の使命」など大学営為の基盤となる重要事項については毎年理事会において再確認、点検、見直しの作業が行われ、たゆみなき現代化・構造化が図られ、学生や教職員に定着し、教育の中に生きつづけていくよう努めている。
- ・大学の使命・目的は「建学の精神」に基づき明確かつ具体的に示され、図式を用いるなど分かりやすく解説が加えられている。臨床福祉の精神を標榜し、福祉社会の構築に寄与する専門的職業人の育成を目的とし、教育第一義、教育還元の研究など本学の特徴を示している。
- ・建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的は、各種説明会、オープンキャンパス、入学式、オリエンテーション、新任研修会、「理事長年頭所信表明」、「学長年頭会合」など多くの機会で紹介、言及、説明がなされている。
- ・「大学案内」、「学生便覧」、大学ホームページ、学園広報など多くの印刷物が全教職員、全学生、保護者に広く配付・発信され、学内外への周知徹底が図られている。
- ・学園教職員への周知徹底は十分であると考えているが、学生への浸透・啓発はまだまだ改善・工夫の余地がある。

[基準1の改善・向上方策（将来計画）]

- ・建学の精神、大学の使命・目的について学生への一層の浸透、啓発に努めていかねばならない。そのため、分かりやすい解説と継続的かつ日常的な取り組みが大切である。オリエンテーション、授業、ゼミなどで積極的に取り上げることにより教職員の意識向上も含めて大きな効果をもたらしていく。また、学生向けの大学広報の発刊を実現させ、継続的に発信し、学生の認識度の向上を目指す。
- ・理事会、教授会、学科会議で建学の精神「感恩」、大学の基本理念、またそれを踏まえた大学の使命・目的の点検、再確認を毎年続けていく。議論を深めることにより、教職員の意識も向上し、一層の共有、定着が期待される。特に教授会、学科会議での議論活性化を目指す。

基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 2-1 の事実説明（現状）

2-1-1 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

- ・ 関西福祉科学大学は 2 学部 4 学科、1 研究科と 2 つの附属研究機関から構成されている。学部、大学院ともに、感謝の念に発して、人間の絆に目覚め、連帯を求めて自らを捧げるために、その手段としての専門的知識及び技術の獲得をめざし、福祉社会の構築に貢献しうる専門能力を有する人材を育成することを目的として設置されている。

学部

1) 社会福祉学部

- ・ 平成 9 (1997) 年「社会福祉学科」1 学科をもって「社会福祉学部」となし、関西福祉科学大学を創設した。以来、心のケアに強い臨床福祉の専門家であり、福祉の実践者である社会福祉士、精神保健福祉士を世に送り出してきた。
- ・ その後、我が国の社会福祉サービスの質・量両面における大きな変化に伴い、福祉の実践にあたって利用者の心のニーズを理解することの重要性に鑑み、心の問題をより専門的に扱う「臨床心理学科」を平成 15(2003)年に社会福祉学部の中に開設した。臨床福祉を標榜する本学が、社会の要望に応え、その責務を果たすためである。臨床心理学科では、心理学の理論と技術を教授し、人々を支援できる専門的職業人を育成することを学科目的としている。
- ・ 現在、社会福祉学部社会福祉学科の規模は入学定員 240 人、編入定員 40 人、収容定員 1,040 人、在籍学生 1,296 人、専任教員 41 人である。同じく、社会福祉学部臨床心理学科の規模は、入学定員 100 人、編入定員 20 人、収容定員 440 人、在籍学生 553 人、専任教員 15 人である（「自己評価報告書データ編」表 F2～6 参照）。

2) 健康福祉学部

- ・ 平成 15(2003)年に「健康科学科」と「福祉栄養学科」の 2 学科を擁する 2 つ目の学部「健康福祉学部」を開設した。福祉利用者の心身の健康への配慮と、福祉の対象の拡大という福祉サービスの状況の変化に応じて、社会的・心理的ストレスと食と栄養を中心とする生活習慣に対応する必要性から、ストレスマネジメントとメンタルヘルスに重点を置いた「健康科学科」と、栄養学に基礎を置いた「福祉栄養学科」からなる「健康福祉学部」である。健康科学科は、健康についての高い見識を持つ養護教諭、衛生管理者を、また福祉栄養学科は食・栄養についての高い専門知識を持つ福祉の実践家としての栄養士、管理栄養士を社会に送り出している。
- ・ 現在、健康福祉学部健康科学科の規模は、入学定員 90 人、編入定員 10 人、収容定員 380 人、在籍学生 428 人、専任教員 16 人である。同様に、健康福祉学部福祉栄養学科の規模は、入学定員 80 人、編入定員 5 人、収容定員 330 人、在籍学生 345 人、専任教員

員 15 人である（「自己評価報告書データ編」表 F2～6 参照）。

大学院

- ・「臨床福祉学専攻博士前期課程」は平成 13(2001)年に社会福祉学部を基礎として、社会福祉における臨床的な高度職業人の育成を目指して開設された。その後、平成 15(2003)年に臨床福祉の領域における研究者養成をめざして、「臨床福祉学専攻博士後期課程」が開設された。
- ・また、臨床心理の領域で活躍できる高度職業人の養成をめざして、学部の臨床心理学を基礎にして、平成 15(2003)年に社会福祉学研究科のなかに「心理臨床学専攻修士課程」が開設された。臨床心理士の養成に密接に関連する附属機関として「心理・教育相談センター」がある。
- ・「社会福祉学研究科」の規模は、臨床福祉学専攻博士前期課程では入学定員 20 人、収容定員 40 人、在籍学生 20 人、科目担当教員 16 人で、同専攻博士後期課程では、入学定員 3 人、収容定員 9 人、在籍学生 12 人、科目担当専任教員 6 人ある。同様に、心理臨床学専攻修士課程の規模は、入学定員 10 人、収容定員 20 人、在籍学生 30 人、科目担当専任教員 17 人である。

心理・教育相談センター

- ・本センターは、心のケアをする専門職業人として社会が求める臨床心理士を養成するために、「臨床心理士資格認定協会」が指定する学内実習施設として設置されている。
- ・平成 15(2003)年度に開設された「心理・教育相談センター」は本学キャンパスの内に独立した建物としてあり、構成としては、2 人の専任カウンセラー（専任講師）が学外からの相談・治療に携わっているほか、学内の専任教員も時間を区切り臨床活動を行っている。
- ・本センターは学内実習の場としても活用されており、教員は専任カウンセラーとともに大学院生の学内実習の指導にあっている。なお、学外実習については実習担当教員が指導を行っている。

EAP 研究所

- ・本学の「EAP 研究所」(Employee Assistance Program：従業員支援プログラム)は、労働者のメンタルヘルス問題の解決を臨床福祉学の理念と技術で追究する場として、平成 16(2004)年学外に開設された、大学としては日本ではじめての研究所である。同時に日本における EAP のパイオニアである「医療法人あけぼの会メンタルヘルスセンター」と提携することにより、産学協同を実現した。
- ・EAP 研究所は、健康福祉学部健康科学科の専任教員 3 人（産業・組織心理学、産業精神保健学、健康心理学）、客員研究員として他大学の教員 1 人（臨床心理学）及び「医療法人あけぼの会メンタルヘルスセンター」の臨床心理士 1 人、運営委員として「医療法人あけぼの会」役員 1 人、TA(Teaching Assistant)兼事務スタッフとして大学院修士課程修了者 2 人で構成されている。

2 - 1 - 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

学部

- ・社会福祉を基本にして、総合科学としての福祉科学の教育研究を行うことを目的としている大学として、本学の設置している 2 学部 4 学科、研究科の 2 専攻はそれぞれに深い関連性をもっている。
 - 1) 社会福祉学部
 - a) 社会福祉学科
福祉の理論と技術の教育は言うまでもないが、とりわけ実践活動を重視し、高齢者、心身に障害のある人だけでなく、すべての人の幸せを考え、「こころの幸せ」を提供できる福祉の専門家を養成している。
 - b) 臨床心理学科
「こころのわかる福祉」を実践の中心に据えて、福祉、医療、教育、産業の各分野で心理支援の専門家として、こころの問題を抱えた人々を支援する専門家を養成している。
 - 2) 健康福祉学部
 - a) 健康科学科
社会的・心理的ストレスの大きな現代社会にあって、メンタルな面でのケアを必要としている人の増加に対して、脳や疲労の生理学的面から行われるメンタルヘルスの学習に基づき、こころのケアに強い養護教諭、企業での安全衛生管理など、トータルヘルスの指導ができる専門家を養成している。
 - b) 福祉栄養学科
医学に発する栄養学、食品学の教育ではなくて、人間の健康をめざして食生活の管理と栄養指導ができる専門家を養成している。すなわち、「カウンセリング・マインド」を持ってあらゆるライフステージに対応できる管理栄養士の養成である。- ・上述のようにこころとからだの健康問題に強い福祉を 4 学科共通のキータームとして、密接な関連性を持って 2 学部 4 学科が設置されている。

大学院

- ・2 専攻 3 課程からなる本学の社会福祉学研究科は、そのいずれもが臨床福祉の視点から心理・福祉分野の高度専門家を養成することを目的としており、相互に密接な関連を持っている。その基本となるのは教育理念である臨床福祉の精神である。「からだ」のケアだけではなくて相手の「こころ」を理解し、相手の真のニーズを知ること、そしてその上で互いが協力し合い、互いの幸せをめざす「臨床」関係をベースにした生活支援の理論と技術を学ぶという教育理念を共有している。これが「心理・教育相談センター」「EAP 研究所」での実習・実践活動の精神にもなっている。

心理・教育相談センター

- ・「心理・教育相談センター」は大学の附属機関として、「心理・教育相談センター規程」により運営されている。本学専任教員により構成される「センター評議会」によりその運営の基本方針が審議・決定され、「センター運営委員会」(委員長はセンター長)により運営されている。この組織作りからも明らかなように、本センターは学部・大学院の教育と研究に深く結びついた機関である。
- ・管理運営業務として主なものを挙げると、心理臨床活動、大学院心理臨床学専攻の学内実習の支援、地域支援活動・研修活動、紀要の編集・発行などがある。

EAP 研究所

- ・教育研究上の目的を達成するため、学長を委員長とする「EAP 研究所協議会」により各年度の活動方針等を決定している。また、具体的な活動にあたっては、EAP 研究所長を委員長とする「EAP 研究所運営委員会」で検討を行っている。
- ・臨床心理士を目指す心理臨床学専攻の大学院生の実習は、「専攻会議」の教務担当者との連携により行っている。
- ・衛生管理者を目指す健康科学科学生の実習及び研究は、研究演習担当教員との連携により行っている。

(2) 2 - 1 の自己評価

学部

- ・教育目的に合致した学部、学科、研究科、附属機関を設置し、「福祉科学大学」という名前にふさわしい総合科学としての臨床福祉学を構築し、教育と研究を発展させているところから、2 学部 4 学科体制と、その教員規模は適切である。
- ・また、学部と学科はそれぞれの設置時の趣旨に従って、社会福祉を基盤として、福祉を多面的にとらえて有機的に結びつけ、「Welfare (福祉)」から「Wellbeing (よりよく生きる)」に至る広い範囲で、人が幸せを求めて自己実現を願う意欲を受け止め、支援できる人材を育成する組織を整備している。

大学院

- ・臨床福祉専攻博士前期課程は、開設当初は 20 人の定員を充たしていたが、平成 15(2003)年心理臨床学専攻が開設されて以来、大学院受験生の大多数は心理臨床専攻修士課程を受験するので、臨床福祉専攻課程はこの 3 年間、定員を充たしていない。
- ・平成 17(2005)年 4 月に大阪市内にサテライト教室を開設し、大阪近郊では唯一の社会福祉学における昼夜開講制を実施する大学院として、毎年 3 ないし 7 人ぐらいの大学院生が入学している。教員の負担は大きいですが、社会福祉の現場で働くソーシャルワーカーのレベルアップに大いに役立っている。
- ・臨床福祉学専攻博士後期課程は、本年 3 月、初めて 2 人に博士の学位を授与した。いずれも、レベルの高い博士論文と評価される。今後さらなる博士学位取得者を増やしていくよう努力を続ける。
- ・臨床福祉学専攻が 1 学年定員 20 人を満たしていないことは大きな反省点である。学部生に対し、主要科目平均 80 点以上の学生には大学院への特別推薦制度を実施し、また、学部生の大学院への理解を深めるために講義を行ったりもしている。しかし、今後さらなるリクルーティングの方法を探ることを検討している。
- ・長期間にわたる現場実習も一部で行われているものの、働きながら通学するソーシャルワーカーや既に社会福祉機関で働いてきた大学院生など、その背景により各学生のニーズに応じた実習の運営が求められている。
- ・博士前期課程と後期課程における指導教員の養成も今後の課題である。
- ・健康福祉学部の上に設置する研究科については、今後の課題である。

心理・教育相談センター

- ・「心理・教育相談センター」は、平成 18(2006)年度の「臨床心理士資格認定協会」の実

地視察において、心理臨床学専攻が「第1種指定校」としての最高評価「A」を受けたことに見られるように、心理臨床学専攻との密接な連携をもとに、学内実習機関として機能的に運営されている。

- ・クライアントとしては発達障害のある子どもが主となっているが、センターの規模としては適切である。
- ・また、「心理・教育相談センター」は学外に対する臨床活動機関として、「臨床心理士資格認定協会」の現地調査においても、十分な数の来談者を確保し、地域貢献に寄与しているとの評価を得ている。また、学内実習機関としても、専任カウンセラーと専任教員が一緒になって指導を行うとともに、毎週全員のケースカンファレンスなどを行ってその成果をあげている。

EAP 研究所

- ・本学が標榜する臨床福祉学の視点から現代社会を見ると、取り組むべき重要な課題として、労働者のメンタルヘルスの問題がある。この問題への効果的な解決支援の方法としては EAP の実践的研究と、急務となっている職場メンタルヘルス支援専門家の養成がある。それらは建学の精神の趣旨にも合致し、さらには社会的要請にも応えている。
- ・EAP 活動の1つとして復職支援プログラムに参加し、「こころの健康と経営戦略」と題したフォーラムを主催するなど、具体的かつ現実的に労働者のメンタルヘルスの支援に貢献している（特記事項参照）
- ・EAP 研究所で実習を行った大学院生がその専門性を活かし、職場メンタルヘルス支援専門家として社会で活躍している。

(3) 2 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

学部

- ・組織の改善、改組という意味では現在検討中の将来計画はない。健康福祉学部は完成後まだ歴史は浅く、したがって入学から就職・進学までの安定した運営をめざし、それに専念している。
- ・社会福祉学部は平成 19(2007)年度から社会福祉学科のなかに「保育士養成課程」を開設しており、これについても安定した運営の確立をめざしている。
- ・学科内の専任教員をコース分けとも違った、専門分野ごとの大きく緩やかなグループに分け、専門分野ごとの教育集団をつくることによる教育効果の向上を図ることを検討し始めている。

大学院

- ・今後、博士前期課程及び博士後期課程の指導教員に相応しい教員を増やし、その教育研究に厚みをつけていく。また、臨床福祉学実習を演習担当者に任せている現状を改善するために、平成 20(2008)年度から実習コーディネータを任命し、可能な限り長期にわたる現場実習を行い、学生の臨床経験を積ませていく。
- ・臨床福祉学専攻博士後期課程は現在、演習の中で行う博士論文中心の教育を行っているが、今後は多数科目を開講し、博士論文提出資格を得る前に総合試験を行うような陣容を整える努力をする。
- ・学外実習の成果の更なる向上のために、実習先の内外で外部スーパーバイザー制を平

成 20(2008)年度より採用しており、より密度の高い臨床教育を目指している。

- ・心理臨床学専攻では、「臨床心理士資格認定協会」の指導に基づき開講科目の改変を行ったが、更なる発展をとげるために、パーソナリティの理論並びに治療方法としての精神分析学、行動療法・認知行動療法などの新領域での開講も視野に入れている。

心理・教育相談センター

- ・「心理・教育相談センター」は、地域に開かれた心理臨床活動の場や心理臨床学専攻の学内実習機関として、既存の活動内容をさらに充実させていく。

EAP 研究所

- ・本学には「EAP 研究所」という産業現場に直結した研究所が設置され、特に大学院心理臨床学専攻との連携により、充実した専門家養成が行える体制が整い始めている。大学院において産業領域のゼミを開設することにより、「EAP 研究所」との更なる連携強化を図る。
- ・現在、「医療法人あけぼの会」の建物の一部を使用した研究所であるが、将来は EAP 研究所独自の運営へ移管したい。更に、医療機関との提携チャンネルを更に増やしていく予定である。

2 - 2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 2 - 2 の事実説明 (現状)

2 - 2 - 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

- ・教養教育の実施に関する組織上の措置としては、現在、基本的に 2 つの組織が並存している。1 つは「教務委員会」であり、教務委員長、教務副委員長、学部長 2 人、4 学科から教務主任 1 人ずつ、社会福祉学科・健康科学科から教務担当教員 1 人ずつ、情報教育担当者 1 人、外国語担当者 1 人、そして事務局職員 4 人(事務局次長 1 人、教務部 3 人)の、合計 16 人で構成されている。教務委員会は、大学全体のカリキュラム関係を担当し、その内容の一部として教養教育のあり方の検討を行っている。
- ・平成 19(2007)年度より編成された「教育活性化委員会」が、「本学の教養教育の推進」を担う委員会として新設され、教務委員会の仕事の一部を担っている。その構成員は、副学長を委員長とし、加えて特定指定共同研究員・学長指名・教務主任・委員長指名から成る教員 14 人及び職員 2 人の、合計 16 人である。
- ・「教育活性化委員会」が設置された経緯は、中央教育審議会の答申(平成 14(2002)年 2 月 21 日)「新しい時代における教養教育の在り方について」に即して、本学では平成 18(2006)年 4 月、学長の特命による指定共同研究会が発足し、「関西福祉科学大学・関西女子短期大学における教養教育について」検討がなされ、その成果が平成 19(2007)年 5 月 30 日に「報告書」として学長あてに提出されたことにある。この「報告書」の「提言」に基づき、本学における教養教育の実施具体案を策定する委員会として、学長の下に「教育活性化委員会」が設置された。
- ・「教育活性化委員会」は、平成 19(2007)年は「基礎演習のあり方や方法」を早急に具体

化することから着手し、本学の教養教育の最大の基礎・土台を担う「基礎演習」(1年生)の理念と実施方法について、全学的な理解を得ることを学長に提起した。学長はこの提案を受けて大学の教養教育の推進と充実を決断し、学長文書「大学の『基礎演習』について」をもって大学評議会に推進の意向を表明した。

- ・その結果、平成 20(2008)年度に向けての喫緊の課題として、本学創立以来の教育理念を特色づける「基礎演習」を教養教育の「基幹」に位置づけるという共通の理解が、大学評議会です学的に確認された。またこれによって、学生たちの人間形成を図り、建学の精神を生きる「福祉のこころ」を涵養し、日本の福祉社会の発展に貢献できる人材育成に努めるという本学の教育目標も再確認された。
- ・「基礎演習」科目を担当する教員はこの理念の下でのシラバス作成が要請され、平成 20(2008)年度のシラバスが実現している。

2 - 2 - 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

- ・教務委員会による教養教育の運営のほか、新しい教養教育の企画と推進の責任体制を学長のもとにある「教育活性化委員会」に置くことにより、責任体制を明確にすると共に、十分な指導力が発揮できる体制が整っている。
- ・教学上の指令や全教職員への周知徹底、必要な経費上の問題など、新しい教養教育の実施に関わる検討が進展し、「基礎演習」構想に続いて「総合コース」構想の検討が現在進行している。

(2) 2 - 2 の自己評価

- ・人間形成のための教養教育実施に関わる組織上の措置として、従来の教務委員会とともに、新設の「教育活性化委員会」が本学の教学体制として動き始めた状況にあり、これによって建学以来の教育目標の再確認を行うとともに、教養教育の重要性が改めて全学的に確認された。

(3) 2 - 2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・責任体制は整備されてきたとは言え、先の中央教育審議会答申で強調される「新しい時代における教養教育の在り方について」を見ると、教員の意識改革がなお必要である。教員意識の改革と並行して、本学における教養教育を総合的に展開するカリキュラムの見直しも予定している。
- ・その一例として、先の共同研究の「報告書」の「提言」に従って教養教育のための科目としての「総合コース」の開設は、近未来的に実現しなければならない課題として、具体化の検討に入っている。
- ・総合的に充実した教養教育が展開できる責任体制を組織的に確立する必要があり、「教育活性化委員会」と「教務委員会」、教務部との十分な連繫を図る。先の「報告書」が提案する「教育開発センター」(仮称)の設置について検討を行う。

2 - 3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要

求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 2 - 3 の事実説明 (現状)

2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

- ・教育研究の意思決定機関としては大学評議会と教授会がある。
- ・大学評議会は「学則」第9条2「本学の教学に関する大学内の最高の審議機関として本学に大学評議会を置く」に従って設置されているものであり、「大学評議会規程」第1条にも同じ趣旨のことが明記されている。そして、審議事項の中には「教育課程の編成に関する方針に係る事項」(同規程第7条(5))、「学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項」(同(7))が入れられており、学長を議長として(同規程第3条1)大学評議会が教育研究の最高位の「方針」を定めるところと規定している。
- ・教授会は「学則」第10条「学部の教学に関する重要な事項を審議するために本学各学部に……置く」に従って設置されているもので、審議事項の中に「教育及び研究に関する重要事項」(教授会規程第7条四)、「教育課程及び授業科目に関する事項」(同五)、「学生の入学・卒業及びその他学籍に関する事項」(同六)を入れている。大学評議会で定められる方針の下で、教授会は学部長を議長として(規程第6条)運営されている。
- ・大学評議会、教授会ともに月1回定期的に開催される。また、教授会は学部長、教授、准教授、専任講師をその構成員とし、大学事務局長、同次長、総務部長を職責上出席するメンバーとして加えて、会の運営を円滑にしている。
- ・大学評議会の構成員には本学の大きな特徴がある。構成員の中に、学長、副学長、大学院研究科長、学部長、学長が指名する大学の若干名の教授、入試広報部長、教務部長、学生支援センター長、図書館長、情報センター長たちが入ることは当然として、それに加えて、大学と同一キャンパスに設置されている短大の代表を入れている点、さらには大学事務局長、同次長、総務部長たちを、職責上の出席者というのではなく、議決権を持つ構成員として入れている(「大学評議会規程」第2条1)点にある。
- ・理事長が学長を兼任する体制がとられていることから、経営観点に立つ理事会と教学観点に立つ大学とが意思の統一をはかり、大学の使命・目的を確認しながら教育研究を含む「運営目標」を定め、全教職員がその実現に努めている。
- ・意思決定に係わる組織の整備ということでは、本学にはもう1つの特徴的なことがある。それは「執行部会」の存在とその運営である。これは学長が招集する会で、毎週1回、慣例的に開催される。議決機関でもなく、会の規程も持たない。「執行部会」は学長が決裁に先立って各部の長の意見を徴したり、大学と短大の教授会、研究科委員会、大学評議会の長がそれぞれの部で進めようとするということについて、全学的にその方向性を確認・調整するために行われている会である。当然のことながら、執行部会には大学長・理事長、短大学長・理事も出席しており、ここにも経営と教学の一体的組織運営の例が見られる。
- ・以上は意思決定ないしは確認の組織についての説明であるが、特に教育研究の意思形成の観点から見ると、更に「学科会議」、全学の「教務委員会」がある。

- ・各学科に教務主任と教務担当教員がおかれ、教務主任は学科長と相談しながら学科のカリキュラム、教科担当、ゼミ配置などの事項についてその都度検討を加え、学科会議に諮って、絶えずよりよき教育体制が維持できるように活動している。学科会議で審議され決められた事項は「教務委員会」で諮られ、全学的な整合性が確認された後、教授会で審議され、その結果は更に大学評議会に諮られ、最終的に理事会で審議され決定される。
- ・大学院の教育研究については「専攻会議」に諮り、その後に研究科委員会で審議され、大学評議会を経て、最終的に理事会で審議され決定される。

2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

- ・「学則」に規定する学部学科の使命・目的と毎年大学と理事会が共同で作成する「運営目標」に基づいて、各学部学科の立場から教育研究が行われている。
- ・学習者の要求については、本学は1年次より20人前後までの少人数で構成されるゼミ制度をとっており、学生が教員に相談できる体制や、「学科会議」、「専攻会議」に学生の意見を反映させる体制が整備されている。
- ・学生は問題を教員の他に教務部、あるいは学生支援センターに申し出ることができ、教務部あるいは学生支援センターは必要に応じて学科及び各種の委員会と協議している。学生自身が抱えている問題意識は、「授業アンケート」調査や「学生満足度調査」を通じて教員の認識するところとなっている。

(2) 2 - 3 の自己評価

- ・大学評議会と教授会を頂点として、そのもとで各種の委員会が活動し、教育研究に関わる意思決定の組織は整備されている。また、各種調査委員会をはじめとし、学生の要望に対応するための体制を整えている。
- ・大学の使命・目的を教育上具体化しているのは研究科、学部、学科のカリキュラム体系であり、それは重要な教務事項として学科の会議を経て教務委員会に引き継がれ、研究科委員会、教授会の審議事項となっている。カリキュラム体系の確定はもちろんのこと、変更・修正、特に学科あるいは学部から提案される科目の新設、廃止については、大学の使命・目的に照らしてその適否が厳密に検討されている。
- ・学生の要望については、少人数クラスであるゼミを通して、また年2回実施される「学生による授業評価」と、キャンパスライフ全体を含めた「満足度調査」(毎年実施)により把握しているが、それらの調査のために「授業評価委員会」、「満足度調査委員会」を設置している。これらのアンケート調査の仕事を教務部及び学生支援センターの業務に入れており、学生の意向についての調査活動は定着している。
- ・両委員会とも教授会に諮りこれらの調査を実施し、教育改善と教員の教育力の向上のため、また少人数クラスのゼミを通して就職支援をも含めた細やかな学生指導のための資料として活用している。

(3) 2 - 3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・理事会と大学の協働体制の下で、大学の使命・目的を遂行し、また学生の要求に対応するために、各種委員会の整備・統合を時期に応じて行っていく。
- ・多忙な個々の教員が制度や機会を十分に活用できていないという点について、学科としては担当授業数の多い教員に対しては授業数の適正配分による是正の努力が考えられるほか、平成 19(2007)年度の試行期間をへて平成 20(2008)年度から施行されている教員評価制度において自己評価の機会もあり、教員は毎年自らの業務配分の見直しを図ることができる仕組みになっている。

[基準 2 の自己評価]

- ・2 学部と 1 研究科で成り立つ本学の教育研究組織は、大学の教育研究に関わる使命・目的を達成するために必要な組織として、有効に機能している。
- ・附属の研究機関である「心理・教育センター」と「EAP 研究所」は学部、とりわけ大学院の教育研究の推進に密接な関係を有し、有機的に機能しているばかりでなく、地域社会への窓口として、臨床教育を推進する本学の特徴を発信している。
- ・福祉に関わる専門知識と技術の他に、数多の情報の中から適切な情報選択と的確な判断を行う能力を養うために、本学は設置の趣旨と教育理念に立ち返り、教養教育の充実と推進を行っている。
- ・教育研究の意思決定については大学評議会、教授会、研究科委員会、各種委員会が整備され、十分に機能している。しかし、学部教員の「学科会議」、大学院を担当する教員の「専攻会議」の組織上の位置づけが、自主的に運営されているという性格上、曖昧ということはある。
- ・学習者の意向聴取については、各種のアンケート調査の実施と、少人数クラスのゼミを通じてのきめ細かな双方向的対応により行われている。

[基準 2 の改善・向上方策 (将来計画)]

- ・学生の満足度を高めることは本学の教育の重要な目標の一つとして設定されていることから、その方策は常に探求されている。各ゼミを通しての入学直後の大学教育への導入の工夫、教員の教育力を向上させることによる授業の質の向上等である。それらについては既に着手しているが、更なる充実を図る。

基準 3. 教育課程

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 事実の説明(現状)

3-1-1 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。

学部

・学部・学科の教育目的は「関西福祉科学大学学則」に明記されている。

1) 社会福祉学部

「福祉人間学と臨床心理学を基盤とし、人々の幸せを追究する臨床福祉学の教育研究を行い、福祉社会の構築に貢献できる人材を育成する。」(「学則」第3条3)

a) 社会福祉学科

「福祉社会を実現するために必要な理論と技術を教授し、福祉に貢献できる専門的職業人を育成する。」(「学則」第3条3)

・社会福祉学科では、近年の社会福祉問題が非常に複雑化、高度化し、問題の解決も困難になってきている状況に対応して、高度な専門的知識と技術を身に付けたソーシャルワーカーとして社会福祉の現場で働き、社会の期待にこたえられる人材の育成を目標として教育課程を編成している。

・社会福祉学科では、ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士の資格を取得させることを目標としたカリキュラムを編成しているほか、平成19(2007)年度からは新たに、保育士養成課程が設置された。社会福祉をより深く、また広く研究、学習するため、資格関係の科目だけでなくさらに幅広く学ぶための科目をも整備している。

b) 臨床心理学科

「心理学の理論と技術を教授し、人々を支援できる専門的職業人を育成する。」(「学則」第3条3)

・臨床心理学科では、単に心理学の基礎理論の教授に終わらず、それを土台とした心理臨床の理論と技法の修得を通じて、こころや行動の問題に対処できる支援者の育成を図っている。医療分野と同様、心理臨床の分野でも科学的実証に基づいた支援が求められる時代であるため、科学的な実証技法も修得させる必要があり、本学科では心理学の研究技法の学習カリキュラムも整備している。

・心理臨床の専門職に就くために必要な資格として、本学でもいち早く臨床心理士養成のための大学院を設置し、この養成に努めてきただけでなく、学部では大学院進学希望者のための進学指導にも努めている。

2) 健康福祉学部

「臨床福祉の精神に則り、人々が幸せな生活を送る基盤となる健康の保持・増進と食生活の指導・管理に資する教育研究を行い、福祉社会の構築に貢献できる人材を育成する。」(「学則」第3条3)

a) 健康科学科

「健康に関わる理論と技術を教授し、トータルヘルスのリーダーとして活躍できる専門的職業人を育成する。」（「学則」第3条3）

- ・健康科学科では、健康で安全に働くことが出来るための教育と、福祉・医療施設、学校や行政機関のみならず、企業で働く人々を対象に、メンタルヘルスに重点を置きながらヘルスカウンセリングが行える教育を目指している。さらに、健康科学科では養護教諭一種免許が取得できるが、ここにおいてもメンタルヘルスの素養と指導能力を基盤とした教育課程を組んでいる。
- ・本学科では、社会福祉とメンタルヘルスの本質の理解に基礎を置き、福祉の広い領域で心身の健康の保持・増進へ寄与できる人材、すなわち学校で〈こころのケア〉ができる養護教諭、〈こころのケア〉を含むヘルスカウンセリングができる産業カウンセラーを育成している。
- ・更に、第一種衛生管理者の資格取得も可能である。

b) 福祉栄養学科

「食・栄養に関する理論と技術を教授し、人々を支援できる専門的職業人を育成する。」（「学則」第3条3）

- ・福祉栄養学科では従来の治療医学的観点を脱却し、予防医学的観点から健常者及び弱者の健全な食生活の確保を目標として、生活習慣病の予防を目指した生涯栄養指導をできる人材を育成している。即ち、乳幼児から高齢者に至る人生のあらゆるライフステージに対応した、柔軟かつオーダーメイド的な指導活動を通して、QOL(Quality of Life)の向上を目指す管理栄養士（「福祉栄養士」）の養成を目標として、必要な知識・技術を兼ね備えた人材育成を行うための教育課程を組んでいる。
- ・生活習慣病の予防と治療の面での社会的弱者への配慮は、我が国の健康問題の中でも大きな課題である。施設現場で食生活管理や栄養指導を担う専門家は、モノとしての食の技術的専門家としてだけでなく、それを摂取するヒトの心身の状況を把握した上で適切な食事を提供し、食教育を施す専門家としての役割を果たすことが期待される。この期待に応えることを念頭に置いて、教育課程が組まれている。
- ・栄養学の学識を高めるだけでなく、食習慣・生活習慣の改善を困難にしている社会・心理的諸問題の解決を援助する能力養成に力点を置くところに、本学科の最大特徴がある。すなわち心身両面での健康保持に関わる高い専門的学識を習得し、社会福祉についての理解力と洞察力を身に付けた栄養指導の専門家、モノと同時にヒトに強い管理栄養士養成を行っている。
- ・建学の精神・基本理念に基づいて設定した学部学科ごとの目標及び教育課程の編成趣旨は、「学生便覧」（平成20(2008)年度版）3頁に記載している通りである。
- ・学生のニーズへの配慮については、それぞれの学科で可能な資格の取得と、それを活かしての専門職への就職を実現させるために教育課程を編成している（「学生便覧」39 - 60頁）。また、資格の取得を支援するために学生からの要望の強い課外講座を充実させている。
- ・社会的需要への配慮については、本学が障害者、高齢者、弱者等への支援の理論と技術の教育・研究のために設立された経緯から、行政、施設、病院、学校、各種の福祉協議会との連携が強く、地域福祉、企業福祉を視野に入れた教育課程を編成している。

- ・特に学外臨地実習による教育については、実習先の専門家を招いた研修・報告会を定期的に実施することにより、社会的ニーズを教育課程と教育内容に反映させるシステムを作っている。(社会福祉学科では「福祉実習セミナー」を年1回、福祉栄養学科では「管理栄養士臨地実習懇談会」を2年に1回開催している。)
- ・近隣の自治体もしくは教育委員会との間で連携協定を締結し、学外実習への協力を得ている。

大学院

- ・建学の精神に基づく研究科の教育目的は「大学院学則」に述べられている。
 - a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程
「社会福祉の理論と知識を基礎に対人支援技術を身につけた臨床福祉の高度専門職業人の養成」(「大学院学則」第3条4)
 - b) 臨床福祉学専攻 博士後期課程
「臨床福祉学の研究者と専門教育指導者の養成」(「大学院学則」第3条4)
 - c) 心理臨床学専攻 修士課程
「臨床心理学を基礎に臨床支援のできる心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家の養成」(「大学院学則」第3条4)
- ・教育理念については大学も大学院も変わるところはないが、「臨床福祉の概念」あるいは「臨床福祉の精神」が教育理念を凝集したものであるとして提示されている。
- ・教育課程と関連付けると、「本大学院の目指すところは、人間の幸せを育て未来を拓く福祉科学の探求であり、21世紀の福祉社会構築者に必須の ころ に支えられた 知 と わざ を究め、経験的事実を基礎とする近代科学の成果の上に立つ緻密かつ厳密な検証と創造を通じてミクロレベルにとどまらず、メゾ、マクロレベルでの福祉の推進や福祉理論の生成へ繋がれていくことをきずるもの」であるということが出来る(『2008年度大学院学生便覧』2頁)。
- ・本学の大学院社会福祉学研究科は、臨床福祉学専攻と心理臨床学専攻の2つの専攻を有している。それぞれは学部の社会福祉学科と臨床心理学科を基盤にしており、社会福祉と臨床心理の領域において、実践的な臨床家として活躍できる人材の育成を目的としている。本学の建学の精神である「感恩」の精神は、臨床福祉学と心理臨床学の基本理念と同じであり、その具現化が本研究科の目指すところである。
- ・より具体的には、人間の尊重、受容、共感、自己決定の尊重、秘密の保持といった価値を両専攻においても共有している。すなわち、両専攻の目指すところは、人間理解と援助を根幹に据えた臨床志向の実践的な学問内容である。

3-1-1 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

学部

- 1) 社会福祉学部
 - a) 社会福祉学科
- ・社会福祉学科では、主に社会福祉士、精神保健福祉士の資格関係科目について、基礎から専門へと学びを蓄積できるよう科目設定をしている。また、これらの資格取得の学

習においては臨地実習が非常に重要な科目になるので、2年次より指導を始め、3年次の夏休みに社会福祉現場に配属できるようにしている。また、1年次には基礎演習、2年次には社会福祉援助技術演習、3～4年次には研究演習という少人数の演習を開講し、きめの細かい指導を行っている。なお、研究演習では学生が指導教員を選んで専門的な研究を深め、卒業論文を作成している。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科では、主に1～2年次において、心理学の基礎理論と実験・調査などの研究技法を教授し、3～4年次において臨床心理学の諸理論と心理診断・心理治療の技法を修得できるようカリキュラムを編成している。
- ・教員は大きく教育臨床、医療臨床、一般臨床の専門分野に分かれ、1年次からゼミが開講され、それぞれの教員が自分の専門分野を活かした演習を展開しており、学生は自らの関心と進路に応じたゼミを選択し、最後に学習の集大成としての卒論指導を受けることになっている。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・福祉系科目の多くが含まれる専門共通科目と学科必修の専門科目において、福祉科学の学習の中の一環としての健康科学科の教育の特色を出している。たとえば、「産業福祉」「労働関係法令」「疲労とストレス」「産業カウンセリング」「職業情報」「労働衛生」「健康教育」といった分野について科目を提供している。
- ・養護教諭一種免許に関係する教育職員免許に関する科目としては、18科目が準備されており、養護教諭一種免許取得のために必要な配当科目よりはるかに潤沢な科目提供を行っている。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科における教育は、栄養士、管理栄養士の資格取得のための教科が栄養士法上規定されていることもあり、100単位におよぶ専門科目を必修として課している。これらを大きく「社会と健康」「食べ物と健康」「栄養と健康」といった分野の基礎専門科目と、「疾病と健康」「教育と健康」「臨床の栄養」「給食の管理」といった分野の応用科目とに分けて、4年間を通して順次負担無く履修できるように配分している。
- ・「臨地実習」を重視し、履修科目内容を現場における実践教育を通して身に付ける体制に重点を置いている。
- ・「福祉栄養」の本質を理解させるために「社会福祉原論」「カウンセリング論」「食介護論」などの科目を必須科目とし、本学の専門教員が担当している。

大学院

a) 臨床福祉学専攻博士前期課程

- ・経済学、社会学、倫理、歴史、宗教、などさまざまな分野の基礎的な理論を背景に持ちながらも、社会福祉学独自の理論と方法をもつ学問分野であるとして、その理論と方法をカリキュラムに反映させている。
- ・ソーシャルワークの実践理論として、ソーシャルワーク原論や方法論、福祉人間学、対人支援基礎理論や方法論といった分野をカバーしている。
- ・大学院教育のレベルに相応しい調査研究を行う力をつけるために、調査研究法と統計

調査法に関係している科目を開講している。

- ・学外臨地実習を重視する精神から、臨床福祉学演習を課している。
- ・大学院生の関心領域の研究を助けるために、各種の「臨床福祉学特論」を開講している。その領域としては福祉情報科学、外国語文献研究、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、健康福祉、精神保健福祉、精神医学、産業福祉、家族ソーシャルワークなどをカバーしている。

b) 臨床福祉学専攻博士後期課程

- ・社会福祉とりわけソーシャルワーク論、精神病理学とその領域における診断と治療、情報機器を活用した障害者のコミュニケーション支援、臨床福祉領域における調査のデザインの方法、支援方法の理論と方法、人間福祉論、福祉機関における安全問題といった領域についての科目と演習を開講している。

c) 心理臨床学専攻修士課程

- ・学部レベルにおいて行われた心理学の全般的知識を基礎とし、その上に立って臨床心理学に焦点を合わせた教育と訓練を行っている。また、本専攻の学生のほとんどが、臨床心理士を志向しており、「臨床心理士資格認定協会」の第一種指定大学院でもあることから、同認定協会の指定科目に則った科目を多く開講している。
- ・研究基礎科目の基幹科目では、「心理臨床学特論 ・ 」、「臨床心理面接特論 ・ 」と「臨床心理査定演習 ・ 」を課し、心理臨床に必須の知識と技法の修得を求めている。また、研究領域科目として、研究法系の心理学研究法、心理統計法、臨床心理学研究法に関する特論と、心理臨床系の発達心理学・教育心理学、家族心理学・社会心理学、精神医学・障害児(者)心理学、心理療法・集団心理療法・投影法・学校臨床心理学・コミュニティアプローチ・職場メンタルヘルス他などにつき特論を開講し、専門領域の知識の学習を図っている。
- ・一方、演習等科目の演習では、「臨床心理士資格認定協会」の方針に拠り、専攻分野の近い教員が2人1組で「心理臨床学研究演習 ・ 」を開講し、共同で修士論文の指導に当たっている。また、実習では、「臨床心理基礎実習」で事例研究、ロールプレー、見学などを経験させ、「臨床心理実習」においては学内外の実習を課し、心理臨床に必要な実践力を修得させている。

3 - 1 - 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

学部

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・社会福祉学科では、人と環境の相互作用を基盤にして様々な生活上の問題が発生することから、その問題の解決にはその接点への介入が必要であるとのソーシャルワークの視点に立って、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得したソーシャルワーカーの育成を目指している。そのため提供科目を講義科目、演習科目、実習科目として整理し、専門的な知識を教授する傍ら、実際の援助の方法を知識として知るだけでなく、実践場面で実際に使える技術として身に付けられるよう配慮した科目配置を行っている。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科では、人間心理のとらえ方を学ばせた上、人の心や行動上の問題の改善を支援する技法を修得させ、さらに、その支援の効果を科学的に実証できる人材を育成することを目標としている。人間心理のとらえ方については心理学の諸理論を種々の学派、分野、対象にわたって網羅している。臨床技法については、心理アセスメント 4 科目と心理臨床実習 4 科目からなるカリキュラムによって諸種の心理診断法と心理治療法を指導している。実証のための心理学研究技法については、心理学実験、心理学調査実習、心理統計学、心理学研究法などのカリキュラムを用意し、さらに、実証研究を原則とする卒業論文を課すことでこの修得の徹底を図っている。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・健康科学科では学科の教育目的を有効ならしめるために、知識の習得にとどまることのないようにとの配慮から、体験的に学習する科目として「心理学基礎実験」「心理学基礎実験」「産業カウンセリング演習」「産業カウンセリング演習」などを配当し、学生を知識に基づいた高い技術の習得へと導いている。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科においては「福祉栄養」の本質を理解させるために、介護施設、養護施設、特別養護老人施設など現場を中心に臨地での実践教育を通して、知識の復習、栄養指導技術の習得を重視した教育体制をとっている。

大学院

a) 臨床福祉学専攻

- ・博士前期・後期課程ともにより高度な理念と技術の修得の上に立って、指導教員の密度の高い指導のもと、徹底した臨床福祉学の実習を行っている。

b) 心理臨床学専攻

- ・臨床心理士資格認定に関する科目を開設し、指導教員の指導のもとで、演習と実習と修士論文作成を一体化させた指導体制をとっている。

(2) 3 - 1 の自己評価

学部

- ・社会福祉学科では、社会福祉の問題や制度の大きな変化に応じて、これらの変化をそれぞれの科目の講義の中に取り入れ、学生に常に最新の知識を伝えてきた。その結果として、学生も教員の期待に応え、平成 19(2007)年度の卒業生で言えば約 50%以上が医療・福祉系分野の専門職として就職し、第一線で働いており、本学科の教育課程が有意に機能を果たしている。
- ・臨床心理学科では、心理の専門職として就職するには臨床心理士などの資格が必要となり、そのために大学院進学が必須の時代となってきた。この状況に応じて、臨床心理学科ではカリキュラムでの科目の配備と指導体制が整備されている。臨床心理学科では比較的多くの学生が大学院への進学を希望しているとはいえ、学部卒で就職を選ぶ学生もいることから、心理学の修得を活かすことのできる進路を開拓するために、教育課程の更なる充実を検討している。

- ・健康科学科では、働く人のメンタルヘルスを改善・向上することを意図した人材育成の教育は定着してきた。また、年を追うごとに養護教諭の就職者数が増えてきたことに本学科の教育の成果が現れている。
- ・福祉栄養学科では管理栄養士としての専門職への就職者は卒業者の約半数であり、その半数は福祉関連施設で活躍している。全体の半数は修得した食と栄養、健康の知識を生かせる食品関連企業へ就職し、食育関連事業に従事している。このことから、設置当初の目標を達成したものと評価に立って、教育力の更なる向上に努めている。

大学院

- ・研究科設置後 5 年経過した平成 18(2006)年度に、臨床福祉学専攻において 2 人の博士学位をはじめて授与したが、これは本専攻の教育体制が完成したことの証左である。
- ・心理臨床学専攻では、「臨床心理士資格認定協会」から A ランクの評価を受けたことにより、本専攻の教育体制が一定の評価を受けたものと受け止めており、今後の更なる充実の足がかりとしている。

(3) 3 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

学部

- ・社会福祉学科では、社会福祉士の指定科目等の変更に対応したカリキュラムの整備を準備している。そのカリキュラムに基づいて、これまで以上に専門的な知識、技術を身に付けたソーシャルワーカーを育成することを計画している。
- ・臨床心理学科では、主に産業心理学や社会心理学の教育分野を拡充し、一般企業や行政分野に就職する学生にも活かせる知識の教授を更に検討している。
- ・健康科学科では、第一種衛生管理者資格の取得のための科目配分は、色々な科目に分散している。今後、学生がより履修しやすくするために、各科目に部分的に必要な関係箇所を含めるのではなく、科目とその必要とする内容の対応関係を一層整理していく。
- ・福祉栄養学科では、管理栄養士専門職以外に、食品関連企業における食品衛生管理者、フードスペシャリスト、NR（栄養情報担当者）等としても充分活躍する人材の養成をも視野に入れて、多様な方面に卒業生を輩出することを計画している。

大学院

- ・2 つの専攻ともに設置目標の最初の段階を達成したと言えることから、このレベルを維持しつつ、更なる発展のために指導教員制度の一層の充実を図る。

3 - 2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3 - 2 - 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

学部

- ・本学の教育課程は次のような授業科目の区分によって編成されている。授業科目は「一般共通教育科目」「専門共通科目」「専門科目」「教育職員免許に関する科目」に分け、

順序立てて履修できるように、科目レベルの設定または年次配当がなされている。先修条件を付すことにより、学生が体系的に学習できるように配慮している。

a. 「一般共通教育科目」

学習の基礎を身に付けるため、「基礎」「総合教養」「言語教育」「健康教育」「情報教育」の5区分にわたる教科を学び、総合力を養う。主に1~2年次で開講。

b. 「専門共通科目」

1年次で身に付けた基礎的な知識を土台に、専門分野を修得する上で基礎となる内容を学ばせる。主に2~3年次で開講。

c. 「専門科目」

社会福祉学科、臨床心理学科、健康科学科、福祉栄養学科の学科ごとに、専門性を養うための分野を学ぶと同時に、実技を含め進路に沿った科目を履修し、専門知識と技術をより高める。主に3~4年次で開講。

d. 「教育職員免許に関する科目」

教育職員免許状取得に必要な授業科目が設定され4年間に配当されている。

- ・各授業科目については、大学設置基準「第六章、教育課程」第二十条（教育課程の編成方法）に定められているとおり、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成している。

a. 「一般共通教育科目」「専門共通科目」「専門科目」は、これを必修科目及び選択科目に区分する。

b. 「教育職員免許に関する科目」はすべて自由科目とする。

- ・各授業にはシラバスが準備され、学生はシラバスを参考にして履修登録を行っている。シラバスは、フォーマットへの記入方式で事前に必ず教務委員会（教職員で構成されている）によってチェックされる仕組みとなっている。将来の Web 公開に備えて統一したシラバスになるように工夫している。

大学院

a) 臨床福祉学専攻

- ・本学の基本である「臨床福祉学」の構築をもとに、基幹科目、研究領域科目（方法論系、理論系、保健福祉系）、心理系、演習、実習に分け、整理している。

b) 心理臨床学専攻

- ・本専攻の科目は、研究基礎科目である基幹科目と研究領域科目（研究法系、心理臨床系）、演習、実習からなり、適切な内容で体系的に編成されている。

3 - 2 - 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

学部

- ・2学部4学科に共通の一般共通教育科目については、表3-2-1のとおりで、福祉を学ぶために必要とされる基礎的な知識技能や教養が修得できるように設定されている。これを基本として4学科の各教育目的に対応した科目や資格・免許に関連した科目が設置されている。

a. 基礎

本学の教養教育を推進する要であり、一般共通教育の中でも最も重要な部門と位

置づけ、社会福祉学科では「基礎演習 ・ 」、他の 3 学科では「基礎演習 ・ ・ 」、を卒業必修科目としている。深い人間性の涵養、いわゆる総合的な「人間力」の涵養をめざすための基礎科目として、学習方法の基礎を始め、教員が学生との人間的交わりを通して、「学ぶとは何か」、「人間とは何か」を教える。

b. 総合教養

表 3 - 2 - 1 に示す基本の 6 科目に加え、各学科の教育目的や取得資格に応じて複

表 3 - 2 - 1 一般共通教育科目一覧（4 学科共通の科目）

| | 基礎 | 総合教養 | 言語教育 | 健康教育 | 情報教育 |
|-------------|------|-------|-------|--------|-------------|
| 科 目 名 | 基礎演習 | 生命倫理学 | 英語 甲 | 体育講義 | コンピュータ基礎 |
| | 基礎演習 | 社会学 | 英語 乙 | 健康科学講義 | コンピュータ基礎 |
| | 基礎演習 | 日本国憲法 | 英語 甲 | 体育実技 | コンピュータサイエンス |
| | 基礎演習 | 政治学 | 英語 乙 | | ス |
| | | 経済学 | フランス語 | | コンピュータサイエンス |
| | | 人権教育 | 中国語 | | ス |

数の科目が開講されている。それらは、社会福祉学科では「国際関係論」「現代史」など 12 科目、臨床心理学科では「心理学」など 3 科目、健康科学科では「行政法」など 3 科目、福祉栄養学科では「ゲノムから見た生命」の 1 科目である。

c. 言語教育

「言語教育」の柱となる英語の必修科目は、表 3 - 2 - 2 のとおりである。選択科目については、「実用英語」(TOEIC 等)、「アドバンストイングリッシュ」など資格や高度な英文を読むための内容となっている。

表 3 - 2 - 2 本学の英語必修科目（4 学科共通）

| 科 目 | 開講時期 | 内 容 |
|------|---------|---|
| 英語 甲 | 1 年次春学期 | 英語圏の文化や思想を学ぶ。 |
| 英語 甲 | 2 年次春学期 | |
| 英語 乙 | 1 年次秋学期 | リスニング、ライティング等の内容を学ぶとともに、英語によるコミュニケーションの基礎を養う。 |
| 英語 乙 | 2 年次秋学期 | |

d. 健康教育

「健康教育」には、体育講義、健康科学講義及び体育実技の 3 科目が設定されている。体育講義では「体育史」「発育教育」「運動生理」「スポーツ心理」等の分野を設定し、健康科学講義では主に保健分野を取り扱い生活に身近なテーマを設定している。体育実技では今後の生涯スポーツにつなげるための種目を設定し、自分の体力・体調に応じた運動技能やレベルの習得をめざし、「楽しいから運動しよう」という意欲を高めていくことに主眼をおいて実施している。

e. 情報教育

授業科目及び授業内容は表 3 - 2 - 3 のとおりである。いずれの科目も授業は演習・実習形式で行われている。「コンピュータ基礎」の授業内容については、平成 18(2006)年度から「情報」という科目を履修した高校生が入学することを考慮し見直したが、高等学校における未履修問題や履修内容の違い(「情報 A」「情報 B」「情報 C」のいずれを学習するかは各高等学校に委ねられている)によって、それ以前の授業内容とそれほど大きな変更を必要としなかった。

表 3 - 2 - 3 情報教育科目と開講時期及び内容

| 科目 | 開講時期 | 内容 |
|-------------|---------|--|
| コンピュータ基礎 | 1 年次春学期 | 文書作成、プレゼンテーション技法、インターネットの活用とネチケット |
| コンピュータ基礎 | 1 年次秋学期 | 表計算処理、情報の統合活用 |
| コンピュータサイエンス | 2 年次春学期 | 情報科学についての講義、HTML(HyperText Markup Language)によるホームページ作成など |
| コンピュータサイエンス | 2 年次秋学期 | Visual Basic やマクロなどのプログラミング |

- ・ 専門共通科目については、学科ごとに専門教育内容に応じた、社会福祉系及び心理系の各科目が設定されており、学科間で共通の科目については合同の授業が行われている。社会福祉学科では心理系科目を中心に、「生涯発達心理学」「発達臨床心理学」「家族心理学」など 11 科目、臨床心理学科では社会福祉系科目を中心に、「社会福祉原論」「福祉人間学」「児童福祉論」「精神医学」など 28 科目、健康科学科では社会福祉系及び心理系の科目、例えば「障害者福祉論」「産業福祉概論」「カウンセリング論」など 32 科目、福祉栄養学科においても社会福祉系及び心理系の科目「社会福祉原論」「カウンセリング論」「福祉人間学」など 16 科目を設定している。
- ・ 専門科目については、学科の専門的な教育目的に応じた科目が設定されている。4 学科とも 4 年間にわたって配当されているが、年次に応じて基礎から専門へと内容やレベルが段階的に編成されている。各学科とも研究演習を置き、必修科目としてより専門性を高める教育を行っている。社会福祉学科と臨床心理学科では卒業論文(4 単位)を課している。
- ・ 上記以外の各学科独自の専門科目の主な内容を次に示す。
 - a) 社会福祉学科
 - a. 1 年次には、「社会福祉入門」「福祉人間学」「社会福祉援助技術総論」などが設定されている。
 - b. 2 年次には「社会福祉援助技術演習」、2 年次から 3 年次にかけては「社会福祉援助技術現場実習指導」などが設定されている。
 - c. 3 年次になると「社会福祉援助技術現場実習」などが設定されている。
 - b) 臨床心理学科
 - a. 基礎科目として、「心理学概論」「臨床心理学概論」「生涯発達心理学」「心理統計

学」「心理学研究法」「心理学基礎実験」などが設定されている。

- b. 実習科目として、「臨床心理学実習 ～ 」「臨床心理アセスメント ～ 」「心理学調査実習」などが設定されている。

c) 健康科学科

- a. 1年次には、「解剖生理学」「小児保健」などの専門基礎科目が設定されている。
- b. 2年次では、「衛生学」「栄養学」「公衆衛生学」などの専門科目をはじめ、「臨床医学」「健康教育学原論」「看護技術」など資格に関わる専門科目が多く設定されている。
- c. 3年次以降では、より専門性の高い「ストレスマネジメント」「疲労とストレスの科学」「産業カウンセリング演習」などが設定されている。

d) 福祉栄養学科

- a. 基礎分野として社会・環境と健康（「公衆衛生学」「健康管理論」等）、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち（「解剖生理学」「生化学」等）、食べ物と健康（「食品学」「調理学基礎実習」等）の3項目によって設定されている。
- b. 専門分野としては、基礎栄養学、応用栄養学など7項目に分類され、「ライフステージ栄養学」「臨床栄養学総論」「公衆栄養学」「給食経営管理論」などが設定されている。

・教育職員免許に関する科目については、教職科目の履修年次及び授業期間などについては、表3-2-4のように教育課程を組み、円滑な免許状取得が行えるように、1年次から系統的に学習できる体制になっている。

表3-2-4 教育職員免許取得に必要な科目

| 履修年次 | 春学期 | 秋学期 | その他 |
|------|--|--------------------|--------------|
| 1年次 | 教師論 | 教育原論 | 教職ガイダンス |
| 2年次 | 発達学習過程論、教育課程論、特別活動論、道徳教育論、生徒指導論、各教科指導法 | 教育社会学、各教科指導法 | |
| 3年次 | 学校教育相談、総合演習A、各教科指導法 | 教育方法論、総合演習B、各教科指導法 | 教育実習ガイダンス |
| 4年次 | 教育実習（事前事後指導を含む）、介護体験 | | 教育実習校の巡回指導訪問 |

大学院

- a) 臨床福祉学専攻
 - ・本専攻の授業内容は、教育課程の方針に基づき構成されている。その内容が科目名に相応しいかを教務担当教員が点検して、「学生便覧」にシラバスとして掲載している。
- b) 心理臨床学専攻
 - ・必修科目と選択科目を組み合わせ、更には臨床経験豊富な教員及び「心理・教育相談センター」教員の指導により、理論面と臨床・実践面のバランスを保持した科目配置になっている。

3-2- 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

学部

- ・年間学事予定、授業時間はあらかじめ前年度末までに定め、新年度が開始される春学期のはじめに学生に周知徹底するように印刷物（「学生便覧」他文書）で配付している。
- ・授業期間については、大学設置基準に基づいて「学則」により設定しており、4月1日から9月30日までを春学期、10月1日から翌年3月31日までを秋学期として、 Semester制をとっている。夏季休業は8月1日から9月30日、冬季休業は12月21日から1月7日、春季休業は3月11日から3月31日となっている（学則第28条、29条）。なお、授業開始日は、学年暦による。
- ・授業週数は、15週を確保している。また、授業が休講となった場合は必ず補講をすることになっており、それを土曜日に設定している。また、春・秋学期授業終了後の一定期間にも補講期間を設定し、必要に応じて集中講義を設けている。これらによって、シラバス（授業回数15回明記）に記載されている授業時間及び内容の実施を、学生に保障している。
- ・授業時間は表3-2-5のとおり6時制限となっている。

表3-2-5 学部授業時間一覧

| 時限 | 時間 |
|-----|-------------|
| 1時限 | 9:00～10:30 |
| 2時限 | 10:40～12:10 |
| 3時限 | 13:00～14:30 |
| 4時限 | 14:40～16:10 |
| 5時限 | 16:20～17:50 |
| 6時限 | 18:00～19:30 |

- ・教育実習（中学校・高等学校）に関する諸事項については、3年次の時に教育実習希望者に配付する『教育実習日誌』に記載されている。その内容は教育実習年間スケジュールや実習手続き用紙、学習指導案等も含めて、教育実習に関する全部の要件が示されている。

大学院

- ・授業時間は表3-2-6のとおり7時制限となっている。

表3-2-6 大学院授業時間一覧

| 時限 | 時間 | 備考 |
|-----|-------------|---------|
| 1時限 | 9:00～10:30 | |
| 2時限 | 10:40～12:10 | |
| 3時限 | 13:00～14:30 | |
| 4時限 | 14:40～16:10 | |
| 5時限 | 16:20～17:50 | |
| 6時限 | 18:30～20:00 | サテライト教室 |
| 7時限 | 20:10～21:40 | サテライト教室 |

- ・ 本学の統一様式に従い、「大学院生便覧」にシラバス、年間スケジュールなどの重要事項が明記され、学生に配付されている。また、授業はそれに基づき進められており、変更等が生じた際は掲示板やウェブ掲示、担当教員からの事務連絡が行われている。

3 - 2 - 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。

学部

- ・ 年次別履修単位数の上限等については、表 3 - 2 - 7 のとおり、学期ごと履修単位数の制限が設けられており、年間修得単位数の上限と卒業要件（単位数）は、表 3 - 2 - 8 のとおりとなっている。

表 3 - 2 - 7 学期ごとの履修単位数の上限

| 学年 | 春学期制限単位数 | 秋学期制限単位数 |
|---------|----------|----------|
| 1、2、3年次 | 28 | 28 |
| 4年次以上 | 32 | 32 |

表 3 - 2 - 8 年間修得単位数の上限と卒業要件（単位数）

| 科 年次 | 社会福祉学部 | | 健康福祉学部 | | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|-----|
| | 社会福祉学科 | 臨床心理学科 | 健康科学科 | 福祉栄養学科 | |
| 年間修得単位数の上限 | 1年次 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| | 2年次 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| | 3年次 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| | 4年次以上 | 64 | 64 | 64 | 64 |
| 進級の要件 (単位数) | 1年次 | - | - | - | - |
| | 2年次 | - | - | - | - |
| | 3年次 | - | - | - | - |
| 卒業の要件 (単位数) | | 124 | 124 | 124 | 124 |

- ・ 卒業要件については、各学科における卒業に必要な最低単位数は表 3 - 2 - 9 のとおりである。

表 3 - 2 - 9 卒業に必要な最低単位数

| 科目名 学科名 | 一般共通教育科目 ()は必修単位数 | 専門共通科目及び専門科目 ()は必修単位数 | 合計 |
|------------|-----------------------|---------------------------|-----|
| 社会福祉学科 | 24 (14) | 100 (28) | 124 |
| 臨床心理学科 | 24 (18) | 100 (36) | 124 |
| 健康科学科 | 24 (18) | 100 (18) | 124 |
| 福祉栄養学科 | 24 (19) | 100 (100) | 124 |

- ・先修条件については、科目を履修登録する場合、他の科目の単位取得または履修を必要とする科目を資料 3 - 5 のとおり設定し、履修登録科目の関係性に配慮するとともに、学生に対して科目間の関連性や学問性についての意識づけを行っている。
- ・本学卒業に関する要件の適用については、教務委員会により当該年度の卒業予定者に対する一次審査が行われ、その結果を教授会において審議し、承認している。

大学院

- a) 臨床福祉学専攻
 - ・「大学院学則」に規定されているとおり、博士前期課程は 2 年以上在籍し、所定科目 30 単位以上を取得し、修士論文の提出とその審査が必要となる。
 - ・後期課程においては 3 年以上在籍し、所定科目 20 単位以上の取得と博士論文の提出及び審査の合格が必要となる。
- b) 心理臨床学専攻
 - ・本専攻修士課程では 2 年以上在籍し、所定科目 30 単位以上の単位取得と修士論文の提出及び審査の合格が必要となる。

3 - 2 - 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。

学部

- ・成績評価（教育・学習結果の評価）については次のように行っている。
 - a. 成績評価は試験や平常の学修状況を総合して行っている。成績評価は 100 点満点で行い、60 点以上が合格、59 点以下を不合格とする。
 - b. 成績の表示は、表 3 - 2 - 10 の区分で行い、学生及び学外に対する成績証明書は表示によって行う。

表 3 - 2 - 10 成績の表示区分

| 評価点 | 表示 | 合否 |
|----------|----|-----|
| 90 ~ 100 | 秀 | 合格 |
| 80 ~ 89 | 優 | |
| 70 ~ 79 | 良 | |
| 60 ~ 69 | 可 | |
| 0 ~ 59 | 不可 | 不合格 |

- c. 成績評価を行うに当たっては、筆記試験、口頭試験、実技、レポートなど多様な方法を用いる。
- d. 試験の種類には、定期試験、平常試験、追試験、再試験、特別試験などを設定し、学生の成績に応じた評価のしかたを工夫している。
- ・成績評価の結果については次のように活用している。
 - a. ゼミ担当教員は、担当学生の成績評価を資料として個別指導に活用している。
 - b. 本学では、10 月に教育懇談会を開催し、保護者を対象に全学的な活動状況の報告会を行うとともに、保護者とゼミ担当教員との個別面談を行っているが、成績結果も

面談資料の一部として活用している。

- c. 本学には、2年次生から学業優秀者に対して授業料を一部免除する特待生（「特待生規程」）制度及び入学試験時の成績優秀者に対して、奨学金を支給する「一般入試奨学金給付制度」（「一般入試奨学金給付制度規程」）があるが、それらの対象者の人選及び継続判定に際して、前年度の学業成績を基準のひとつとしている。

大学院

- ・学生の成績評価は、各授業担当教員が学生の学習過程と到達度をもとに評価し、成績の表示区分については、学部の区分方法に準拠している。また、評価方法については、「履修ガイド」のほか、シラバスにも明示されており、学期を通じて学生の勉学の成果をもとに最終判定を行っている。
- ・可能な限り、学期の途中で学生の成績状況ないし教員による評価をフィードバックし、それによって学生の学習意欲を高めるように努力している。

3-2- 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

学部

- ・一般共通教育科目の特色ある工夫については、次の通りである。
 - a. 「基礎」に区分される「基礎演習 ～ 」については、少人数クラス編成で演習形式とし、学生間及び学生と教員の間の人間的交流をはかり、人間性の涵養を行う。演習の内容は、担当教員の研究分野に関連するテーマを扱うものとするが、その題材を通して多面的な教養教育を行う。
 - b. 「総合教養」に関する科目については、併設の関西女子短期大学と単位互換の提携を行っている。本学からの提供科目のうち、一般共通教育科目は、「健康科学講義」「ゲノムから見た生命」で、一方、本学学生への有用性に鑑み「文学」「女性学」を本学への提供科目として受け入れている。高大連携制度へも貢献がなされており、一般共通教育科目からは、「現代史」と「経済学」が提供されている。各学科の専門教育に関連する独自の科目が表 3-2-11 のように開講されている。他学科受講も認められ柔軟に運営されている。

表 3-2-11 学科設定科目

| 社会福祉学科 | 臨床心理学科 | 健康科学科 | 福祉栄養学科 |
|-------------------------------------|------------|-------------------|-----------|
| 心理学、法学、国際関係論、現代史、東西交流史、日本史、地理学、特別講義 | 心理学、法学、日本史 | 心理学、ゲノムから見た生命、行政法 | ゲノムから見た生命 |

- c. 英語の不合格者については、基礎学力の徹底を重視した再履修クラスを設定し、基礎から学びなおす制度を実施している。
- d. 「言語教育」に関する科目については、健康科学科の習熟度別授業では、各レベルに応じた授業が行われている。英語力のあるクラスでは、やや難易度の高い授業を、英語力の低いクラスでは、基礎を重視した授業を行っている。

- e. 「健康教育」に関する科目では、「体育実技」において、福祉栄養学科以外の学科は選択のため、男女比が授業開始まで定まらず、どちらかの比率の多少に関わらず、男女合同で実施できる種目の設定を行い、実技指導をしている。
- f. 「情報教育」に関する科目については、「コンピュータ基礎 ・ 」と「コンピュータサイエンス ・ 」のいずれの授業科目も1クラスは50人以下に設定しており、少人数のクラスを除く各クラスに上級生によるTA(Teaching Assistant)を配置して学習支援を行っている。
- ・ 専門教育の特色ある工夫については、次の通りである。なお、社会福祉学科及び福祉栄養学科の学外実習教育に関しては、特記事項1にも記述している。
 - 1) 社会福祉学部
 - a) 社会福祉学科

外部の社会福祉施設・相談機関と連携を密接にし、合同研究会を開催するとともにボランティア体験の場を多く提供している。また、「福祉実習相談室」を設置し、学生の外部実習等の支援を行っている。
 - b) 臨床心理学科

地域の子育て支援施設のサポートを行っている。また、学生に対しては随時、施設へのボランティア活動の紹介をしている。
 - 2) 健康福祉学部
 - c) 健康科学科

本学科が主軸となって産学協同によるEAP(Employee Assistance Program : 就労者支援プログラム)の活動を行っており、本学の「EAP 研究所」は、企業社会におけるメンタルヘルス支援を学ぶ場として活用されている。また、「養護看護実習室」を設置し、養護教諭免許の取得を目指す学生の支援を行っている。
 - d) 福祉栄養学科

保育所、学校、高齢者用施設等との合同セミナーを実施するとともに、食生活管理や栄養指導を担う専門家の養成を行っている。また、「福祉栄養実習室」を設置し、学生の臨地実習や栄養教諭免許取得等の支援を行っている。
- ・ 教育職員免許に関する科目では、教員免許取得希望者全員に模擬授業をさせ、個人指導を徹底している。中学校教員免許「社会」では、教育実習以外に介護体験が必修であるが、本学の社会福祉学科の学生は、カリキュラム上それに相当する機関への実習が設けられているので、他大学に比べて社会福祉の現場での実習体験が豊富である。

大学院

- a) 臨床福祉学専攻
 - ・ 最近の動向、情報、担当教員の研究成果を紹介しながらも、基礎理論を踏まえて授業を行っている。
 - ・ サテライト教室では、関西圏で唯一の社会福祉学における昼夜開講制を実施する大学院（博士前期課程）として、社会福祉の第一線で働くソーシャルワーカーのレベル向上に貢献している。
- b) 心理臨床学専攻
 - ・ 演習は教員の2人指導体制をとっているほか、実習に関しては臨床領域担当教員を中

心に学内・学外での実習をコーディネートするために「心理臨床学専攻実習委員会」を作り指導をしている。また、さまざまな実習機関との連絡を密にしている。

3 - 2 - 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

- ・本学ではいずれの課程においても通信教育は実施していない。

(2) 3 - 2 の自己評価

学部

- ・全般に、教育課程の編成は大学設置基準第 19 条～第 33 条に拠り検討した結果、体系的かつ適切に設定されているとともに、本学の建学の精神に基づき教育と研究が進められるように編成されている。
- ・2 学部 4 学科の各教育課程の編成も、資格取得に必要な科目が基本的には不足なく設定されている。
- ・専門共通及び専門教育の設定科目に比べて、豊かな人間性の育成という観点から見た、一般共通教育に関する設定科目の分野が少なく十分とは言えない。
- ・授業期間や年間行事は厳格に運用しており、特に学生の学修に対する大学の義務としての補講など、学生の学習に対する権利を保障するしくみとして定着している。

大学院

- ・両専攻ともに教育課程は体系化されており、科目分類としては幅広く網羅されている。
- ・臨床福祉学専攻では原則として、専任教員による授業が中心であるため、教育課程は体系化しているものの、専任教員の専門分野にやや偏る傾向がある。
- ・心理臨床学専攻の教育内容や実習内容については、「臨床心理士資格認定協会」より A 判定という非常に高い評価が与えられており、演習の 2 人指導体制も平成 18(2006)年度行われた同協会の実地視察の際に高く評価されている。また、同視察で改善示唆があった箇所についても見直しを図るなど、より一層の改善に努めている。

(3) 3 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

学部

- ・2 学部 4 学科において取得できる資格や免許の種類が多様化しており、それに対応して学生の進路選択も多方面に分かれてくるようになった。卒業生の完全就職を目指したキャリア教育、国家試験・採用試験対策の充実を図るとともに、豊かな人間性を育てる上で必要な教養教育の充実を図る。
- ・本学のモットーである少人数制授業の充実、更には学内外における実習・研修ということも含めて、一般共通教育、専門教育及び教職教育の発展を求めて、人的補強や施設面での整備拡充を行う。
- ・本学の教育の柱である福祉教育の充実に加えて、福祉社会のグローバル化、福祉教育の革新化、人類福祉の創造などが急速に進展していくことに対応して教育課程の見直し

を行う。

大学院

- ・臨床福祉学専攻では今後も、学生のニーズに応じた教育課程の編成に向けて検討を続けていく。また、より体系的な教育課程を編成するため、教務のみならず大学院担当者全員による専攻会議で授業内容について討議をしたり、後期課程からの入学者に対して必要に応じて前期課程の履修や指導体制を考慮したりしていく。
- ・教育科目と内容が担当教員の専門性に偏らないよう特段の配慮をしている。特に学生への研究指導については、研究への副指導者との協働体制には十分配慮をしている。
- ・サテライト教室の図書や教材機器が本校ほど豊富でないので、授業での制約も多く、今後一層の改善を行っていく。
- ・心理臨床学専攻では、学内者のみのアドバイザー制に加えて、平成 20(2008)年度から導入した学外スーパーバイザーによるインテンシブな指導・助言を一層強力にする。
- ・学生の学習・研究の可能性を上げ、バランスを高めるために、学部臨床心理学科に属する教員の全てが、大学院で最低 1 科目の授業を担当するようにしている。これに加え、理論と臨床の両方に秀でている人材の確保と増員が不可欠であるため、退職予定の臨床領域教員の補充に力を入れていく。

[基準 3 の自己評価]

学部

- ・本学は開学 10 周年を経過したが、教育課程編成や教育方法等において大学設置基準第 19 条～第 33 条に準拠して、体系的かつ適切に設定されており、本学の建学の精神に基づいた教学体制となっている。
- ・2 学部 4 学科の各学科の体制も社会的な変化に対応して整備されており、社会福祉士・精神保健福祉士や認定心理士、養護教諭、管理栄養士などの資格、免許を取得できるようになっていて、これまで数多くの有為な人材を社会に送り出してきた。
- ・授業期間や年間行事は厳格に運用しており、補講や集中講義などにより授業回数の確保を徹底し、学生の学修に対する大学の義務及び学生の学習権を十分に保障している。
- ・学生の幅広い教養や豊かな人間性の育成という観点から見た場合、一般共通教育の充実・拡大が十分であるとは言えない。

大学院

- ・社会福祉学研究科の 2 専攻共通として、大学院の教育課程は全体的に過不足なく整備されており、科目分類も幅広く網羅されている。
- ・「臨床心理士資格認定協会」より A 判定という高い評価を与えられ、演習の指導体制も同協会の実地視察の際に高い評価を得ている。

[基準 3 の改善・向上方策 (将来計画)]

学部

- ・2 学部 4 学科において取得できる資格や免許の種類の多様化、更に学生の進路選択の多方面化に対応して、キャリア教育、国家試験・採用試験対策の充実を図る。

- ・ 本学のモットーである福祉教育の充実、専門的職業人の育成、豊かな人間性の涵養を図る上で、一般共通教育、専門教育及び教職教育に関する教育課程のバランスを見直す。
- ・ 平成 21(2009)年度より社会福祉士の養成カリキュラムが変更されることに応じて、社会福祉学科の教育課程及び教育方法の整備を早急に行う。また、臨床心理学科の卒業生の進路希望が多様である現況に対応し、教育課程、教育方法の更なる整備・拡充に努める。

大学院

- ・ 臨床福祉学専攻においては、学生のニーズに応じた教育課程の編成を図るため、大学院担当の関係者全員による教育内容及び教育方法の討議を深め、研究指導体制の充実を図る。また、サテライト教室の図書、教材等の整備・充実を早急を実現する。

基準 4. 学生

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

（1）事実の説明（現状）

4-1-1 アドミッションポリシーが明確にされているか。

- ・建学の精神及び教育理念のもとに、「意欲のある学生」を受け入れるため各学部学科・研究科のアドミッションポリシーを明確にしている。
- ・「募集要項」「大学案内」大学ホームページに全学科及び研究科のアドミッションポリシーを以下のように記載し、オープンキャンパス、他各種入試説明会で説明を行い、受験者、高等学校及び関係者への周知を図っている。

学部

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

社会福祉を学ぼうとする強い意欲を持ち、将来は社会福祉士や精神保健福祉士や保育士の資格を取得し、それを生かして、行政関係の福祉機関、社会福祉施設、病院等、さらには企業等で働きたいと考えている人を求めています。

b) 臨床心理学科

こころのしくみや働きについて興味があり、こころの問題の実態、診断、支援について学ぶ意欲のあることが必要です。そして、人とのあいだで温かく穏やかなコミュニケーションがとれ、こころの触れ合いを大切にできる人を求めています。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

健康・疾病・障害に強い関心を持ち、福祉・教育・医療・保健等の機関や企業において、健康支援・増進にたずさわる専門家として就労することを希望する者。具体的には、養護教諭、健康と安全を身につけるための教育者（保健科教育者）障害者就労支援専門家、働く者のこころの支援者ほかになりたい人を求めています。

b) 福祉栄養学科

食生活に関心を持ち、食品学・栄養学の基礎、栄養指導の実践技術を学び、福祉・保健・医療・産業・教育の多様な分野において、人生のあらゆるライフステージに対応した究極のQOL(Quality of Life)を追求する管理栄養士を希望する人を求めています。

大学院

a) 臨床福祉学専攻 博士前期課程

臨床福祉学専攻の前期課程では、社会福祉の理論と方法を重視しながらも「臨床」という活動に焦点を合わせ、ソーシャルワーカーとして、一段高いレベルの対人支援技術を身につけたプロフェッショナルを目指す人物を求めています。

b) 臨床福祉学専攻 博士後期課程

臨床福祉学専攻の博士後期課程では、臨床福祉学の研究と教育に従事しうる高度な識見と学識を身につけ、臨床福祉の第一線で調査研究の実施と指導が出来る研究者を

指そうとする人物を求めています。

c) 心理臨床学専攻 修士課程

心理臨床学専攻の修士課程では、心理学全般の広い知識を基礎にして臨床という領域で活躍するために、大学内外における高度な臨床実習を通して、心理臨床の高度専門職業人・心理臨床家を指そうとする人物を求めています。

4-1-1 アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

- ・入試広報部において、入試制度及び入試選考、広報、そして学生募集活動に関する業務を主管したうえで、事務局の各部署を横断して各年度当初に入試担当責任者・実働者・スタッフ等を決定し、入試の年間スケジュールの管理運営・入試に関する会議・事前準備・当日の運営・判定・合否通知・データ管理等全学協力体制で実施している。

表 4-1-1 入試区分と選考方法

| 大学・大学院 | 入試区分 | 選考方法 |
|--------|---|---|
| 大学 | AO 入試 (9月、後期) | 福祉や健康を意欲的に学び、各分野で働くうえで必要となる資格取得に努め、カウンセリング・マインドを持ってリーダーシップを発揮し、日本の福祉を担うことに熱意を持つ人材を求める趣旨のもと、レポート・面接等によりアドミッションポリシーに適合した者を選抜する。(専願) |
| | 推薦入試 (指定校制、公募制 A・B) | 指定校制は、指定校の学校長の推薦で本学を第 1 志望とする現役高校生を対象とする。(専願) 公募制は、高等学校長の推薦で本学を強く志望する現役及び二浪までを対象とし、基礎能力(国語・英語・思考力)または小論文を課し、選抜する。(併願) |
| | 一般入試 (前期 A・B、後期) | 高等学校までに修得した学力について、学科目試験を課し、入学後、本学の教育を受けるにふさわしい能力・適性を有するか判定し、選抜する。 |
| | センター試験利用入試 (前期、後期) | 「大学入試センター試験」の成績に基づき、受験者の中から本学が求めている学力を持った学生を選抜する。(本学独自の試験は課さない) |
| | 社会人入試 (前期・中期・後期) | 高等学校卒業後 2 年以上の社会人経験並びに志望学科に対する明確な志向を有する者を対象に、小論文と面接を課し、選抜する。 |
| | 編入学入試(3年次) (一般前期・中期・後期) (指定校 . . . 期) | 短期大学や専門学校卒業(見込み)あるいは他大学等に進学又は卒業後、本学の教育に強い関心を持った目的意識の高い者に対し、小論文又は英語と面接(福祉栄養学科は専門科目と英語と面接)を課し、選抜する。 |
| 大学院 | 一般選抜・社会人選抜 (前期・後期) 内部推薦 | 高い「臨床の専門家」への意欲を有する者に、心理臨床学専攻(修士課程)と臨床福祉学専攻(博士前期・後期課程)において実施する。 英語と専門科目の筆記試験、面接及び出願書類を総合的に審査のうえ選抜する。 1 社会人選抜は英語を課さない 2 内部推薦は GPA 条件のうえ、面接のみ。 3 心理臨床学専攻は、英語、専門科目に加えて小論文を課す。 |

- ・入学者選抜試験の実施については、学長を委員長とする「入試委員会」、入試広報部長を委員長とする「入試実行委員会」のもとに、各入試区分別に教職員で入試担当者を決定し、全体説明会等の事前の準備を周到に行い、入試を実施している。
- ・事前検討会で原案を作成し、教授会で審議して入学者を決定している。
- ・入試区分と選考方法は以下の表 4 - 1 - 1 に示すとおりである。

4 - 1 - 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

- ・本学における収容定員と入学定員、在籍学生については次のとおりである。

学部

- ・平成 20(2008)年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生の比率は、社会福祉学部社会福祉学科が 1.25 倍、臨床心理学科が 1.26 倍、健康福祉学部健康科学科が 1.13 倍、福祉栄養学科が 1.05 倍となっていることから、大学全体の管理体制としてはほぼ良好な比率となっている。

表 4 - 1 - 2 学科入学者・在籍者状況

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 入学者数 | 入学者/定員比率 | 収容定員 | 在籍者数 | 在籍者/定員比率 |
|--------|--------|-------|-------|----------|---------|---------|----------|
| 社会福祉学部 | 社会福祉学科 | 240 人 | 264 人 | 1.10 倍 | 1,040 人 | 1,296 人 | 1.25 倍 |
| | 臨床心理学科 | 100 人 | 126 人 | 1.26 倍 | 440 人 | 553 人 | 1.26 倍 |
| 健康福祉学部 | 健康科学科 | 90 人 | 84 人 | 0.93 倍 | 380 人 | 428 人 | 1.13 倍 |
| | 福祉栄養学科 | 80 人 | 87 人 | 1.09 倍 | 330 人 | 345 人 | 1.05 倍 |

収容定員、在籍者数においては編入学生を含む

大学院

- ・臨床福祉学専攻博士後期課程及び心理臨床学専攻修士課程は収容定員を満たしてはいるものの、臨床福祉学専攻博士前期課程では収容定員を満たしていない。

表 4 - 1 - 3 大学院入学者・在籍者状況

| 研究科 | 専攻 | 課程 | 入学定員 | 入学者数 | 入学者/定員比率 | 収容定員 | 在籍者数 | 在籍者/定員比率 |
|----------|---------|--------|------|------|----------|------|------|----------|
| 社会福祉学研究科 | 臨床福祉学専攻 | 博士前期課程 | 20 人 | 7 人 | 0.35 倍 | 40 人 | 20 人 | 0.5 倍 |
| | | 博士後期課程 | 3 人 | 2 人 | 0.67 倍 | 9 人 | 12 人 | 1.33 倍 |
| | 心理臨床学専攻 | 修士課程 | 10 人 | 15 人 | 1.50 倍 | 20 人 | 30 人 | 1.50 倍 |

(2) 4-1の自己評価

- ・各学科及び研究科が掲げるアドミッションポリシーに相応しい「意欲ある学生」「こころざしのある学生」を受け入れることができている。
- ・学部においては入学者数、在籍者数とも過不足なくほぼ適切な範囲内で管理ができているが、年々志願者が減少し、本学が目標とする志願者数を獲得できにくい状況にある。
- ・大学院では、臨床福祉学専攻の志願者が少なく、故に入学者が充足できない状況である。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学ホームページの改訂や各教員の紹介等を検討実施することで、本学の特色・魅力のアピールを行い、教育理念・目標そしてアドミッションポリシーの幅広い周知を通じて志願者の拡大を図っていく。
- ・本学のアドミッションポリシーに共感した、本学を第1志望とする志願者を更に増やすため、そして意欲ある目的意識の高い入学者を増やすために、入学者選抜方法及び入試運用体制の見直しと改善を図っていく。
- ・入学者数、在籍者数とも学部においては適切な範囲内で管理できてはいるが、学生数の確保についてはより厳しい状況を迎えることになるため、志願者が魅力を感じるように、授業・教育内容の更なる充実、施設の整備など改善・工夫を行っていく。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-2-2 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

学部

1) オリエンテーション、オフィスアワー

- ・年度始めにオリエンテーションを全学年で実施している。特に入学生に対しては、大学生活を有効に過ごすことができるよう各学科をはじめ、教務部、学生支援センター、図書館、情報センター他、事務局各部署が学生への学習支援を行っている。
- ・また、専任教員の担当授業以外に、学生への質問、相談に応じることができるようオフィスアワーの時間を開設している。

2) 演習、ゼミナール

- ・1年生から4年生まで少人数制のゼミナールを開講している。1、2年次は「基礎演習 ~」（社会福祉学科では、基礎演習 ~ として「社会福祉援助技術現場実習」「精神保健福祉援助実習」を充当）3、4年次は「研究演習 ~ 」とし、学年進行とともに次第に専門分野を絞り込みながら、深い専門知識を身に付けることができるよう配慮している。
- ・ゼミナールは、10~20人程度の少人数のため、学習に対する姿勢、意欲の向上と学生同士の交流や教員とのコミュニケーションの場として、また大学・学部・学科の行事の伝達や進路選択など個別の相談・指導の機会として、学生にとっても貴重な時間となっている。

3) 一般共通教育科目の学習支援体制

- ・一般共通教育科目は、豊かな教養人となることを目指すとともに専門科目への基礎教育でもあるので、きめ細やかな教育を必要とする観点から、言語教育、健康教育、情報教育の科目に関しては、学科ごとにクラス分けを行い1クラスあたりの学生数を少数化して実施している。
- ・言語教育においては、学生からの学習上の質問に各担当教員が授業時間以外でも相談に応じている。また、聴覚に障害のある学生など、特別な配慮が必要な学生には、教務担当の教員や職員が面接し、できるだけ本人の希望にそった対応を行っている。
- ・健康教育（保健体育）では、学生の心身の調和的な発達を促し、健康やスポーツに関する科学的な理論を学べるよう、また、運動・スポーツが学生にとって生涯にわたり豊かな生活を送るひとつの方向付けとなるよう、時間割上、履修可能な学生には、履修をするように各学科で指導している。また、体育実技に要する用具の予算に関しては、教務部との連携により充実したものになるよう予算組みをしている。
- ・情報教育（含コンピュータ）では、少人数のクラスを除いた、各クラスに上級生によるTA(Teaching Assistant)を配置して学習支援を行っている。学習環境として、授業を行う「情報処理実習室」は、学生1人につき1台のパソコンを使用して学習できるように整備されている。本学にはこのような情報処理実習室（50台のパソコンを設置）が3教室設置されているが、その内、2教室を授業で使用し、1教室を自習用に開放している。

4) 各学科の学習支援体制

- ・社会福祉学科では、「福祉人間学」と「臨床心理学」を基礎学とする「臨床福祉」をキーワードとする学びを展開しているため、学内の学習にとどまらず、現場での経験を積むことを重視している。そのため、社会福祉施設の見学をはじめ、毎月開催される「福祉実習委員会」において、現場実習で必要な内容を検討している他、「福祉実習相談室」を設置して現場実習の事前・事後指導などの支援を行っている。
- ・臨床心理学科では、心理学のさまざまな分野を学ぶところから始め、統計学や調査方法、更には各種心理テストに習熟するため、プレイルームを活用した「臨床心理学実習」や「臨床心理アセスメント」の授業などを展開しながら、学生の学習支援を図っている。
- ・健康科学科では、教育の場や企業における健康教育の指導者を目指す人たちに必要な演習・実習を含むカリキュラムが組み立てられている。特に、養護教諭を目指す学生には学外での「看護臨床実習」と「養護実習」を必修としており、その支援として「養護・看護実習室」を設置し、実習先との連絡・調整や学生の相談対応、養護教諭に関する資料や情報の提供などを行っている。また、「養護・看護実習委員会」を設置しており、この学外での実習が円滑に進むよう運営方針などについて検討を重ねている。
- ・福祉栄養学科では、「食」に関する幅広い学習活動と各種の実験、実習、とりわけ臨地実習を重視したカリキュラムが準備されている。特に学内外の実験・実習については、「福祉栄養実習室」を設置して学内の実験・実習の補助を行う実習助手（職員）を置き、臨地実習の連絡・調整及び臨地実習を円滑に行うための学生指導や学生相談、資格試験の対応などの支援にあたっている。この他に、臨地実習の運営方針などについて検

討を行う「栄養実習委員会」も設けている。

5) 教育職員免許に関する科目

- ・教職課程では、教育職員免許の資格取得希望者には、全員を対象に1年次より3年次まで、毎年その学年に必要なガイダンスを行っている。また、教職に従事することを希望する学生を中心としたゼミも開講している。

6) 障害学生の学習支援体制

- ・聴覚に障害をもつ学生を受け入れ、学生の協力を得てノートテークを行なっている。
- ・障害を持つ学生に対しては、その都度学生から要望を聞き、適切な対応を行っている。

大学院

a) 臨床福祉学専攻

- ・社会福祉学研究科では、入学後に「研究指導担当教員」を決定し、その指導のもとに研究活動を行う。また、学生には他の研究演習への聴講を積極的に勧めており、幅広い研究活動を推奨している。
- ・研究指導担当教員との相談を通して履修科目を選択し、より学生のニーズに即した科目履修を行っている。
- ・大学院生を対象とした院生室を設け、パソコン、その他の教育教材を配備し、研究活動に精進できるよう支援している。

b) 心理臨床学専攻

- ・心理臨床学専攻では、上述以外に以下の学習支援も行っている。
- ・「心理・教育相談センター」を設置し、学生が臨床と同時にケースカンファレンスをするカンファレンス室や研究活動を行うための院生室を併設し、実習を支援している。
- ・「心理臨床学専攻実習委員会」を設け、院生の実習教育全般にわたってバックアップとフォローをする体制を整えている。
- ・臨床実習の支援として、各学生に教員1人がアドバイザーとしてつき、学内・外の実習現場の施設指導者とともに臨床の指導や実習状況の監督をするなど、きめ細かな指導を行っている。
- ・教務・学生係担当教員の携帯電話番号、メールアドレスなどを学生に公開し、学外での事故や出来事に対応している。

4 - 2 - 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

- ・本学ではいずれの課程においても通信教育は実施していない。

4 - 2 - 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

学部

- ・教育力の向上とよりよい授業を目指し、春・秋学期に「授業アンケート」(「授業評価委員会」)を行い、それぞれの『報告書』を作成している。
- ・同アンケートは教員が授業や指導の改善を行い、また学生が自主的に授業に取り組む姿勢を見直す観点から実施している。アンケート結果については教科担当者に個別にフ

ードバックされるほか、全教員の結果を学長、学部長に報告している。また、学生に対しては、結果の概要を掲示して公表しているが、その認知度はまだ低い。

大学院

- ・社会福祉学研究科では、授業評価のシステムは整備されていないが、学生が教員に気軽に相談できるようオフィスアワーを設けてその周知徹底を図っている。また、研究指導教員をはじめ科目担当教員が、面接やメール等の媒体を通して学生と接する機会を多く持ち、学習の進捗状況の確認や相談などを行いながら、個別にあるいは集団を通して意見を汲み上げ学習支援を行っている。

(2) 4 - 2 の自己評価

学部

- ・本学の教育システムは、少人数制ゼミナールによる小集団教育を重視していることに特徴がある。「基礎演習」及び「研究演習」を通じて、教員と学生の相互のコミュニケーションを図ることで学習意欲も増している。しかし一方では、学生が多様化してきていることもあり、履修指導を含め、教員全体での十分な指導体制の見直しが必要となってきた。講義系の科目においては受講生が多数の状態であり、将来的には少人数化を課題として残している。
- ・「授業アンケート」では、授業評価と学生自身の自己評価との両面から調査を行った。その結果によれば、春学期よりも秋学期の方が良好であり、授業の理解度も高まっていることが判り、学習意欲も向上していることが示されている。「授業アンケート」は、学生・教員双方に効果のあることが分かる。
- ・今後、教員は更に授業改善に取り組むなかで学生の授業態度や学習意欲などが向上していくよう働きかけていく必要がある。
- ・聴覚に障害をもつ学生の修学支援の一環として、学生から講義のノートテーク協力者を募り、ノートテーカーの講習会を年に数回開催してきたが、障害学生の受け入れについてはまだ改善の余地がある。

大学院

- ・本学は、「学生と教員が近い距離にある」ことが特色であり、オフィスアワー以外にも教員が随時学生の相談に応じるなどしており、学生との円滑なコミュニケーションを通して意見が汲み上げられ、学習支援が適切に行われている。
- ・臨床福祉学専攻では、サテライト教室を主に利用する学生に極力本校の設備や備品を活用できるよう配慮するとともに、リーフレットを作成するなどして学生に周知徹底している。
- ・心理臨床学専攻では、学生と教員の関係は極めて緊密であり、教員と学生間のコミュニケーションはかなり活発である。
- ・また、アドバイザー制度や複数の研究演習の受講可能体制等により、学生への学習支援は比較的行いやすい状況である。

(3) 4 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

学部

- ・学生の多様化が進んでいるなか、オリエンテーションの一層の充実に向けて取り組む。
- ・履修登録においても履修者名簿の早期確定ができるよう登録方法の検討をする。
- ・学生の学習意欲の向上に繋がるような学習環境（視聴覚設備等の充実）を整えるべく、e-Learning システムの導入を計画している。

大学院

- ・臨床福祉学専攻では今後、更にサテライト教室の学生が電子機器など大学の設備や備品を有効に活用できるよう検討する。
- ・心理臨床学専攻では、平成 20(2008)年度より学外の臨床心理専門家に学生のスーパーバイズを依頼する「学外スーパーバイザー制度」の導入を行った。それによって、ゆとりのある研究指導が可能となった。
- ・「学外スーパーバイザー制度」により教員の負担軽減が見込めるが、スーパーバイザーと学生との調整や学生の学内外の実習監督のために、今後、教員の負担が過剰にならないよう必要に応じて調整していく。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-3- 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

- ・本学では、学生サービス、厚生補導、課外活動支援、就職支援及びキャリア開発支援のための組織として、各学科から選出された教員によって構成された「学生支援委員会」「学生相談室委員会」「就職対策委員会」などの委員会と、事務機関としての「学生支援センター」を設置している。
- ・学生支援センターが学生サービス、厚生補導に係わる主な業務を列挙すれば次のようになる。
 - a. 学生生活の支援に関すること
 - b. 学籍に関すること
 - c. 課外活動に関すること
 - d. 奨学金に関すること
 - e. 学生寮に関すること
 - f. セクシャルハラスメント等の人権に関すること
- ・学生サービスや厚生補導においては、ルーティンワーク以外に、突発的で緊急な対応を要する事案も多い。昨今の多様な学生や保護者のさまざまな相談や訴えには、カウンセリング・マインドに基づく共感的理解を基本的姿勢として対処している。
- ・退学・休学などに関しては、学生支援センターの担当者が事由を聴取するだけでなく、各学科の学生支援担当教員が学生と面談し、事情を確認、指導のうえ、学籍異動処理をしている。
- ・欠席の多い学生や修得単位の少ない学生については、ゼミ担当教員、教務部、総務部及び学生支援センターなどが連携して、現状把握と具体的対応策を協議して指導に努めている。

- ・多くの学生は、最寄りの私鉄駅から徒歩通学しているが、一部 JR 利用者や私鉄の他線利用者のために、本学園法人本部が主管するスクールバスが運行されている。

4 - 3 - 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

- ・奨学金については、「学生便覧」(平成 20(2008)年度)の 77~79 頁に示すものを取り扱い、学生への経済的支援を行っている。
- ・経済的理由により就学の継続が困難と判断される者に、修学を援助することを目的として学資を貸与する制度(「修学資金貸与規程」)を定めている。
- ・保護者の会である「関西福祉科学大学教育後援会」(教育後援会)においても、家計が急変した学生のための奨学金支給制度を定め、学生支援センターがこれを取り扱っている。
- ・日本学生支援機構奨学金に関する情報の提供・申請書類の精査・個別具体的事例対応に取り組み、学生支援委員会の議を経て推薦している。
- ・地方公共団体の奨学金及び民間育英奨学金についての情報提供と申請手続き、その後の指導にあたっている。
- ・その他の奨学金制度として、「学園内進学および卒業生の子女に対する奨学金制度」「特待生制度」「関西福祉科学大学特別奨学金給付制度」などがある。
- ・事情に応じ、学費の延納・分納を認め、学業継続に支障の無いように努めている。
- ・大学が「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、学生の被害事故の際の負担軽減を図っている。
- ・遠隔地から入学する女子学生のために、安全、安心、安価をめざした学生寮が用意されている。

4 - 3 - 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

- ・クラブ活動やボランティア活動等、正課外の学生の自主的な活動を、正課活動を補完し人格形成に大きな役割を果たすものと位置づけ、支援している。
- ・学生の意見を代表する組織である「学友会」と学生支援センターとは毎月 1 回、会議を開催し、学生の意見を汲みながらその要望等の改善対応に努めている。それ以外の随時対応も含め、ヒアリングシステムは整っている。
- ・クラブ・サークルの会計実務帳票は、各々のクラブ・サークルの会計担当者が作成しているが、学生支援センターで会計処理の原則、妥当性について指導している。
- ・平成 18(2006)年度より、「学友会」の執行部、クラブ・サークルの幹部学生参加による「リーダーズキャンプ」を学生支援センター主体で企画し、「リーダーの心得」などについて学ぶ機会をもっている。
- ・例年 11 月に行なわれる「美葉祭」(大学祭)では、学生の自主自立精神に基づく諸活動を支援する基本的スタンスを保ちつつ、防火・雑踏事故防止・近隣からのクレーム対応等の危機管理面は学生支援センターが対処している。

4 - 3 - 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

1) 保健室

- ・ 学生支援センターが主管する組織として、学生及び教職員の健康相談、定期健康診断を通して病気の予防や早期発見に努め、健康管理、指導を担当する「保健室」が設置されている。
- ・ 保健室での健康相談は通常、保健室の看護師 1 人があたり、必要に応じ 4 人の教員（内科医、精神科医、小児科医）が応じている。
- ・ 校内での怪我や諸症状に対する処置を施すとともに、医療機関への紹介や搬送を行なっている。

2) 学生相談室

- ・ 学生の学生生活上の相談や学生の精神衛生の保持、改善に関する相談などに応じる「学生相談室」が設置されている。
- ・ 学生相談室には 4 人の非常勤カウンセラー（内 3 人は臨床心理士）が、月曜日から金曜日までの毎日、1 人ないし 2 人が常駐し、さまざまな訴えに応じている。
- ・ 保健室並びに学生相談室ともに増加傾向にあるメンタルな症状を主訴とする学生に対応している。
- ・ 保健室と学生相談室が互いに連携を取って処置を講じている。

4 - 3 - 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

- ・ 本学ではゼミ制度によって、担当教員が学生の学修のみならず、広く学生生活全般の相談、指導にあたっている。
- ・ オフィスアワーを設け、教員と学生の日常的交流が図られ、学生の意見が聴取されている。
- ・ 「校友会」と学生支援センターの担当者が定例あるいは適宜、広範な事項について協議している。
- ・ 平成 19(2007)年度「満足度調査」を実施し、その結果を学生サービスに関する施策に反映させている。

(2) 4 - 3 の自己評価

- ・ 学生支援センターは、平成 15(2003)年に、大学と短期大学の学生部及び就職部が、統合されたものである。当初、それぞれの業務の進め方、組織風土の相違に戸惑うこともあったが、漸く統合の実をあげられるような段階に達し、各学科、各種委員会との連携体制も整備され円滑に業務が進められている。
- ・ 欠席の多い学生や修得単位の少ない学生については、ゼミ担当教員、教務部、総務部及び学生支援センターなどが連携して、現状把握と具体的対応策を協議して指導している。
- ・ 本学で約 33%の学生が日本学生支援機構の奨学金を貸与されており、更に「教育後援会」の理解と協力をえて、家計急変者に「給付型奨学金制度」を設けるなど学生の経済的支援の体制を強化している。
- ・ 学生支援センターの担当者は「校友会」、学生諸団体の学生と定期的または適宜協議しており、良好なコミュニケーションが保たれ、協調しながら具体的な計画が推進できている。

- ・クラブ・サークルの加入率は 39.2%であり、その活動が活発とは言えない。このことは、学外実習が多いという本学の教育課程とクラブ・サークル活動の両立均衡が容易ではないことを示している。
- ・多様な学生のさまざまな症状の訴えに対して、本学の担当の教職員が共感的理解に努め、厳しさと暖かさをもって適切に対応している。
- ・心身不調を訴える学生への対応が複数同時に発生した場合、現職員数では限界のあることも認めざるをえない。
- ・一般学生から直接声を聴くシステムである「投書箱」制度はないが、学内のさまざまな問題については、学生から直接、学生支援センターなどに訴えがあり、その都度、話合って解決している。

(3) 4 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・サービス向上と窓口業務の円滑化を図り、一層きめ細かな対応を目指す。
- ・奨学金制度をよりわかりやすく情報提供するなど、学生支援サービスをより充実させるために、「教育支援 IT システム」を導入・活用する。
- ・クラブ活動強化育成のため本格的コーチ制導入及び競技大会遠征費補助制度の創設を目指す。
- ・学生相談室と保健室の連携強化のための施設、設備と人的基盤の整備を推進する。
- ・学生の積極的意見と創造的提案を受理する投書システムを早急に創設する。
- ・学園や大学の情報を学生に伝える広報誌の発行やホームページを拡大し、学生とのコミュニケーションの活性化を図る。
- ・「満足度調査」の予備調査結果をふまえて、食堂、授業編成、施設、窓口対応及び学生生活に焦点を絞った本調査を行い、結果に基づく見直しを進めている。

4 - 4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4 - 4 - 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。 学部

- ・学生支援センターでは、学生各人が早くから自分の特性を見出し、適切な分野への就職・就学ができるよう、入学から卒業までの期間において一貫したキャリア開発支援や相談を行っている。就職・進学支援とキャリア開発支援に関する主な活動内容は次のようなものである。
 - a. 学生支援センター長を委員長とする「学生支援委員会」(平成 19(2007)年度までは「就職対策委員会」)を設置し、常時、就職状況を把握する。
 - b. 就職に必要な一般常識や業界情報、特に福祉関連の団体、施設、事業所、病院等の内容等を提供する。
 - c. 各学生が適職を見出せるような福祉関連の団体、施設、事業所、病院及び一般企業等の職務内容などを情報提供する。

- d. 学生の目的意識を把握する。
- e. すべての業種、職種に不可欠な一般知識、常識及びマネジメント能力アップのための学習を支援する。(専門家による就職・キャリア説明会等)
- f. 資格取得のためのサポートプログラムを策定し、対策講座による支援を行う。
- g. 就職支援では、3年次の後半から年間を通してさまざまなイベントを実施する。(身だしなみ、マナー、文章の書き方、経済の常識など、面接や試験に備えたトレーニングやスキルアップ講座、業界別ガイダンスなど)
- h. 個別のカウンセリングは随時受け付けており、それぞれの仕事や業界について熟知したスタッフが、最新の就職情報提供や専門的サポートを行っている。

大学院

- ・就職・進学に関する支援については、学部準ずる。
- ・指導教員が院生の自己実現への支援を最優先して取り組んでいる。

4-4- キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

学部

- ・学生支援センターでは、インターンシップや教育ボランティア等の情報提供や紹介を行っているが、福祉の大学であるため実習支援を最優先にしている。学生は実習先でさまざまな体験をしてきており、それが就職にもつながるものとなっている。学生への支援としては、随時個別相談に応じるなど、就職活動と同様の体制をとっている。
- ・キャリア教育のための支援については、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士他、対象を明確にして資格取得に対するサポートを行っている。また、各専門分野の外部講師を招いて講座を開き、教育後援会のバックアップを得ながら、国家試験の合格者をより多く育成する体制をとっている。

表 4-4-2 国家試験年度別合格人数

| | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 社会福祉士 | 129 | 142 | 124 | 126 |
| 精神保健福祉士 | 15 | 9 | 12 | 21 |
| 管理栄養士 | - | - | 44 | 43 |
| 教員(公立)採用 | | | | |
| 一次合格 | - | - | 24 | 24 |
| 最終合格 | - | - | 6 | 14 |

註 1 . 管理栄養士、教員は平成 18 年度より第 1 回

註 2 . 教員採用合格人数は延べ人数

大学院

- ・臨床福祉学・心理臨床学の両専攻における学外の実習にあたっては、学生の将来にも繋がる経験の機会でもあるので、担当教員が学生の希望に添えるように努めている。
- ・心理臨床学専攻では、「心理臨床学専攻実習委員会」を通じて、臨床心理士の資格を取得することが出来るよう育成に努めている。

(2) 4-4の自己評価

- ・学生支援センターは、学生生活や就職活動の支援に止まらず、学生一人ひとりの生涯にわたっての人間形成、キャリア形成の支援を目指している。
- ・学生が掲げる人生目標を達成し有意義な生涯を全うすることができるよう、就職支援体制を整備し、適切に運営している。
- ・その体制の中で、職業観を涵養して将来の人生設計（キャリアデザイン）をしっかりと立てるために必要なさまざまな情報の提供、講習会の開催、更に資格の取得に備えてのレッスンなど多彩なプログラムを用意し、早い段階からの取り組みを行っている。同時に、関係機関や企業に対しても日ごろから地道な広報活動を展開している。
- ・そうした成果は、既の実績のある社会福祉学科をはじめ、平成18(2006)年度にはじめて送り出した臨床心理学科、健康科学科及び福祉栄養学科の卒業生の進路・就職状況が示しているとおりである（「自己評価報告書データ編」表4-13、14参照）。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・早期化、多様化する就職活動に対応するために、常に各種キャリア開発プログラムの見直し・改善に努め、さらなる学生支援、サービス向上を目指す。
- ・特に最近要望の強い既卒者に対する就職支援については、支援体制を強化する。

[基準4の自己評価]

- ・18歳人口の減少に伴い、本学も志願者を確保することが困難な状況を迎えつつあるが、アドミッションポリシーを明確にし、受験者にとって魅力ある入学選抜を行う体制を整備するなどの工夫を行っており、「意欲のある学生」を中心に適切な学生数を確保している。
- ・小集団教育を重視していることにより、多様化した学生に対してもきめ細かな学習支援ができています。
- ・学生の学外実習を支援する専門部署を設置すると同時に、常駐の実習担当の特任教員や実習助手、職員を配置して、学生の実習支援の充実を図っている。
- ・学生の学習活動を活性化する施設・設備の充実が求められている。
- ・本学では国家試験などの資格取得希望者が多いため、対策講座などの体制を整備してその支援に努めているが、合格者の更なる増加を目指して、支援の継続実施及び強化が求められる。
- ・就職の支援体制については、こころざしをもって入学してきた学生の自己実現を支援するため、初年次からのキャリア教育などの取り組みを強化する。

[基準4の改善・向上方策（将来計画）]

- ・本学が誇ることのできる人的資源をはじめ学内のさまざまな特色・魅力を洗い出し、受験生や高等学校関係者だけでなく、広く社会に認知されるような広報活動を展開する。
- ・「授業アンケート」や「学生満足度調査」を通して、学生の満足度を高めていく制度、業務等の改善を図る。これにより、入口から出口までのきめ細かな面倒見のよい支援体

制を更に強化するとともに、教育力の向上を含めた学生生活全般の質を向上させる。

- ・「学友会」や「教育後援会」との連携を更に強化することにより、学生や保護者からの要望の把握に努め、学生向けサービスの充実を図る。
- ・国家試験や資格取得の支援について、ゼミ担当教員による指導や試験対策講座、模試等の継続実施と強化を図る。
- ・就職支援については現在、学生支援センターが主にその業務を主管しているが、教員と学生支援センターの連携を更に深め、学生の多様化しているニーズに対応できるよう、就職指導や支援の充実・強化を図る。

基準 5. 教員

5 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 事実の説明 (現状)

5 - 1 - 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・社会福祉学科では 4 年間に社会福祉の基礎から専門にいたるまで、教育、研究、資格の取得、そして社会福祉を幅広く支える教育を行うための教員を配置している。専任教員は 41 人で、設置基準 16 名を充たし、きめの細かい指導がなされている。
- ・社会福祉士と精神保健福祉士の資格取得のためには、「社会福祉援助技術」の演習と実習があり、少人数での指導が求められている。特に実習は授業時間内の指導に加えて、授業時間外の指導、巡回等が必要なため、すべて専任教員で対応している。
- ・社会福祉を幅広く支えるために、周辺領域の教員 33 人を配置している。また、教職課程、保育士養成課程が社会福祉学科内に設置されており、それを担う教員 8 人を配置している。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科では 4 年間に心理学の基礎から臨床までを幅広く指導・教授することを理念としており、基礎分野 4 人、臨床分野 8 人、中間分野 3 人からなる合計 15 人の専任教員を配置し、設置基準 10 名を充たしている。
- ・基礎心理と臨床心理の両分野において理論と技法の両面の指導が適正に行えるように教員を配置している。基礎技法は実験・調査法であり、専任教員 3 人が、臨床技法と診断・治療技法では専任教員 8 人が、それぞれ非常勤講師の協力も得て教育に当たっている。
- ・更に、臨床分野では医療臨床、教育臨床、一般臨床の 3 分野にそれぞれ 5 人、6 人、4 人の専任教員が配置されている。なお、医療臨床では精神科領域を含み、教育臨床では家族臨床を含む。更に、一般臨床には基礎学を含めている。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・健康科学科では 4 年間に健康科学の基礎から専門にいたるまで、教育、研究、資格の取得、そして健康科学を幅広く支える教育を行うための教員を配置している。専任教員は 16 人で、設置基準 10 人を充たし、きめの細かい指導がなされている。
- ・養護教諭一種免許の取得のためには、学校実習と病院実習を含めた様々な科目が文科省基準を超えて準備されている。特に実習については授業時間内指導に加えて、授業時間外の指導、巡回等が必要なため、学科のすべての専任教員が対応している。
- ・健康科学を幅広く支えるため、働く人をも視野に入れた資格として「第一種衛生管理者資格」が卒業と同時に申請可能となるように、産業系教員を配置している。更に、保健科教員免許取得ができるように準備しており、これを担う教員も配置している。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科では 4 年間に栄養士・管理栄養士として必要な基礎及び応用分野を修得させるとともに、特に福祉分野における栄養関連専門知識、技術を重点的に教授することを理念にして、国家資格である管理栄養士の資格取得を最終の目標としている。
- ・大学設置基準・栄養士法（管理栄養士学校指定規則）に規定されている定数を上回る専任教員を配置しており、その内訳は基礎・専門基礎分野（語学、情報、生化学、食品学、生理解剖学など）に 7 人、応用・専門分野（基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育、給食経営管理学、臨床栄養学など）に 8 人、計 15 人を配置している。これに学内実習・演習・実験の補助として 7 人の実験助手（職員）（そのうち 1 名は臨地実習担当）を加えた体制で、40 人クラスの充実した教育を行っている。特に、現場での実践教育の必要性から、3・4 年次には集団給食施設、介護・福祉施設、病院、保健所など 4 つの分野において延べ 5 週間の臨地実習に取り組み、専任教員 8 人による少人数制ゼミ形式での事前・事後指導で更に教育効果を上げる努力を行っている。

5 - 1 - 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

1) 社会福祉学部

a) 社会福祉学科

- ・社会福祉学科には 41 人の専任教員が属しているが、他に必要な兼任（非常勤）講師 50 人を配置している。学内兼任教員 16 人を専任教員数に入れて考えると、非常勤依存率は 46.7% である。（別表「F - 6」参照）
- ・専任教員の年齢構成は、41 歳～60 歳が 17 人、61 歳以上が 12 人、31 歳～40 歳が 10 人、26 歳～30 歳が 2 人である。
- ・専門分野のバランスについては、既述の教員配置によりバランスがとれている。

b) 臨床心理学科

- ・臨床心理学科では、専任 15 人に加えて、20 人の兼任教員、26 人の兼任（非常勤）講師を迎えている。非常勤依存率は 42.6% である。
- ・専任教員は 41 歳～60 歳の 10 人を中心に、61 歳以上と 31 歳～40 歳がそれぞれ 2～3 人という偏りのない年齢構成である。
- ・専門分野の教員のバランスについては既述の教員配置によりバランスがとれている。
- ・学部全体としての非常勤依存率は 45.2% である。

2) 健康福祉学部

a) 健康科学科

- ・健康科学科の教員構成はバランスが取れている。専任教員 16 人のほかに兼任教員 25 人、兼任（非常勤）教員 27 人であり、非常勤依存率は 39.7% である。
- ・専任教員の年齢構成は、41～60 歳の 8 人を中心に、31～40 歳が 3 人と 61 歳以上が 5 人である。

b) 福祉栄養学科

- ・福祉栄養学科は、専任教員 15 人に対して兼任教員 24 人、兼任（非常勤）教員 22 人であり、非常勤依存率は 36.1% である。
- ・専任教員の年齢構成は、41～60 歳 7 人を中心に、31～40 歳 3 人と 61 歳以上が 5 人

である。

- ・講師級の若手教員の割合が若干少ない傾向がある。
- ・学部全体として見ると、両学科ともに、専任、非専任のバランスはよくとれている。すなわち、非常勤依存率は38.0%であり、過度な非専任依存型にはなっていない。

(2) 5-1の自己評価

- ・社会福祉学科では資格関係科目や根幹をなす科目は専任教員が担っており、適切な指導の体制がとられている。
- ・臨床心理学科では、生理心理学関係、社会心理学関係が兼任（他学部・他学科教員）や兼任の教員によってまかなわれてきたが、臨床心理学の根幹をなす科目は専任教員によって担当されており、責任をもった指導体制がとられている。
- ・専門分野では、社会福祉学部の両学科とも必要な教員が確保され、適正なバランスで配置されている。
- ・健康科学科及び福祉栄養学科ともに根幹をなす科目については専任教員が担っており、適切な指導の体制がとられている。また、専門分野での必要な教員が確保され、適正なバランスで配置されている。
- ・健康福祉学部の両学科に所属する専任の医師教員数は4人である。これにより、医師免許の必要な分野の教育が充実している。
- ・健康福祉学部の両学科ともに、専任教員の年齢バランスに留意しなければならない。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・社会福祉学科では、平成21(2009)年度より社会福祉士養成のカリキュラムが変更になる予定である。したがって、それが明確になった後の本学の対応について、現在構想を練っている。
- ・臨床心理学科では、司法臨床（非行・矯正領域）分野の専任教員を採用したことにより、今後この分野の教育の一層の充実を図る。
- ・臨床心理学科では、将来的に産業臨床関係の分野の開拓を学科内で構想している。
- ・健康科学科については、専任教員の年齢バランスを一部補正していく方針である。これを行うことにより、より一層の教育研究の活性化が期待できる。
- ・実習助手体制については人的配備を一層強化し、強力な実習指導体制をとりたい。
- ・福祉栄養学科では、教育効果を高めるため、厚生労働省の指導する40人のクラス編成を推進していく。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-2- 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

- ・教員の任用・昇任に関する方針の明示については、2つの規程を整備する事により実現している。「大学教員任用・昇任規程」（以下「規程」と言う）と「大学教員任用・昇任

選考基準」(以下「基準」と言う)の2つの規程がそれである。審査対象の項目としては「教育及び学術研究上の業績、学歴、職歴、人格等」(「規程」第9条)が挙げられており、それらを「基準」に照らして審査することになる。

- ・「基準」は教授、准教授、講師、助教の選考基準を定める規程であるが、例えば教授の資格について、学位以外の基準の1つに「大学において5年以上の准教授の経歴を有し、相当の学術研究上の業績と教育上の経験を有する者」(「基準」第3条四)がある。この「相当の学術研究」が意味するところの理解を助けるものとして、上位規程である「規程」と「基準」を運用する際の「補助的資料」として「関西福祉科学大学昇任及び大学院担当資格基準」(以下「資格基準」と言う)を定めている。
- ・この「資格基準」においては学術研究活動の内容として12の項目を挙げており、それぞれの職位に求められる要件基準を定めている。これらの資格基準によって、各教員の学術研究活動を全体的に把握することが可能になっている。
- ・これに加えて、理事会で決定され、理事長名で学園本部から毎年出され、教授会にて確認している文書「建学の精神、使命、職員(教員をも含めて)責務」があり、この責務の履行状況も当然のことながら、実質的に人事審査の対象項目に入れられている。
- ・ちなみにその「責務」とは、「教育力の向上に努め、良質の教育サービス提供に徹することにより学生の持てる能力を「最大限に伸ばし」、そして学生に「満足感をもたらす」という「教育人としての責務」、また、本学園及び大学の「使命、経営方針、教育目的・目標の理解・堅持に努め、その達成に貢献するように尽力する」とした「私学人としての責務」である。
- ・以上のように、教員の任用・昇任の方針の明示については、全体としては、2つの規程と「補助基準」、教育人・私学人の「責務」の3種類がある。

5-2- 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運営されているか。

学部

- ・新規任用及び昇任の必要が生じた場合は、学科長の推薦に基づき、学部長を経て、学長が理事長の承諾を得てから人事選考を開始する。人事候補者となるためには推薦者を必要とするが、推薦は、第三者若しくは本人自身の申し出に基づき行われる。
- ・審査は次のような過程をたどる。推薦があった場合、候補者は2つの面接を受けることになる。1つは学長を含む学内の理事による面接であり、もう1つは学園の理事長の面接である。
- ・本学に必要な人物であると判断されれば、理事長に人事手続開始の具申を行う。次に学部長は教授のみにより構成される「人事教授会」を開催し、候補者についての推薦書、履歴書、教育研究業績書の3点を資料として審議を行う。人事を進めることが可決されれば、学部長は3人の審査委員(主査1人、副査2人(うち1人は他学科教授))を指名し、「審査委員会」を構成させる。
- ・次に審査委員会は各職位の「選考基準」に基づき、履歴書、教育研究業績書により、著書・論文等の業績、人物、教授能力、学会及び学術に関わる学界活動、その他を全体的に審査し、任用・昇任の適否についての審査結果を「審査報告書」として学部長に提出

する。

- ・ それを受けて学部長は人事教授会を開催し、「審査報告書」と先の 3 点の資料に基づき審議を行い、任用・昇任の可否を問う票決を行う。人事教授会は構成員の 2/3 以上の出席で成立し、票決は出席者の 2/3 以上で決定される。
- ・ 学部の人事教授会で人事案件が可決された場合は、学部長は学長にその旨報告する。それを受けて学長は、大学評議会で審議を行い、可決されれば学長は理事長に任用・昇任の具申を行う。大学で決定した人事について、理事長から差し戻された例は開学以来一度もない。
- ・ 人事を始めるにあたって理事長の事前承諾を得る点には、理事長が人事計画を常に慎重に取り扱っていることが見られるし、人事候補者の推薦段階では自己推薦制度を取り入れてある点には、人事の公平性への配慮が見られる。選考基準等の忠実にして適切な運用もこれまで有効に機能しており、不都合が生じたことはない。
- ・ 本学が福祉科学という総合的な学問領域を標榜しているために、学科にはさまざまな専門領域と経験をもつ教員が必要であり、また現にそのような教員が所属している。そこで審査については教育研究業績の評価に偏ることなく、教育力、委員会等の大学運営、社会活動等を公正に評価している。

大学院

- ・ 大学院の任用・昇任人事のために学部とは別に人事関係の規定をもっているわけではないので、学部人事の諸規程を準用している。
- ・ 業績評価をより一層客観的に、厳密、公平に行なうために、「選考基準」を運用する際の「補助資料」と位置づけている「関西福祉科学大学昇任及び大学院担当資格基準」を学部人事以上に活用している。

(2) 5 - 2 の自己評価

- ・ 教員人事関係の規定は整備され、適切に運用されている。
- ・ 「大学教員任用・昇任規程」と「大学教員任用・昇任選考基準」の他に、それらの規程を運用する際の「補助的資料」として「昇任及び大学院担当資格基準」を決めることにより、人事の客観性を高めている。
- ・ 本学のように文系、理系、医系、福祉系等の多方面の専門分野とそれに伴うさまざまな経歴の教員が 1 つの学部あるいは研究科に所属しているとき、規程の一貫した運用は必要であるとしても硬直化した運用にならないように、それぞれの領域の習慣的、基本的な見解を尊重し、各人事の際に柔軟な理解を広める努力をしている。

(3) 5 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 公募人事を推進するために、学内での議論を高める。

5 - 3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5 - 3 - 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

- ・教員の教育担当時間は、「自己評価報告書データ編」表 5 - 3 のとおりである。
- ・授業の準備や研究等の時間を確保するため、専任教員の出勤日は週 4 日以上である。
- ・教員の担当時間は半期 6 コマを基準としているが、専門領域により必ずしも基準通りには運用されていない。
- ・役職者については、公務に関わる負担に配慮して基準を減免している。
- ・社会福祉学科及び福祉栄養学科は、免許、資格との関係で、演習・実習科目が多く、また、少人数クラス（40 人程度）の実施に努めているため、専任教員の平均授業時間数が多くなっている。
- ・学部・学科ごとの専門教育・教養教育に占める専任・兼任担当比率は「自己評価報告書データ編」表 5 - 4 のとおりで、専門教育の専任担当比率が高い。

5 - 3 - 教員の教育研究活動を支援するために、TA（Teaching Assistant）等が適切に活用されているか。

- ・本学には、大学院生及び学部生が授業を補佐するための TA 制度と、大学院生が教育業務を補佐するための「教育補佐」制度がある。
- ・TA は 1 年次の卒業必修科目である「コンピュータ基礎 ・ 」及びその発展科目である「コンピュータサイエンス ・ 」の全クラス及び臨床心理学科等の実験を伴う授業で担当教員から要請があったクラスに対して配置されている。
- ・TA の採用に当たっては担当教員等による選考を実施している。
- ・TA については、平成 19(2007)年度秋学期より小テスト実施の補助を新たな業務として採用を開始し、平成 20(2008)年度より本格稼働を行っている。そして、平成 19(2007)年度実績としては、8 科目の担当者から要請があり、6 人の学生が採用された。
- ・教育補佐は共同研究室（4 部屋）に配置され、教材の準備や出欠管理業務の補助に当たっている。
- ・教育補佐の平成 19(2007)年度実績としては、1 日 5 コマ×週 5 日×4 部屋で延べ 100 人の配置を目指したが、大学院生の学業を優先した結果、40 人強の配置となった。

5 - 3 - 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

- ・教育研究費については下の表 5 - 3 - 3 に示すとおり全教員に個人研究費と個人研究旅費を支給している（「自己評価報告書データ編」表 5 - 6、7 参照）。
- ・個人研究費と研究旅費はどちらにも一定額の転用が可能とされており、幅広く使用できる。このことにより教員の自由な研究活動を支援する体制を整備している。
- ・学内共同研究費は、年間総額 700 万円（指定課題と公募課題あり）を配分している。
- ・「国外学会出張補助費に関する規程」も整備しており、「研究助成委員会」での審議により出張旅費（一人当たり上限 20 万円）を配分している（「自己評価報告書データ編」表 5 - 8 参照）。
- ・平成 19(2007)年度における外部研究資金の状況（新規・継続合計）は、科学研究費補

助金 7 件 876 万円、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金 2 件 607.6 万円、民間の研究助成財団等からの研究助成金 1 件 30 万円、寄附研究費 1 件 75 万円である。

表 5 - 3 - 3 教育研究費

| 職位 | 個人研究費 | 個人研究旅費 | 総額 | その他 |
|-----------------|--|------------------------------|--|---|
| 教授 准教授 講師 | 30 万円 (大学院担当教員は 担当課程により 5 万～15 万円増) | 20 万円 (大学院担当教員は 5 万円増) | 50 万円 (大学院担当教員は担 当課程により 55 万円 ～70 万円) | (複写料) 年間 4,000 枚 まで無料。 (通話料) 年間 2 万円ま で無料。 |
| 助手 助教 | 10 万円 | | 10 万円 | |

(2) 5 - 3 の自己評価

- ・担当時間は学科によって特徴があり、また同一学科間でも専門分野の違いによりばらつきがあるが、専門教育の専任担当比率が高い。
- ・別表「5 - 3」の担当授業時間数には現れないほかの業務として、各種委員会の業務、学生募集に関する業務、授業以外の学生指導等があり、均等配分を心がけているが、時には一部の教員に業務が集中する場合もあり、結果として不均衡が生じている。
- ・TA については、必要に応じて適切に配置されており、有効に機能している。
- ・教育補佐については、応募者の減少が起きている。
- ・個々の教員の教育研究活動を支援する教育研究費は適正に配分されている。
- ・科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金を積極的に獲得することが必要である。

(3) 5 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・専任教員の担当時間については、超過分を兼任教員が補充することで、担当時間の均一化を図ることが可能だが、そのために専任担当比率が低くなり、教員と学生との距離が近いという本学の特長を失うことにならないよう配慮している。
- ・現在、授業以外の業務負担を測る指標が無いため、指標を作成し、業務の平準化を図る。
- ・TA については、現在の方法を発展運用していく。
- ・教育補佐については、応募促進のための手立てを講じる。
- ・教育研究費については、競争的資金である外部研究資金の獲得に一層務め、教育研究活動を活発にする。

5 - 4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

5 - 4 - 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。

- ・「FD 委員会」は、本学教員集団が「建学の精神に則り、福祉社会の構築に貢献しうる

人材の育成をめざす」という教育理念のもと、各学部学科の教育目標の達成を図る上で不可欠な教育能力を開発し、教育力・教授力（技能）の向上を図るために設置された。

- ・本委員会はその任務の推進に当たって、FD の諸課題の緊急性に鑑み、任務の効率的な遂行を期してワーキンググループ（WG）方式を導入している。委員会が取り上げるべき実施プログラムごとに WG を設置し、月 1 回の委員会において各 WG による企画案の進捗状況等の提示により討議し、委員会企画を実施に移してきた。

- ・活動の主要プログラムとその具体的実施状況は、

最近の大学一般及び本学の現状認識を深めた上で、授業への取組みについて、事例等を踏まえて理解を深めるための「新任教員研修会」の開催

FD 活動への協力と理解を深めるための教職員を対象とした「FD 研究会」の開催

専任教員の講義を公開（授業参観）し、参観者から任意で意見を募り、相互に自己改善に資するための「授業の公開（授業参観）」

学生の習熟度の確認、学習意欲の喚起等のための「小テスト（quiz）実施の促進」

などである。

5 - 4 - 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

1) 学生による授業評価

- ・平成 18(2006)年度に「授業評価委員会」が発足し、授業評価体制が整備され、「授業アンケート」の実施が定着している。当初（平成 18(2006)年度）から、非常勤を含む全科目についての実施を義務化し、初年度の実施率は春・秋学期平均 88.7%、平成 19(2007)年度は 83.3%と教員の協力度は高い。項目数は回数を重ねるごとに精選が図られ、学生が回答しやすいよう配慮されている。
- ・内容・構成についても改良を重ねられ、平成 18(2006)年度は学生からの「授業評価」と学生自身の「自己評価」の双方向の質問項目が設けられ、教員が学生の実情を踏まえて自己評価を行えるよう配慮されている。平成 19(2007)年度は、発展的に「授業理解」に踏み込み、学生、教員双方の意見が調査された。
- ・アンケート結果は早急な授業改善に役立つよう、まずは単純集計を速やかに教員へ還元し、追って刊行されている報告書では、クロス集計などの観点を定めた詳細な分析がなされており、授業改善を深めることに役立てられている。

2) 学生による満足度評価

- ・「満足度調査委員会」のアンケート調査では、学習と学生生活に関する学生の評価体制が整っている。
- ・「授業アンケート」では取り扱われない授業関連項目を設定し、綿密な評価体制がとられている。

3) 教員相互の授業評価

- ・「FD 委員会」による「授業公開」に述べられたように、評価は、教員相互の授業評価という形をとっている。評価は参観者のアンケート回答によるもので、委員会で回収後、各教員へ無記名で還元され、参観者は授業のあるべき姿について考え、公開者は自己内省及び授業改善へ反映していく目的で行われている。

- ・アンケート結果については、実施実績（授業数、授業形態、参観者数）と回答数について全体集計がなされ、参考資料として全教員へ配付されている。
- ・実施体制として、実施初回（平成 19(2007)年度春学期）は授業参観を任意参加とした。実施第 2 回（平成 19(2007)年度秋学期）は公開科目を選抜し（授業アンケートの単純集計結果を参考に 18 科目選抜）授業参観を任意参加とした。参観については、相互評価の目的に合うよう、参観機会を一回以上作ることに、1 時間すべてを参観することとした。
- ・授業公開期間は、公開者の負担や参観者の機会に配慮し、1 教員につき週間あたり 1 科目 1 コマの公開を原則とし、2 週間とした。

4) 教員によるシラバス表記チェック

- ・「教務委員会」により、毎年度、次年度の全開講科目について提出されたシラバスの表記チェックを行っている。「教務委員会」の全教員が分担してシラバス様式、文言、表記について適当かどうかを指摘し、各科目担当者に参考としてもらうため返却するシステムで、シラバス様式や一般用語の統一、不適切な文言の回避を行っている。このチェックシステムの定着により、将来の Web 公開に合うシラバスの準備が整っている。

5) 「教育懇談会」

- ・在学生の保護者を対象にして原則年 1 回、大学と教育後援会とが共催で「教育懇談会」を開催している。これそのものは評価制度ではないが、本学の教育について、大学を構成する重要なメンバーである保護者の見解を知るよい機会となっている。

(2) 5 - 4 の自己評価

- ・本学は、教育研究活動を全学的に活性化するために、「FD 委員会」の下で FD 活動を全学的に推進している。
- ・毎年度「教育目的・目標」が学科ごとに定められ、「教育力向上」の目標は教員間に浸透している。
- ・FD 活動の一つである学生による授業評価に関しては、全学体制で組織的かつ意欲的に実施しており、それがどのように授業に反映されているかについては学生へのアンケートや学生との討論会で確認する必要がある。
- ・学生による「授業アンケート」、研究活動への報奨制度である「研究評価」、「教員評価制度」などの教育研究活動に対する評価体制が整いつつあるが、評価者の立場に立つ教員、職員は、適正な評価を行うために研修会などでの研鑽を行っている。
- ・学生による「授業アンケート」の結果については、「授業評価委員会」が授業担当教員に還元するとともに、授業アンケートを大学全体としての授業改善に活用するため、「学生による授業評価について」というテーマで第 2 回 FD 研究会を実施した。アンケート結果の公表とアンケート結果を踏まえた適切な指導助言を行うことのできる体制については、今後の研究課題とする。
- ・大学と教育後援会とが共催する年 1 回の「教育懇談会」は、保護者との交流の機会になっている。本学の教育に対する要望や教育の成果などについて保護者から直接伺うことができるばかりでなく、本学が学生に対してどのような教育を行っているのかを保護者に説明する機会として、保護者との相互理解が深まり教育活動の活性化につながって

いる。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

・FD 活動については、教員個人がそれぞれに努力をしているが、その具体的な成果という面ではまだ十分とはいえず、FD 推進体制の更なる充実を目指して平成 20(2008)年度には以下の具体的な実施計画を推進する。

a. 公開授業

平成 19(2007)年度にも実施した授業公開を更に発展させて「公開授業」とし、それに続けて学内者ばかりでなく学外者をも含めた研究会を開催し、教員の研修の機会とする。

b. FD 研修補助費の拡大

これまでは「FD 委員会」の予算の中で、学外で実施される各種の研修会への参加を支援しているが、一般教職員も多く研修会に参加できるように大学として予算措置を講じる。

c. 学生も参加する FD シンポジウムの開催

FD 活動の企画立案段階に学生をも加えた対話・協議のシンポジウムを開催し、学生の柔軟な思考に基づく生の声を FD に創造的に活かす方策を探る。

d. シラバスの充実

シラバスの作成については「教務委員会」「FD 委員会」「教育活性化委員会」が関わっているが、「FD 委員会」としては教育力の向上という観点から、形式だけではなくて内容についても、充実したシラバス作成の方策を確立する。

e. 教務部との連携強化

教育研究活動支援体制の強化には、上記委員会と教務部との連携が必須である。FD 等の取組みを教育内容に反映させるために、教学連絡会などにより全学的に情報共有を行い、カリキュラム改革や教学業務を遂行する。

[基準 5 の自己評価]

- ・専任教員数については、大学設置基準を上回る人数を配置し、学問の進歩、教育・研究の向上に対応させている。
- ・学部・学科の設置時の事情から、専任教員の年齢構成比については、高年齢の教員の比率が少し高くなる傾向が見られるが、平成 19(2007)年度から教員の定年制が制定されたので、その傾向は徐々に解消の方向にある。
- ・人事選考で問題が生じたことはなく、現在のところ安定した規定の運用が見られる。
- ・教員の授業担当時間数については、一部の大学院科目の担当者、学部の厚生労働省指定科目の担当者等に負担過剰がみられるが、それ以外には特に問題はない。
- ・個人研究費、個人研究旅費、共同研究費等については、潤沢とはいえないが、費目間の流用が一定範囲内で可能であり、効果的な使用がなされている。
- ・教員の海外での研究発表等のための出張支援はあるものの、教員の短期、中期、長期等の海外留学を支援する制度の整備が滞っている。

- ・教育研究の活性化については、FD 活動を通じて積極的な取り組みが行われ、学内に次第に浸透し効果を上げている。

[基準 5 の改善・向上方策（将来計画）]

- ・教員の国際的な視野に基づく研究活動を活発にするために、教員の海外留学、出張を支援する規程を早く完成させなければならない。
- ・FD 活動の将来計画については、5 - 4 で具体的に述べられているが、平成 20(2008)年度実施計画については、順次進行させる。

基準 6. 職員

6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 事実の説明(現状)

6-1-1 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

- ・ 大学事務局に職員数は、専任職員 62 人、嘱託職員(兼務職員) 14 人、パート職員 60 人(TA、教育補佐を含む) 派遣職員 28 人の合計 164 人体制で、本学園に併設されている関西女子短期大学(短大)の事務業務も統合して行っている。
- ・ 20、30代の専任職員は約 8割近くが女子職員である。
- ・ 派遣職員やパート職員については、できるだけ正職員と同じような働きをしてもらえるよう、配慮をしている。具体的には、月 1回の事務局職員全員の合同朝礼を行い、必要な情報共有のための場としている。
- ・ 本学の事務組織は、事務局長が統括する大学事務局の中に置かれた政策室、総務部、入試広報部、教務部、学生支援センター、図書館、情報センターの 7 部署で構成されている。なお、事務局の各部署の要員配置は以下のとおりである。

事務局長 1 人(政策室長兼務)、事務局次長 3 人(うち 1 人総務部長兼務)、政策室は専任職員 4 人。総務部は専任職員 10 人、嘱託職員及びパート職員 3 人、派遣職員 6 人。入試広報部は専任職員 11 人、嘱託職員 5 人、派遣職員 1 人。教務部は専任職員 19 人(実習助手含む)、嘱託職員及びパート職員 10 人、派遣職員 9 人。学生支援センターは専任職員 10 人、派遣職員 5 人。図書館は専任職員 2 人、派遣職員 5 人。情報センターは専任職員 2 人、パート職員 1 人、派遣職員 1 人となっている。(TA、教育補佐は含まない)

6-1-2 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

- ・ 職員の採用は、学校法人玉手山学園全体を対象に法人本部が行う募集と、大学が行う随時募集により行われている。現状、職員数についてはほぼ充足された状況にあり、職員の退職等による欠員の補充と、管理運営上人材補強が必要と事務局長が判断した場合に、中途採用により随時適材を採用している。
- ・ 職員の昇任については、職員の育成を目的とした「新人事制度」と連動させる形で「役割等級制度」を導入している。昇任の条件を職員に明示し、努力して成果をあげた者が報われる人事制度を採用している。
- ・ 職員の異動は原則として春学期当初及び秋学期当初としているが、大多数は春学期当初の異動となっている。異動は各部署事務職管理者からのヒアリングを経て、事務局長と事務局次長が協議して原案を作成し、学長、理事長の了承を経て方針を決定している。

6-1-3 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

- ・ 職員の採用・昇任・異動については学校法人玉手山学園規程集の「就業規則 大学・短期大学・附属幼稚園・専門学校」の定めに基づき、学長の具申により理事長が行うが、それらの手続きに関する規程は制定されていない。
- ・ 法人本部が行う採用は一般公募の方法で行っている。応募者は筆記試験を経た後、本部管理職による面接、理事による面接等を経て選定される。大学が独自で募集を行う場合は、募集開始の具申を行い理事長の承認を経て行う。応募者の選定は、事務局長、事務局次長、総務部人事担当管理職、配属先部署管理職による面接、学長及び学内理事による面接を経て行い、採用決定は学長の具申により理事長が行う。
- ・ 昇任については新しい人事制度により運用されているが、「新人事制度」は試行期間も含めてまだ 2 年間の実績にとどまっているため、現在は新人事制度による評価結果を参考にしながら、各部署事務職管理者からの推薦と事務局次長の意見を参考に事務局長が昇任人事案を策定している。事務局長案は学長、理事長に具申され、理事長が最終決定する。
- ・ 異動についても、昇任に準じた手続きで行っている。

(2) 6 - 1 の自己評価

- ・ 2 学部 4 学科体制がスタートした平成 15(2003)年度に、それまでの事務組織を改編し、短大と大学の各事務組織を統合して現在の事務局組織が出来上がった。平成 18(2006)年度に新学部・学科の完成年度を迎えてその後 2 年が経過し、事務局各部署の要員規模も安定するとともに、業務の流れも現行体制に適合したものとなっている。
- ・ しかしながら、各部署の業務の内容や業務処理手順等の細部については更なる改善途上にあり、実態先行型で規程等の整備が一部追いついていないものがある。また、大学事務と短大事務の統合についても、所期の成果がまだ実現されていないところもある。
- ・ 要員規模については現行で適正と考えているが、これからの大学運営の中で期待される職員の役割を考えたとき、職員の構成（年齢構成、専任職員比率等）については、長期的視野で検討していく必要がある。

(3) 6 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 短期的には、個々の職員の能力向上への取組みとともに、現有の要員を組織的に有効に活用していくための体制作りに努める。
- ・ 職員の能力向上については次項（6 - 2）で詳細に触れることとするが、組織力を発揮する体制作りのために、組織の核となる管理者層の人材育成・補強を行うとともに、職員の一人ひとりが責任を持って役割を果たすよう、各部署、職位ごとの業務分掌を明示していく。
- ・ 中長期的には、主たる固定費である人件費の総額に常に目を配りながら、職員構成のあるべき姿を検討し、それに沿った採用計画を進めていく。
- ・ 平成 19(2007)年度より運用されている職員対象の「新人事制度」のもとで、職員の昇任基準がより明確になることにより、この制度を適切に運営していく。

6-2 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

6-2- 職員の資質向上のための研修(SD等)の取組みが適切になされているか。

- ・ 職員の資質向上のための取組みは OJT(On the Job Training)を基本としている。同種、同水準の職員の集合教育を自前で体系立てて行うことは、要員規模により現実的には困難であり、これを補完するために外部機関の研修会や講習を中心に選別し、職員を計画的に指名受講させている。また、職員の業務に関連した各種説明会やセミナー、シンポジウムなどは職員に広報し、積極的に参加させている。
- ・ 一方で、職員の自己啓発促進のための制度として、本学園には「通信教育講座受講制度」が設けられている。この制度では、毎期初に通信教育講座の受講希望の受付を行い、一定の基準のもと受講料が補助されることになっている。

(2) 6-2の自己評価

- ・ 職員対象の「新人事制度」が一つの動機付けとなり、職員の資質向上への取組みがなされている。また、外部機関を利用した職員の学びの場作りにも積極的に取り組んでいる。
- ・ 現状の外部研修は単発的なものが大半で、体系立った育成プログラムを見込むことができない。そのため、効果的かつ効率的な職員育成システムの検討が必要である。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

- ・ 中期的な方策として、OJTをより効果的に進めるためには、若手職員の計画的なジョブローテーションを指向していく。また、これと並行して管理職のマネジメント能力育成のための教育も行っていかなければならない。
- ・ 一方で、Off-JT(Off the Job Training)による体系的な職員育成プログラムを導入するには、他の大学あるいは大学関連団体等と連携した教育システムを模索するか、複数の外部研修機関のメニューの中から本学のニーズにあった研修プログラムを抽出して、それらの組み合わせによる職員育成プログラムを検討していく。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 事実の説明(現状)

6-3- 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

- ・ 大学事務局の総務部、教務部、学生支援センター、図書館、情報センターが主として大学の教育研究支援のための諸活動を支えている。

1) 教育支援

- ・ 教育活動を支援する事務組織として、教務部、学生支援センターを置き、入学、履修、進路等学生の大学生活をサポートする体制を整えている。
- ・ 教務部においては学生への履修指導、教員との連携による授業アンケートの実施、また保護者との連携強化を目指した「教育懇談会」を開催する等の支援を行っている。

- ・ 学生支援センターにおいては学生生活全般にわたる指導・支援、就職支援、資格取得等キャリア形成全般の支援を実施している。
- ・ 図書館では教育研究に必要とされる図書の実充のほか、国家試験の支援等も視野に入れた業務を推進している。
- ・ 教育研究に必要不可欠な情報設備（ハード・ソフトを含む）の整備については、情報センターがその責任を負い支援業務を行っており、現在教育支援のための e-Learning の導入に取り組んでいる。

2) 研究支援

- ・ 教員個人の研究活動支援を目的として、科学研究費補助金、共同研究、受託研究の申請・執行事務等を総務部で行い、教員と連携をとりながら研究支援を行っている。特に科学研究費補助金については、説明会を開くなどその周知徹底等に努めている。また、外部団体による競争的研究資金についても教員へのアナウンスを積極化させ、その応募を呼びかけている。

(2) 6 - 3 の自己評価

1) 教育支援

- ・ 事務局各部署は職員配置、日々の業務内容等から教育支援活動を推進する事務体制として機能している。
- ・ 大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、教員との連携強化は不可欠になってきており、各種研修会等に参加することにより職員の視点に立った教育支援の情報を入手すべく努力している。

2) 研究支援

- ・ 科学研究費補助金の申請については、現状での支援は周知と申請奨励に留まっている。

(3) 6 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 教育研究支援のための事務体制は確立されているが、学生及び教育研究ニーズの多様化により、その運営難度は高まり、十分な状態と言えない面も出てきている。各種企画業務の実充、学生相談体制の強化、研究支援体制の向上等、体制強化を目指した事務体制の構築を図っていく。

[基準 6 の自己評価]

- ・ 事務局を中心とする職員体制は、管理職を中心に、中堅職員、若手職員が配置されている。また専門性の高い業務には専任職員を配置し、日常のルーティン業務には嘱託職員、派遣職員を配置することで、適切な職員配置を構築している。
- ・ 近年の競争環境の激化にともない、大学職員に求められる能力は高度化、多様化しているが、どの層の職員にどのような育成が必要かを見極めながら、職員個々の能力向上及び事務局体制の組織力向上に努力している。
- ・ 職員全体の育成・意識変革を進めるために、マネジメント能力に長けた管理職を更に育成する必要がある。

[基準6の改善・向上方策（将来計画）]

- ・職員対象の「新人事制度」は、等級区分によりその求められる職務能力を明確にしているので、今後はその適切な運用を通じ職員の育成を図る。また「新人事制度」の中に定められている「評価育成制度」により昇任基準も明確となったので、職員の向上意欲を喚起して能力の向上に努める。
- ・OJT を中心に日々の業務の中で管理職が中堅・若手職員を育成し、職員の質的能力向上に努める。そのためにはまず、本学の管理職層の人事マネジメント能力を高める必要があり、その能力開発に努める。
- ・事務体制の組織編成については将来のあるべき姿を常に追究し、時代にあった組織編成を心がける。特に昨今の社会的な人材状況から、現在事務局構成は「専任職員」と「派遣職員」が中心となっているが、この構成に加え新たな職制を構築し、多様な人事構成を構築する。
- ・事務組織の業務分担については、各部署で作成した業務分担表があるが、事務組織全体でより一層統一された業務分掌を作成していく。

基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

- ・ 学園の最高意思決定機関として「理事会」があり、寄附行為・学則の変更、予算・決算、役員人事等重要事項はすべて理事会で決している。
- ・ 理事会は「学校法人玉手山学園寄附行為」「同施行細則」に則り運営され、原則 2 ヶ月に 1 回開催され、ほぼ全員出席の下で活発な意見交換が行われている。現在 9 人の理事で構成されており、常勤理事 8 人、非常勤理事 1 人となっている。理事の内大学関係者は 4 人（学長、名誉学長、副学長 2 名）で、教学部門の意向が十分反映される体制となっている。
- ・ 監事は 3 人でいずれも非常勤(外部)であるが、弁護士 1 人、税理士 1 人を擁し、理事会への出席、法人の業務ならびに財産状況の監査、決算監査、監査法人との意見交換会実施など、監査機能を十分果たしている。
- ・ 理事会を補完する機関として「運営理事会」があり、学園の日常業務の執行に係わる大半の事項を審議している。
- ・ 運営理事会は「学校法人玉手山学園運営理事会規則」の定めにより運営され、毎月 1 回開催される。メンバーは理事のうち常勤理事（現在 8 人）で構成され、非常勤理事、監事、各校園長に対しては議事録を送付することにより、審議決定事項の学内共有の推進を図っている。
- ・ 諮問機関として「評議員会」がある。現在年 3 回を定例の会議とし、必要に応じて「臨時評議員会」を開催し、学園及び各校園の現況について詳細に報告している。評議員は現在 24 人で「寄附行為」の選任条項に基づき構成され、評議員選任の手順も「同施行細則」に従って行われている。出席率も高く有為な会合となっている。
- ・ 各校園の校務のうち、全体として総合調整する必要がある事項について協議する機関として「所属長会」がある。所属長会は毎月 1 回開催され、常勤理事と所属長（学園内の各校園長）（現在 10 人）で構成され、協議、意見交換など情報共有がなされている。
- ・ 当学園は 5 つの学校（大学、短大、高等学校、幼稚園、専門学校）を運営しており、各学校間の調整を要する事項も多く、緊密な調整の場を必要とするが、各校園が同一校地内に共存するメリットが大きく、理事会、運営理事会、評議員会、所属長会等を中心とした学園の管理運営体制は円滑、適正に機能している。
- ・ 「学則」第 9 条第 2 項には「学長は学校教育法の定めるところに従い、校務を掌り、所属職員を統督する。」と規定している。大学における意思決定権、責務、裁量権限は学長にある。
- ・ 大学の管理運営体制として「大学評議会」「学部教授会」「研究科委員会」などがある。
- ・ 「大学評議会」は大学の教学に関する最高審議機関である。学長が主宰し、副学長、学

部長、事務局長、各部長など主な管理職で構成され、毎月 1 回実施されている。運営は「大学学則」「大学評議会規程」に則り、教育研究、将来計画、学則改正、教員人事等多岐にわたる重要な事項について審議が行われている。

- ・「学部教授会」は学部毎に設置され、学部の教学に関する重要事項を審議している。学部長が主宰し毎月 1 回開催されている。構成は学部長、教授、准教授、及び専任講師からなる。運営は「大学学則」及び「大学教授会規程」の定めにより、適正に行われている。
- ・大学院については「研究科委員会」が設置され、研究科長を議長として毎月 1 回開催される。運営は「大学院学則」「研究科委員会規程」の定めるところによる。
- ・上述の如く学部毎に「学部教授会」が開催されるが、重要事項に関しては「学部教授会」の議を経た後、「大学評議会」で最終審議が行われる。
- ・学科毎に毎月 1 回、学科教員全員参加で「学科会議」が行われ、学科運営に関する協議の場を持っている。
- ・大学院においても、「学科会議」に準じて「専攻会議」が行われ、専攻運営に関する協議の場としている。
- ・学長の下に各部署、各学科などの諮問機関として各種委員会が設置され全教職員参加の形で大学の運営がなされている。
- ・大学運営に関する諮問、調整機関として、毎週 1 回「執行部会」が開催され、学長以下教員、職員の主要管理職が出席し、当面の大学運営の諸案件について意見交換が行われている。
- ・月 2 回、大学経営（広義の教学活動を含む）についての協議の場として「経営教学協議会」が開催され、理事長、法人本部長、学長他理事兼務大学関係者で構成している。
- ・理事会で審議決定する毎年の「学園運営基本方針」をもとに、大学も含め各校園が具体的な「事業計画」及び「運営目標」を作成し、教育目的・目標の達成に向けて全教職員が施策、方針を共有し各自の役割を遂行、総力を結集して教育活動に邁進する体制を構築している。

7 - 1 - 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

- ・役員（理事、監事）の選任・任期・退任等に関しては、「寄附行為」に詳細に規定されており、役員選任の手順についても「寄附行為施行細則」に明記され、改選時は諸規定に従って厳正に運用されている。
- ・大学学長は「寄附行為施行細則」の定めにより、理事会で選任され任期は 3 年であり、「寄附行為」の定めにより自動的に理事に就任する。その他の大学の管理職（名誉学長、副学長、研究科長、学部長、事務局長）も理事会で選任され任期は 3 年である。

(2) 7 - 1 の自己評価

- ・大学及びその設置者の管理運営体制は、諸規定に従って整備されている。また各種会議の出席率も極めて高く、大学・学園の発展を目指し活発な協議がなされ、十分にその機能を果たしている。

- ・各種委員会に多くの教職員が参加し、大学運営の総力結集体制を具現している。
- ・教員の大学運営に対する一層の意識向上と実務への積極的な参画が求められる。
- ・「学園運営基本方針」をもとに、大学の「事業計画」、「運営目標」を毎年度作成し教育目的・目標の達成に向けて全教職員が施策、方針を共有している。そして、役割分担を決め各自の役割を遂行、総力を結集し、教育活動に邁進する体制を構築している。
- ・役員を選任についても、諸規定に則り厳正に行われている。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・「経営教学協議会」「執行部会」「学科会議」「専攻会議」各種委員会は適切に開催され有効に機能し、管理運営体制の重要な役割を担っているが、各種委員会を除けば規程がない。早急に規程を作成しその位置づけを明確にする。
- ・私学を取り巻く厳しい経営環境に適應するため、学園経営の諸施策を中長期的観点から立案し、推進する部署が必要である。大学に「政策室」が設置されているように、今後は学園全体の立場からも経営課題に取り組む運営体制を強化するため、理事長の下に「経営企画室(仮称)」を設置する。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7-2の事実の説明(現状)

7-2- 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

- ・「大学評議会」の構成員である学長、名誉学長、副学長2名は理事を兼務しており、理事会の構成員でもあるため、理事会と大学との意思疎通は十分になされている。
- ・理事会で決定された重要事項、「学園運営基本方針」「事業計画」「運営目標」などは学内LAN事務システムに掲載するとともに、教員へは学部長が教授会で説明を行い、職員については部門を通じて理事会の意思が全教職員に周知徹底されている。
- ・理事である大学役職者が「執行部会」を通じて理事会と「学部教授会」の情報共有を行っているため、管理部門と教学部門の連携は適切に行われている。
- ・「執行部会」では、「学部教授会」「大学評議会」の審議事項について事前に調整し、学部長が提議する「学部教授会」の議題、学長が提議する「大学評議会」の議題として適切か否か、さらに理事会の意思決定が必要か否かについて調整し、円滑、適切な意思決定に寄与している。
- ・「学部教授会」で審議された教学事項については、さらに「大学評議会」で審議され、教学部門の意思が決定される。なお、教学事項でかつ法人の経営的判断が必要な事項については、更に学長より理事会に諮られ管理部門の意思決定がなされる。
- ・本学には各種委員会があるが、そこでの審議事項についても大学全体に係わる重要な教学事項については「執行部会」で意見交換して、学長決裁で意思決定するか若しくは教授会の審議を経て「大学評議会」で審議し、意思決定するかを区別して、意思決定の機関を明確にしている。
- ・管理部門と教学部門の意思疎通に資するため、月に2回「経営教学協議会」を実施し

ている。会議では大学の教学に関する事項から管理に関する事項まで話し合わせ、議決するものではないが、理事長の意思形成を助けている。「経営教学協議会」の運営により、管理部門と教学部門の適切な連携が図られている。

- ・同一校地内に学園全校園が存立するメリットとして、良好なコミュニケーションが保たれている。

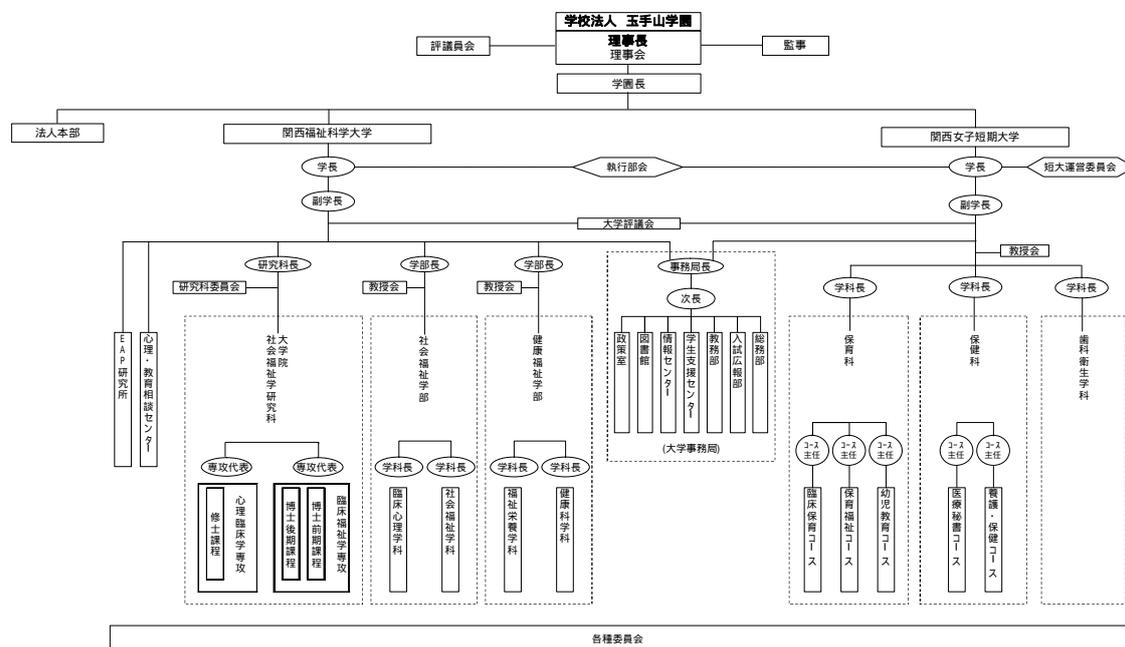


図 7 - 2 - 1 組織図
 (「自己評価報告書 資料編」資料 6 - 1 参照)

(2) 7 - 2 の自己評価

- ・管理部門と教学部門の連携は、理事会、大学評議会、執行部会、学部教授会などの関係とその構成員からみて、適切な連携関係にあると評価できる。管理部門と教学部門は対立関係ではなく良好な関係であり、意思決定についても両者で適切に執行されていると評価できる。
- ・理事会に多数の大学役職者が含まれていること、月に 2 回の経営教学協議会など良質な教学活動の展開を支援するための確かな経営を目指し、管理部門と教学部門の連携が不可欠なものとして有効に機能している。

(3) 7 - 2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・執行部会で調整している大学評議会、学部教授会の議題、更にそれらに関連する意思決定ルートの上昇については、現在逐次内容により決定しているが、過去の事例を整理し、事項ごとの整合性を高め、統一的な見解を確立する。

7-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-3- 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

- ・本学は自己点検・評価活動を行うための組織として、学長を委員長として学部長、学科長、事務局長等を入れた常設の「自己点検・評価委員会」を設置し、学長が全体的に統括できるようにしている。「教育力の向上、学生の満足度の向上に総力を結集」しようという理事長の方針にも見られるように、大学は自己点検・評価活動を学部の教学に関する重要な事項の1つとして受け止めており、そのことは「大学教授会規程」の審議事項の1つにも入れられている（第7条、三）ことからもうかがえる。
- ・平成18(2006)年度より、「自己点検・評価委員会」から「授業評価委員会」「大学FD委員会」を機能別に組織を独立させて設置し、活動を更に活発化している。
- ・「授業評価委員会」は学生による授業評価のアンケートを検討し、アンケート内容を授業への満足度、授業への主体的な参加、教員への満足度、授業の理解度、シラバスの充実・改善に集約して、簡潔で学生が答えやすい質問項目を工夫している。
- ・アンケート結果については、個々の教員へ担当科目についての部分をフィードバックすることにより、今後の授業の改善に向けての活用を促し、更にアンケートの集計結果とその分析を冊子にして全教員と関連事務局職員に公表している。
- ・FD活動としては、授業内容の改善による教育力の向上の努力、それを示すシラバスの記事の充実、シラバスに基づいて行われる授業の公開、教養教育の理念の再構築がある。「FD委員会」の年間の活動については、『平成19年度FD委員会活動報告書』に収録し、学内に公表している。なお、教養教育の理念の再構築については、「基準項目2-2」で既に述べている。

7-3- 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

- ・2学部4学科の体制で完成年度を迎えたのが平成18(2006)年度であり、学内の体制が固まる過渡期であったため、認証評価を得る目的の自己点検・評価活動は今回が初めてである。
- ・それに代えて、2005年度より自己点検を含む『年次報告』を作成してきた。

(2) 7-3の自己評価

- ・これまでは本学は本学に合った自己点検・評価活動を策定し実施してきている。「学生による授業評価」、「満足度調査」、「シラバスの充実」、「教養教育の理念の再構築」などが順調に進められているように、委員会の整備もできている。そしてこれらの全てを、教員の「教育力」向上という一点に集中させて展開し、全学的に意思を統一することに成功している。
- ・作成した『年次報告』については、学内に広く配付し、次年度以降の大学運営に反映させている。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・今年度実施した自己点検・評価活動で明らかになった課題を学内の運営に反映させていく。
- ・平成 20(2008)年度の改善・向上の方策として、平成 19(2007)年度から検討が継続され実現性のあるものとして、特定の授業をモデルとした公開授業による授業研究がある。これにより、教育力の向上を推進することができる。
- ・大学人が自己点検・評価をする際に大学内だけの視点によるのではなくて、社会のニーズに対応した大学となるため、本学に受験生を送る高等学校、学生を受け入れる実習機関（施設、病院、行政機関、学校）、就職先、卒業生など学外の視点を入れる。

[基準 7 の自己評価]

- ・法人における「理事会」「運営理事会」「評議員会」「所属長会」と、大学における「大学評議会」「学部教授会」「学科会議」「執行部会」などは有効に運営され、適切な学園経営、大学運営がなされている。また理事長、学長をはじめ主要職が適正にその役割、業務を遂行している。特に毎週開催される「執行部会」においては、当面の大学運営の諸案件について協議・点検が入念に行われている。
- ・理事会で審議決定する毎年の「学園運営基本方針」をもとに、大学も含め各校園が具体的な「事業計画」及び「運営目標」を作成し、教育目的・目標の達成に向けて全教職員が施策、方針を共有し各自の役割を遂行、総力を結集して教育活動に邁進する体制を構築している。
- ・有為な教学活動実践のための経営を目指し、理事長を始めとする管理部門は教学事項に積極的な関心を持ち関与している。月 2 回の「経営教学協議会」では広義の大学経営(教学活動を含む)の諸事項について活発な協議が行われ、大学運営方針の協議及び経営と教学の連携に大いに役立っている。同一キャンパス内に法人の管理部門と全校園が設置されていることもあり、緊密な連携と良好な関係が構築されている。
- ・厳しさを増す私学経営環境に適応していくため、適切な経営判断に資するよう管理運営機能の充実・高度化、迅速化が更に求められる。
- ・教員の大学運営に対するより密度の濃い参画が求められる。
- ・「授業アンケート」「学生満足度調査」、活発な FD 活動(授業公開、シラバス充実研修他)が行われ、「確かな教育力向上」と「学生満足度向上」に誠実に取り組んでいる。
- ・教職員の資質・能力向上、意欲の高揚のため、教員・職員対象の「新人事制度」が構築され、試行段階から本格実施段階に移りその効果が期待される。

[基準 7 の改善・向上方策（将来計画）]

- ・私学を取り巻く厳しい経営環境に適応するため、適切かつ高度な経営判断を支援するための「経営企画室（仮称）」を法人本部内に設置する。
- ・大学の使命達成を期して、さらなる良質な教育サービスを提供するために、ますます高度化、多様化する大学運営業務を確実に遂行していく。そのために、「大学運営方針」・「事業計画」を全教職員が共有し、役割分担を明確にすることによって、責任を持って

推進する。

- ・ 毎年の大学独自の点検・評価活動、FD 活動、『年次報告』発行に加え、学内規程に則った自己点検・評価活動も定期的の実施し、その報告書を学外へ効果的に公表していく。
- ・ 教職員の資質能力向上を目的とする「新人事制度」を有効に機能させる。

基準 8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

8-1-1 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

- ・社会的ニーズにこたえて 2 学部 4 学科 1 研究科を設置したことにより、堅調に定員の確保ができた結果、平成 14(2002)年度に学園 2 号館建設、学園本館実験棟の実習室改修、図書館拡張等の整備、平成 18(2006)年度に学園総合体育館の建設を行ったが、これらの事業については、全て自己資金で行い、現在に至っても借入金は 0 である。これは中長期の事業計画に基づいた上での事業実施であるとともに健全な財政状態を維持してきている成果である。
- ・本学は、開学以来堅調に定員を確保し、過去 5 年間(平成 15(2003)~19(2007)年度)の経営状況を消費収支計算書で見ると、大学部門では平成 15(2003)年度 4 億 9,900 万円、平成 16(2004)年度 6 億 200 万円、平成 17(2005)年度 7 億 4,900 万円、平成 18(2006)年度 3 億 900 万円、平成 19(2007)年度 7 億 2,900 万円の収入超過となっており、消費収支比率においても過去 5 年平均で 77.78%と堅調である。法人全体では平成 19(2007)年度の翌年度繰越消費収入超過額は 17 億 8,800 万円である。

8-1-2 適切に会計処理がなされているか。

- ・本法人では予算編成の基本方針に基づいて事業計画を作成し、学校法人会計基準に準拠した予算編成を行い、会計処理を行っている。
- ・予算編成の基本方針については、毎年 10 月の予算委員会で協議され運営理事会で決定し、各部門に伝達される。そして 1 月に部門ごとの事業計画・予算案が作成され、法人本部と調整し、法人全体の事業計画・予算案が編成される。その後、予算委員会、運営理事会で審議を重ね、3 月の評議員会、理事会の承認を経て、事業計画と予算が成立する。成立した予算については本学園の広報誌である『玉手山学園広報』に掲載し透明性を確保している。
- ・各部門及び各部署は、全ての予算執行において、「稟議取扱い規程」に基づき執行額が 10 万円未満の場合は、「支出承認書」を起案し所属長の決裁を経て、10 万円以上の場合は、「物品購入稟議書(稟議書)」を起案し常務理事または理事長の決裁を経て、その後法人本部財務部において証憑等のチェックを行った上で、伝票を起票している。
- ・予算の執行状況は、各部門で管理すると共に毎月開催される会議(事務連絡会)で法人本部財務部より開催日の前月末の実績表と開催日現在の「稟議書」及び「支出承認書起案」ベースの予算差引一覧表を各部門に配付し、進捗状況を明確にしている。
- ・学園全体の資金の受入及び支払業務に関しては、「学園経理規程」「同施行細則」に基づき全て法人本部財務部で処理をしており、会計処理に関して不適切及び不透明な予算執行が行われない体制をつくっている。会計処理等に疑問が生じた場合は、日本私学振

興・共済事業団（私学経営相談センター）及び公認会計士に相談し適切な指導を受け処理をしている。

8-1-1 会計監査等が適正に行われているか。

- ・ 会計監査については、外部監査と内部監査がある。外部監査は、公認会計士の監査責任者 1 人と監査補助者（公認会計士）4 人により、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づき、毎年 8 月から翌年 5 月にかけて 20 日以上の監査が実施されている。
- ・ 内部監査は、「監事監査規程」を設け「監査計画書」に基づき学外監事 3 人が、決算時期及び年間 2 回程度、学園を訪問し、監査を実施している。また監事監査実施時に公認会計士による監査状況の説明及び意見交換を行うために監事と公認会計士の連携会議を実施している。
- ・ 両監査の範囲は計算書類、すなわち、「資金収支計算書」（人件費支出内訳表を含む）「消費収支計算書及び貸借対照表」（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）及び関連の元帳、証憑書類、評議員会議事録、理事会議事録等である。更に業務及び財産の状況に関しても監査を実施している。
- ・ 決算書は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して作成し、法人の監事及び公認会計士の監査を経て、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事長が監事の意見を付して評議員会に意見を求め、理事会に報告、承認を得ている。

(2) 8-1 の自己評価

- ・ 大学開学後も教育研究目的を達成していくために学部学科の増設、教育施設や設備の充実を行ってきた。そして国家試験合格者等も年々増加し、社会に貢献できる人材を輩出している。これらの結果、定員確保も順調にでき、財政基盤安定の要因となっている。
- ・ 会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、会計監査については、私立学校法及び私立学校振興助成法に準拠して適正に実施している。

(3) 8-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学は現在、収容定員及び入学定員は充足しているが、少子化の影響もあり志願者数は減少傾向にある。安定した財政状況を確保し続けるためには、入学志願者を増やす必要があり、国家試験合格者数の実績を伸ばし社会的にも貢献できる人材の育成に一層尽力し、積極的な広報・学生募集活動を行うように努める。
- ・ 在学生の中途退学や除籍が若干増加傾向にあることが本学の財政にも少なからず影響を与えるため、学生アンケートの実施、学生支援体制の充実、教学面での学生に対するサポート等を充実させていく。
- ・ 収入面において特別補助金等の獲得に努めるとともに、支出面では予算の執行管理の精度を上げることで管理経費を節減し、教育目的を達成するために教育研究経費の増加に努める。
- ・ 今後も安定した財政基盤を築くべく、堅実な事業計画を推し進める。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

8-2- 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

- ・ 本法人は、平成 16(2004)年度決算より決算関係書類(「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」「事業報告書」、監事の「監査報告書」、公認会計士の「監査報告書」)を法人本部事務室に備え付け、学生、保護者、教職員、その他の利害関係者を対象に閲覧に供する体制をとり、平成 18(2006)年度には、「財務書類等閲覧規程」をつくり財務状況の公開に努めている。
- ・ 学園広報誌である『玉手山学園広報』には、決算報告として「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の財務 3 表と、予算書概要として「資金収支計算書」「消費収支計算書」に説明文を付けて掲載し、役員、教職員、タイム労働者(パート職員)、派遣職員、学生に配付している。また、学園本館に来られる学園関係者に対しても自由に持ち帰れるよう受付に備え付けている。
- ・ 本法人のホームページには、上記の計算書類とともに監事の「監査報告書」「財産目録」「事業報告書」及び「事業計画書」を公開し、本学を含め併設校のホームページにリンクさせ、各学校園のホームページからも誰もが閲覧できる状況になっている。

(2) 8-2 の自己評価

- ・ 学園広報誌や学園のホームページ、財務書類を法人本部に備え付ける等、閲覧希望者に常に開示できる体制をとり、可能な限り財務情報を公開している。

(3) 8-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・ 公益性の高い学校法人として、社会への責務を果たすため、掲載する財務関係諸表に関して、より一層理解しやすい説明を付けること及びグラフや図形を使って詳細に示すように努め説明責任を果たしていくことを検討する。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

8-3- 教育研究を充実させるために、外部資金の導入(寄附金、委託事業、収益事業、資産運用等)の努力がなされているか。

- ・ 本学における教育研究を充実させるための外部資金の導入については、文部科学省科学研究費補助金、受託研究費、寄付研究費、資産運用収入、補助活動事業収入、施設設備利用料収入が主なものとなっている。
- ・ 文部科学省科学研究費補助金、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金、民間の研究助成財団等からの研究助成金、受託研究費、寄付研究費についての採択件数及び金額については、表 8-3-1 に示す。なお、文部科学省科学研究費補助金については、毎年、教員への説明会を実施することにより応募申請を促している。

表 8 - 3 - 1 外部資金導入状況（新規・継続合計）

（単位：千円）

| | 項目 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---------------|-------------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 科学研究費補助金 | 採択件数(継続) | 3 件 | 2 件 | 6 件 | 7 件 | 4 件 |
| | 採択件数(新規) | 2 件 | 5 件 | 1 件 | 3 件 | 3 件 |
| | 採択件数合計 | 5 件 | 7 件 | 7 件 | 10 件 | 7 件 |
| | 合計金額 | 4,900 | 7,900 | 5,300 | 12,600 | 8,760 |
| | 当該年度申請件数 (採択率) | 5 件 (40%) | 14 件 (36%) | 16 件 (6%) | 13 件 (23%) | 19 件 (16%) |
| 研究助成金 政府関連 | 件数 | 1 件 | 2 件 | 1 件 | | 2 件 |
| | 合計金額 | 38,250 | 34,575 | 500 | | 6,076 |
| 研究助成金 民間関連 | 件数 | | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 |
| | 合計金額 | | 700 | 1,000 | 750 | 300 |
| 研究費 受託 | 件数 | 1 件 | 1 件 | 2 件 | 1 件 | |
| | 合計金額 | 2,196 | 2,000 | 7,500 | 500 | |
| 研究費 寄付 | 件数 | | 1 件 | 3 件 | 1 件 | 1 件 |
| | 合計金額 | | 1,500 | 7,000 | 1,500 | 750 |

（採択率）：当該年度申請件数に対する採択件数(新規)の割合

政府関連研究助成金：政府もしくは政府関連法人からの研究助成金

民間関連研究助成金：民間の研究助成財団等からの研究助成金

- ・資産運用収入については、元本保証・確定金利の金融商品により、堅実な運用を行っている。
- ・補助活動事業収入については、「EAP(Employee Assistance Program)研究所」では平成 18(2006)年度より、外部の企業・団体の担当者、学生等を対象に、有料での「EAP フォーラム」を開催し年々盛会となっている。
- ・施設設備利用料収入については、団体等の要望で年間数回程度、校舎や教室の貸与を行っている。現状は国家資格・公的資格に関する試験会場提供を主体にしており、要請の都度、検討を加えて対応することとしている。

(2) 8 - 3 の自己評価

- ・教育研究の充実を目指すべく、外部からの研究費等の導入を積極的に奨励しているが、現状においては充分といえる実績ではない。
- ・資産運用については、寄附行為に基づき、できる限り有利な資産運用を図っている。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・研究費に関わる外部資金の導入については、現状、各種補助金申請の教員への周知（説明会開催・書面案内）により、その申請を奨励しているが、更なる申請応募に関わる強化策の検討を進め、その採択実績の増強を目指す。
- ・資産運用収入については、低金利が続く現情勢下では受取利息・配当金などの収入を増加させることは難しいが、「資産運用規程」を策定することにより、運用の範囲を明確にし、安全な範囲で運用資産の一部について、積極的な運用を検討する。
- ・教育研究と地域社会への貢献を図る目的から「EAP 研究所」「心理・教育相談センター」を設置しているが、「心理・教育相談センター」に関してはその活動も軌道に乗ってきており、更なる利用者の増加を図る。
- ・施設設備利用料収入については、団体等の要望に応じる形で校舎や教室の貸与を行ってきたが、学園総合体育館のように設備の整った施設も有しているため、より積極的に地域社会への施設貸与を行うことで、本学に関わる宣伝効果を見込むと共に、施設設備利用料収入の増加を図ることを検討する。

[基準 8 の自己評価]

- ・学部・学科・研究科の新增設効果もあり学生確保は順調に推移し、本学園の永年標榜してきた借入れに依存しない健全な経営を堅持しており、財政基盤は安定している。
- ・財務情報の公開については、改正私立学校法の趣旨に則り、ホームページ等で学内外に広く開示しており、今後は更に媒体を増加するなどして、よりきめ細かい情報の提供を目指している。
- ・外部資金導入については、現状実績は充分とは言えないため、競争的資金獲得、地域社会との共同研究による委託・受託業務の展開に課題が残されている。
- ・寄付金受入体制及び資金運用は、今後の検討課題となっている。

[基準 8 の改善・向上方策（将来計画）]

- ・教育目的達成のための施設設備の増強、学生の生活環境向上のための諸施設の提供等、教育研究施設の整備に要する資金需要は旺盛であり、これらのニーズに対応していく。
- ・中長期の財政状況を展望しながら、当面として、収入面では学生確保の為の募集体制の一層の強化、外部資金導入の推進、支出面では費用対効果意識の徹底と実践等の諸施策を推進することにより、健全経営を維持する。

基準 9. 教育研究環境

9 - 1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9 - 1 - 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

- ・本学は、学校法人玉手山学園の運営する学校のひとつであり、敷地内には関西女子短期大学、関西福祉科学大学高等学校、関西女子短期大学附属幼稚園、関西医療技術専門学校が設置されている。大学の学部・学科の増設に伴い、校地等や校舎の拡張を行ってきたが、併設する各学校との共用部分を持つ面積区分状況となっている。
- ・校地等の面積について、専用箇所 7,756 m²、共用箇所 72,046 m²であり、合計 79,802 m²となっている（「自己評価報告書データ編」表 9 - 1 参照）。
- ・運動場用地の面積は、校地面積のうち専用箇所 2,838 m²、共用箇所 30,000 m²、合計 32,838 m²である。
- ・校舎の面積については、専用箇所 7,839 m²、共用箇所（大学使用部分）9,390 m²であり、合計 17,229 m²となっている。
- ・学生の教育指導に当たる教員用に、個人研究室として 86 部屋が用意されている。また、個人研究室を設置している各フロアには、教員が共同で使用する「共同研究室」4 部屋が設けられている。なお、個人研究室と共同研究室の総面積はそれぞれ 2,078.2 m² と 104.0 m²となっており、合計 2,182.2 m²が教員の教育研究用スペースとして充てられている。
- ・図書館の学生閲覧室の面積、座席数、収容人員、開館日数、開館時間及び利用実績については、表 9 - 1 - 1 に示す。
- ・蔵書は、平成 19(2007)年度末で図書約 40,000 冊、雑誌約 410 種類、視聴覚資料約 1,700 点を所蔵している。図書の 21%が社会福祉関連で最も多く、次いで教育学 15%、精神医学関連 14%、心理学 9%の順となっている。（「自己評価報告書データ編」表 9 - 6 参照）
- ・図書館システムは学内 LAN と結び、所蔵情報の検索が教員個人研究室、情報処理実習室等から利用可能となっている。各種オンラインデータベースも上記の学内端末から利用可能である。

表 9 - 1 - 1 学生閲覧室

| 面積(m ²) | | | 学生 閲覧室 の座席数 (a) | 学生 収容定員 (b) | 収容定員に 対する 座席数の 割合(%) a / b * 100 | その他の 学習室の 座席数 () | 開室日数 | | 年間 利用実績 | | 開室時間 |
|---------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|---------------------|--|----------------------------|------|-----|------------|----|------------------|
| 全体 | 閲覧 スペース (内数) | 書庫 スペース (内数) | | | | | 週当たり | 年間 | 学内 | 学外 | |
| 785 | 674 | 56 | 225 | 2,259 | 8.1 | 0 | 5 | 275 | 101,571 | | 8 : 50 ~ 19 : 00 |

- ・体育施設の種類、面積、設備は、表 9 - 1 - 2 に示す。

- ・ 体育館内のトレーニング室には、エアロバイク 4 台、ウォーキングマシン 6 台、ウェイトマシン等が備えられ、学生がトレーニングに利用している。体育実技の実施には、体育館内の諸施設も含めて適切な設備規模である。

表 9 - 1 - 2 運動場・体育施設の概要

| 名 称 | 面積合計 (㎡) | 設 備 |
|--------|----------|----------------------------------|
| 運動場 | 32,838.0 | 大学グラウンド、香芝グラウンド |
| テニスコート | 7,984.0 | 総合体育館テニスコート2面、香芝テニスコート4面 |
| 体育館 | 6,994.0 | バスケットコート、バレーコート、武道場、ダンス室、トレーニング室 |

- ・ 情報関連施設等については、情報処理実習室 3 室、合計 150 席、学生自習室 1 室、20 席、大学院研究室 2 室、66 席が設けられており、情報処理実習室並びに学生自習室では、座席数分のコンピュータ台数を設置している。また、大学院生研究室においては、約 3 席に 1 台の割合でコンピュータを設置している。(「自己評価報告書データ編」表 9 - 8 参照)
- ・ 情報処理実習室は、土・日曜日を除く 9 時から 18 時まで、学生自習室及び大学院生研究室は、日曜日を除く 8 時から 22 時まで開放している。
- ・ 情報関連施設のスタッフは専任・非常勤合わせて 7 人を配置し、全館の管理を行っている。
- ・ 附属施設である「心理・教育相談センター」の床面積は 667.4 ㎡であり、また、医療法人あけぼの会との産学連携で運営している「EAP 研究所」については、床面積 153.1 ㎡をあけぼの会から借用している。

9 - 1 - 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

- ・ 法人本部施設部は、大学事務局総務部を窓口として各部局と連携し、改修や改善の要望も含めて施設設備の維持管理に務めている。また、大学事務局総務部には経験豊かな職員が配置されており、専門的な知識や技術をもとに日常の施設設備の維持・管理等を行っている。
- ・ 学内清掃業務、建物機械警備、電気や空調設備業務、消防設備業務、エレベータ設備関係などのように専門業者に依頼する必要がある諸作業については、学外への業務委託を行っている。
- ・ 「EAP 研究所」における施設設備の維持管理・運営は、借用している医療法人あけぼの会が担当しており、床ワックス清掃業務、建物セキュリティ業務、電気空調関連業務、消防設備業務、エレベータ設備業務等については、専門業者への業務委託を行っている。
- ・ 「EAP 研究所」内の日常的な清掃については、EAP 研究所スタッフが対応しているが、復職支援プログラム参加対象者による清掃実施なども行われている。

(2) 9 - 1 の自己評価

- ・ 大学設置基準を満たす校地、校舎を適切に整備し、総合体育館などその施設・設備は、質及び量において教育課程の運営に十分なものであるといえる。

- ・これらの施設・設備は整備され有効に活用されているが、総合運動場にあたるグラウンド施設の1つがキャンパスから離れている現状にある。一部クラブによる土・日曜日の使用を含め、主に長期休業時における課外活動使用施設となっている。
- ・図書館は、カリキュラムに即した図書や電子資料を揃え、学習の支援を行なっている。蔵書は、教育研究に直接役立つものが多く且つ情報が新しいことから内容は充実している。開館日数は年間275日となっており、また開館時間は19時(平日)までの利用体制を整えている。
- ・情報処理室を学生が使用するのに際し、日常的な相談や機器的な対処を施す相談員を配置しており、学内の各情報処理室の巡回を行っている。

(3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・学生の要望をアンケート等によって把握することや、学生の視点に立った計画立案等により、施設・設備面の整備及び改修改善を図っていく。
- ・本学図書館HP(OPAC)の外部へのweb公開を行う機能及び、電子ジャーナルや電子図書の更なる充実を図っていく。
- ・ネットワーク環境の整備充実を図っており、その一環として情報センターを中心に「教育支援ITシステム」の導入を進める。

9-2 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

(1) 事実の説明(現状)

9-2-2 施設設備の安全性が確保されているか。

- ・耐震性能面では、大学施設は平成9(1997)年開学であり、耐震基準にはすべて適合している。また、アスベスト建材の使用もない。
- ・建築基準法12条定期報告に基づき、学園内全施設については、設計監理事務所により3年に1回、内外装の安全状況、人に優しい施設であるかなど調査・報告・改善を実施している。
- ・バリアフリーの観点では、自動ドア、エレベータ、段差のない出入り口や引き戸の設置、障害者対応トイレの設置など対応済みである。
- ・改修工事の実施時に、特に屋外においてスロープ設置などを優先して検討・実施している。
- ・消防設備においては、年2回8月と12月に点検を実施しており、機器の電池切れや改修工事に伴う火報設備の増設など適宜更新・対応している。
- ・電気設備、水道水など法定点検も年1回実施し、安全性を確認している。
- ・警備体制については、「基準項目11-2」で述べるが、本部施設部と守衛室に総合防災盤を置き、各施設の事務室と併せて常時2箇所監視し、夜間及び休日には2部署(24時間常駐の守衛室及びセキュリティ会社)で監視し、緊急連絡体制も整備・周知済みである。

- ・ 学生が授業以外の時間を過ごすスペースとして、大学本館ならびに学園 2 号館の 1 階に約 300 席からなる 2 つの学生ホールを整備し、学生に自由に利用させている。

9 - 2 - 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

- ・ 快適なアメニティの整備のため、日常生活で使用する施設改善を優先的に行っている。
- ・ 教室環境では、AV 設備でのヴィジュアル的な授業にも対応できるよう講義室の改善を行っている。
- ・ 学園 2 号館では、1 階に情報処理実習教室を設け、授業時間帯以外を学生に開放し、情報収集、就職活動などに利用しやすい IT 環境を提供している。
- ・ 学生の要望を受け、定期試験期間の 7 月は図書館の開館時間を 20 時まで延長している。
- ・ トイレに関しては、ウォシュレット設備や自動照明、自動水洗への改善を順次実施し、快適性・清潔性・省エネ性を向上させている。
- ・ 学園内に食堂は 3 店舗あり、内大学内営業店舗は 16 時まで営業している。明るく、清潔な照明への内装の改修や、メニューサインやポスター掲示、学生とタイアップした食環境意識向上の卓上メモなど、快適な環境と情報を提供している。また、食堂アンケートも実施して学生の生の声を聞き、メニューや値段の改善の参考にしている。
- ・ 高校校舎に購買部があり、大学生も利用している。平成 18(2006)年度よりコンビニ・売店新設に向け、現在、設置計画を策定中である。
- ・ 平成 19(2007)年に新設された体育館のトレーニング室を 20 時まで学生に開放し、勉強や研究生活の息抜き、気分転換、健康管理に利用されている。また、「ビリーズブートキャンプ」や「体脂肪率低減コンペ」など特別メニューも企画し、学生・教職員が楽しめる企画も行っている。
- ・ キャンパス内には落葉樹もあり、季節感の溢れる学園であるが、平成 19(2007)年度末にはキャンパス横を流れる川沿いの桜や正門前の通路のライトアップも行い、地域への協調性も含め快適性の改善を行っている。
- ・ 建物内は全館禁煙としたうえで、屋外の指定場所に喫煙所を数箇所に分散して設置し、分煙を徹底している。
- ・ 当学園には大阪府指定の史跡である「立教館」という建物があり、法人ホームページでも紹介し、見学希望者を受け入れている。

(2) 9 - 2 の自己評価

- ・ 開学して 10 年の新設大学のため、校舎施設や設備も比較的新しく充実しており、また、年度ごとにアメニティの快適性や教育環境の向上に資する事業計画を立案し、改善実施している。
- ・ 校舎については定期的に安全点検が実施され、またエレベータ・消防設備・浄化設備等の設備関係についても、専門業者への委託により安全点検は日常定期的に行われ十分に安全性が確保されている。
- ・ 大学校舎は新しい基準で建築されているため、障害者対応のエレベータも設置されており、校舎内のバリアフリーは建築当初より整備されている。また、キャンパスには若干

の高低差があるが、校舎間のバリアフリーについては車椅子で必要な場所に移動できるよう整備を進めている。

(3) 9 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・施設・設備の日常点検を委託している業者と連携して、更に注意深く危険箇所がないか点検を強化していく。
- ・学内アメニティ向上のため、コンビニ・売店等の設置を年次計画で実施する。
- ・喫煙については、分煙のために現在設置している喫煙室の整備と更なる分煙設備の改修を行う。
- ・キャンパス内の点検を常に心がけ、大学事務局総務部と法人本部施設部が連携して、危険箇所についての速やかな情報収集と改善を図れる体制を構築する。

[基準 9 の自己評価]

- ・校地校舎は設置基準上の面積を確保しており、十分に整備されている。また、校地については機会を捉えて隣接地を購入し、その充実に努めている。
- ・本学は同一敷地に幼稚園、高等学校、専門学校、短大、大学が設置され、共有部分も多く、それらの学校と相互に連携協力しながら施設・設備を機能的に運営できている。また、各校園が主として日常使用している設備も相互に利用しあい、効率良い運用を行っている。
- ・大学内の教育研究環境については、必要な施設・設備が整備され、教室の教材提示システム（AV システム）や情報関係の施設・設備も十分に整備されている。
- ・学生、教職員の要望に対応するため、学内情報 LAN システムは日常の点検整備は情報センターにより怠りなく運営されている。
- ・施設の安全性については、法人本部施設部が学園全体を視野に入れて整備を行っており、逐次建築士等のアドバイスを得て必要箇所の改善を図っている。
- ・平成 19(2007)年度に大学が主として利用できる「学園総合体育館」(延床面積 6,409.7 m²) が竣工し、また校舎については、平成 20(2008)年度に実習室、実験室等を増設するため約 1,000 m²の増築工事に着手するなど、年次計画で教育環境の整備に努めている。
- ・また、毎年各種の施設改善の取組みにより、大学のアメニティの向上に努力している。

[基準 9 の改善・向上方策（将来計画）]

- ・教育研究設備の充実のために、必要な実験・実習室等を検証し、既存校舎の転用、校舎の増築整備を含めた学園の整備計画を策定していく。
- ・平成 20 年度に、実験室・実習室充実のための校舎の増築を実施する予定である。
- ・校地については、機会があれば隣接する農地等を購入し教育研究環境の整備に努める。
- ・既存の教室等の稼働状況を精査し、稼働率の低い施設は不足している教育研究設備に改修し、教育研究環境の整備に努力する。
- ・「教育支援 IT システム」の導入を推進し、教育研究環境の整備を行い、学内全体での運用に向けて体制を整備する。

基準 10. 社会連携

10 - 1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

10 - 1 - 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

1) 大学施設の開放

- ・平成 19(2007)年度の本学施設の開放・貸出しは、建物、総合体育館、香芝グラウンド、テニスコート、駐車場、駐輪場に及ぶ。対象は学術集会・研究会、講習会、各種試験、大会試合の開催、祭りなどの地域行事、選挙の投票所、幼稚園の運動会など、外部団体への貸出しである。
- ・大学祭では、近隣の障害者作業所が展示即売会を開催したり子ども対象の移動動物園が開かれるなど、大学の特色を生かした企画に近隣住民の多数の参加を得ている。

2) 図書館の一般開放

- ・本学は図書館を卒業生、地域住民など学外の登録者に開放し、閲覧や館外貸出、検索、文献複写などのサービスを行っている。平成 19(2007)年度の学外への貸出人数は延べ 65 人、貸出冊数は 103 冊である。

3) 公開講座

- ・平成 14(2002)年度より、公開講座を年 1 回 4 講シリーズで開催している。第 5 回目の平成 19(2007)年度は、「ストレス社会を生きるには」を統一テーマとして本学教員 5 人が講演し、受講者は延べ 182 人にのぼった。各講のテーマは「産業社会とストレス」「男女共同参画社会におけるストレス」「小手先でできるストレス対処法」「健康とストレスマネジメント～Let's リラックス～」 「馬介在療法の科学的検証」である。また、これらは講演集として冊子にまとめ、受講者や他大学等に配付している。

4) 「心理・教育相談センター」

- ・「心理・教育相談センター」では、乳幼児層から老年期層までの幅広い年齢層を対象に心理臨床・相談活動を行っている。平成 19(2007)年度の年間の総ケース数は 208 回、延べ面接数は 1,513 回である。その内訳としては、個人面接数が 836 回(115 ケース)、家族面接が 4 回(1 ケース)、心理検査が 78 回(27 ケース)、プレイセラピー及び治療教育が 260 回(20 ケース)、発達障害児を対象としたグループセラピーが 260 回(43 ケース)、コンサルテーションが 4 回(2 ケース)である。特に、発達障害児の個別治療教育やソーシャル・スキルズ・トレーニングなどのグループは、地域の重要な資源として年々利用者が増加している。ほかに「お母さんのためのしつけ勉強会(ペアレント・トレーニング)」「発達チェック」「学齢期家庭教育相談会」「卒業生を対象とした事例検討会」をはじめとし、各種研修会などの催しを近隣住民や修了生に向けて開催している。

5) 「EAP 研究所」

- ・「EAP(Employee Assistance Program)研究所」は、勤労者の心身の健康増進、パフォーマンスの向上、個人及び組織の発展に寄与することを目的に、EAP 活動、復職

支援プログラム、企業における健康づくりイベントを実施している。当研究所は日本 EAP 協会事務局を担当しフォーラムを開催するなどしており、EAP の研究活動成果は広く社会に還元されている。

6) 教員の社会・地域貢献活動

・本学の専任教員がその専門性を活かして個別に行っている社会及び地域への支援・貢献活動は、次に示す 4 つの領域にわたる。

- a. 審議会、委員会及びその他さまざまな機関から委嘱されている役職
行政機関の各種審議会、委員会等における委員・助言指導者、NPO 法人や社会福祉法人の理事・顧問・評議員など。
- b. 単発的に開催される講演会、研修会、研究会等における講師、助言者、コーディネータ等としての活動
- c. 研究・臨床等の実践活動
例えば、高齢者見守りシステム研究、運動プログラム指導、子ども居場所事業、地域子ども教室など、教員の実践研究・プログラム開発等と関連した活動、あるいはスクールカウンセラー等の臨床活動など。
- d. カリキュラムとは別に行われる学生を伴った地域ボランティア活動、学生ボランティアの派遣
福祉施設、学校・園、支援機関等への学生ボランティアの長期の継続派遣
福祉施設等のキャンプや祭りなど単発行事への学生ボランティア派遣
教員が学生を補助やボランティアとして引率・指導

7) 学生のボランティア

- ・学生支援センターでは、近隣の社会福祉協議会や福祉施設、学校園等からの学生ボランティアの募集を受付け、学生に向けて掲示している。
- ・学内公認ボランティアサークルは 4 グループあるほか、その他の福祉系サークルも 5 グループあり、各サークルが独自に地域とつながりを持って活動を展開している。

(2) 10 - 1 の自己評価

- ・本学は開学 10 年に達したばかりだが、人的にも物的にも地域に根ざした大学として十分に機能している。人的資源の派遣としては、教員が各専門分野を活かして地域の福祉や教育・行政のサービスに深く関与するだけでなく、学生及び大学院生たちも地域福祉や教育の現場の実践に参加し、「福科大の学生」として広く評価されている。
- ・各教員が研究や臨床活動等を通して積極的に社会・地域貢献を行い、地域との関係を築き、また教育のために学生を地域の現場に積極的に派遣し、さらにその学生の指導・サポートを行っている。
- ・本学ならびに学園の建物や図書館、総合体育館などの施設は様々な形で地域交流のための資源として活用されている。公開講座や大学祭も、住民が気軽に大学を訪れる機会となっている。殊に「心理・教育相談センター」は開所 5 年で総ケース数約 1,000、総セッション数約 5,000 回を数えるほどの盛況ぶりであり、心理相談一般から発達障害児の療育まで心理臨床の地域の拠点として機能しつつある。「EAP 研究所」も現代社会のニーズに適った先駆的な領域の研究所として大いに社会貢献活動を行っている。

(3) 10 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の学生は福祉、心理、健康や栄養を専攻しているため、自らの研鑽のためにボランティアに参加したいという意思をもつ。一方、福祉施設や教育機関はそのようなこころざしを持つ学生の力をボランティアとして借りたいという要望をもつ。その橋渡しをよりスムーズに行うために、学生支援センターや「地域交流支援センター」の整備をすすめ、連携・協力体制の強化を図る。
- ・公開講座はリピーターが多く受講者数は横ばい状態である。受講生の拡大を図るためにテーマや講師の選定をさらに工夫すると同時に、本学の知名度を向上させるために広報の対象地域や方法を改善する。

10 - 2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10 - 2 - 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

1) 社会福祉実習教育モデルの作成（特記事項 1 を参照。）

- ・本学では、平成 11(1999)年より臨地実習を開始した。本学教員と実習受け入れ機関・施設の方々との意見交換会を開催し、よりよい実習体制のあり方について意見を聴取しながら、特定の施設と実習計画やアセスメント等を継続的に行っている。
- ・さらに、平成 13(2001)年に全実習先に対する「実習受け入れに関するアンケート調査」を行い、続いて「関西福祉科学大学実習教育モデル研究会」を発足させた。この研究会では、実習における問題意識を共有し、実習のあり方を協議し、実習機関・施設ごとの実習教育モデルを作り上げた。

2) EAP 研究

- ・労働者のメンタルヘルス問題の解決のため、とりわけ職場での対応が困難なうつ病等による休職労働者への機能回復の支援（リハビリテーション）及び円滑な復職と復職後の職場適応・就業継続のための効果的な支援に取り組んでいる。
- ・医療法人あけぼの会メンタルヘルスセンターとの産学協同により平成 16(2004)年から復職支援プログラムのカリキュラムの開発及び効果評価を行い、平成 18(2006)年秋にほぼカリキュラムを確定した。

3) 他大学との連携

- ・本学は「大学コンソーシアム大阪」と「南大阪地域大学コンソーシアム」に加盟し、大学間で単位互換事業を行っている。
- ・「大学コンソーシアム大阪」の単位互換事業は平成 18(2006)年 2 月 1 日に会員 30 大学が参加して「単位互換に関する包括協定」を締結し、平成 18(2006)年度から単位互換事業を始めている（平成 20(2008)年度は 35 大学）。事業は各大学の授業を提供するオンキャンパス科目と大阪の都心で開講されるセンター科目からなっているが、本学はオンキャンパス科目 7 科目を提供している。
- ・「南大阪地域大学コンソーシアム」の単位互換事業は、加盟 14 大学・短期大学間で単位互換を行うもので、本学は同じく 7 科目を提供している。

- ・併設校である関西女子短期大学と平成 13(2001)年度より単位互換制度を設けている。提供科目については毎年選定し、相互に 10 科目程度である。
- ・小学校教諭免許取得を希望する学生のニーズに応えるため、平成 19(2007)年 11 月 6 日に佛教大学と「小学校教員免許状履修課程に関する協定」を締結し、平成 20(2008)年度以降の社会福祉学科、臨床心理学科、健康科学科の入学生で所定の条件を満たした学生は、佛教大学通信教育課程を利用することにより在学期間中(2 年次から 3 年間)に小学校教諭一種免許状の取得が可能となっている。

(2) 10 - 2 の自己評価

1) 社会福祉実習教育モデルの作成

- ・実習機関との継続的な協議を基にモデルを作成したことにより、大学と実習先が相互の理解を深め、実習教育の効果が高められている。
- ・実習モデルについては、他にたとえば日本社会福祉士会が作成した同様の種別モデルがあるが、本学の実習モデルは大学と実習施設・機関が共同で開発し、現場での試行を経た実践的なモデルであるところに大きな特色がある。
- ・「関西福祉科学大学実習教育モデル研究会」のメンバーを執筆者として、この実習モデルを主軸とした実習テキストが作成されている。

2) EAP 研究

- ・休職労働者に対する機能回復への支援については、これまでに約 70 人が参加し、参加中の者等を除けばほぼ 100%が無事に復職を果たしている。
- ・参加者本人や家族のみならず職場関係者からも好評を博しており、参加希望者が後を絶たない状況である。社会的貢献度は高い。

3) 他大学との連携

- ・大学コンソーシアムの単位互換では、本学で提供できない科目を学生に提供でき、また、福祉系専門大学として特色ある科目を他大学に提供できているが、歴史も浅く、送り出し・受入れとも少ない現状にあり、周知勧奨方法にも改善の余地が大きい。
- ・佛教大学との協定については新規事業であり、評価はこれからとなる。
- ・併設校との単位互換は、本学から見れば保育関係の授業など、相互に自学で提供できない科目を提供しており、一定の実績があり、科目の充実に効果がある。

(3) 10 - 2 の改善・向上方策(将来計画)

1) 社会福祉実習教育モデルの作成

- ・配属実習の内容を検討するには、現場と大学との協働が欠かせない。本学では、実習モデルを現場との協力で作成したが、これらのモデルそのものが、大学と現場との密接な連携なしには実施され得ない内容のものである。従って、モデルを広く実施するために、大学と実習先の連携を更に深めていく。
- ・社会福祉の制度改革が進行する現状においては、実習モデルの改善もつねに必要であり、今後の恒常的な連携のあり方を打ち出していく。

2) EAP 研究

- ・参加者数及び参加希望者が多く、場合によっては参加を断らざるを得ない状況である。

そのため、現在より広い実施場所を確保するなどして、より多くの休職者を受け入れられるようにしていくことを検討している。

3) 他大学との連携

- ・「大学コンソーシアム大阪」の単位互換事業については、平成 20(2008)年度より大阪都心に専用の講義室が設置され、利用環境が向上していることから、学生に対しより積極的に履修勧奨を行い、大阪に位置する本学の利点を活かしていく。特にセンター科目の関西経済同友会寄附講座と大阪商工会議所寄附講座は単独の大学では開設不可能な内容であり、利用の意義は大きい。
- ・佛教大学との協定は学生のニーズの高い小学校教諭免許取得に対応するものであり、状況を見ながらより良い制度として運営していく。
- ・併設校との単位互換制度は、6年の実績があり、利用数も多いことから、更に改善し発展させていく。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 事実の説明(現状)

10-3- 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

- ・本学では平成 16(2004)年に「地域支援交流センター」を設置し、地域社会との交流の中で様々な教育実践活動を展開してきた。地域支援交流センターは本学の地域支援の窓口としての役割を担い、地域支援プログラムの企画・実施を担当するほか、連携協力の協定を管轄する部署でもある。平成 19(2007)年度現在、本学と「連携協力に関する協定書」を締結しているのは柏原市、藤井寺市教育委員会、羽曳野市教育委員会、八尾市教育委員会、京都市教育委員会、大阪府教育委員会である。
- ・柏原市とは平成 19(2007)年度よりこれまで双方の各部署と個別に行われていた連携を包括的に把握し発展させていくための意見交換会を定期的に行うこととした。以下に本学地域支援交流センターが管轄するプログラムの概要を示す。

a. 学校・園等支援プログラム

学校・園等支援プログラムには、文科省や市町村管轄の各種事業への年間を通しての学生の派遣と、各校園からの個別の要望への支援活動がある。個別の要望への支援とは、例えば就学児童の身体検査やスポーツテスト、遠足、プール指導の補助や、クラブの実技指導などが含まれる。スクールフレンド事業など不登校児童や特別支援対象児など個別対応が必要な児童・生徒への支援に関しては、本学教員が随時、学生への指導や助言を行っている。また可能な限りスクールカウンセラーや教師との連携もとるように指導し、質の高い支援ができるように努めているため、学校と学生双方にとってよい体験になっている。

b. 高大連携講座「特別聴講制度」

本学は平成 15(2003)年度より高大連携講座「特別聴講制度」を設け、高校生が大学の講義を聴講できるように対象高校と協定を締結している。現在のところ、協定締結校は大阪府立旧第 5 学区の公立高校及び関西福祉科学大学高校の計 21 校に及び、こ

れまでに累計 17 人を特別聴講生として受け入れた。

c. オープン講座「教職員研修会」

本学は、平成 15(2003)年度から教職員用オープン講座事業に参画した。受講者は平成 15(2003)年度延べ 115 人、平成 16(2004)年度延べ 332 人、平成 17(2005)年度延べ 625 人、平成 18(2006)年度延べ 326 人、平成 19(2007)年度 453 人と毎年盛況である。研修会のテーマは受講者へのニーズ調査の結果を取り入れて企画している。

d. 柏原市子育て広場「ほっとステーション」支援プログラム

平成 19(2007)年 11 月に柏原市柏原駅前再開発事業の一環として開設された子育て広場「ほっとステーション」の事業を本学が提携支援するプログラムである。支援内容は、「ほっとステーション」への学生ボランティアの派遣、運営委員会のアドバイザーに本学教職員を派遣、「ほっとステーション」における支援プログラムの企画実行である。広場開設の平成 19(2007)年 11 月から翌 3 月末までの学生ボランティア登録実数は 25 人であった。

e. シニア大学講座

平成 10(1998)年度から毎年、柏原市社会福祉協議会（平成 17(2005)年までは柏原市健康福祉部）主催の柏原市シニア大学講座に講師 2 人を派遣している。平成 19(2007)年度は「食べ物の風味と健康」と、「上手な歳の取り方 俗説を打破する」をテーマとし、受講者は延べ 235 人であった。

f. 女性大学講座

平成 10(1998)年度頃より、柏原市人権推進課主催の「女性大学講座」に講師 1 人を派遣している。平成 19 年度は「教育の心理を学ぶ」をテーマとし、約 50 人の出席があった。

(2) 10 - 3 の自己評価

- ・学校・園等支援プログラムは年々内容も充実し参加学生数も増えている。大学院生もボランティアとして参加し、大学教員に加えて現場のスクールカウンセラーや教師との連携指導のもと、学生は家庭訪問や個別面接を含む継続的な支援を行っている。定期的なケースカンファレンスなど派遣後のサポートを大学教員が行うため、学生にとってもよい教育体験であり、教育現場では信頼のおけるボランティアとして評価が高い。
- ・本学が「教職員研修会」で開講している科目は、福祉、心理、健康、栄養といった本学の専門性が十分に活かされたテーマ設定のため、受講者が多く評価が高い。特に、特別支援担当の教員の参加が多い。
- ・「ほっとステーション」支援プログラムやシニア大学をはじめとして、柏原市との連携協力は年々充実してきている。

(3) 10 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・高大連携講座については、平成 19(2007)年度に大阪府の学区再編が行われたために対象校との連携調整の方法を見直し、今後は学校・園等支援プログラムと合わせて、学校・園との連携を綿密に強化していく。
- ・柏原市子育て広場「ほっとステーション」支援プログラムは、平成 19(2007)年度に学

内からプログラムの企画立案を募集し、平成 20(2008)年度からそのプログラムの具体的な検討に入っている。企画の趣旨は大学と地域が連携し、大学が地域へ専門性や知識を提供し、地域は学生の教育に協力するというもので、平成 20(2008)年度以降本格的に始動することになる。

- ・ 今後は柏原市との連携事業に関わる意見交換会は定期的を開催し、より一層の連携協力を展開していく。

[基準 10 の自己評価]

- ・ 大学開設後 10 年間で築いた社会連携は、体制作りをしながらの社会連携であった。歴史の浅さにも拘らず、成果をあげている。
- ・ 人的にも物的にも地域に根ざした福祉の大学として、専門分野での教員を地域に派遣し、地域の福祉や教育行政に深く関与している。
- ・ 学生が地域・社会への諸活動への参画意識が強く、「地域支援交流センター」を設置してその支援を行い、学生による社会連携の促進を図っている。
- ・ 大学の 2 つの附属研究機関である「心理・教育相談センター」と「EAP 研究所」を通じて、現代社会のニーズにあった社会貢献活動を行っている。
- ・ 実習受け入れ先である施設・機関と密接に連携を取り合い、実践的な実習モデルを共同で作っている。

[基準 10 の改善・向上方策（将来計画）]

- ・ 大学の地理的条件を考えながら、社会連携対象地域の更なる拡大を図る。
- ・ 福祉的課題から地域連携の質を今一度検討する。その際、高齢者、乳幼児、児童、中・高生、更に産業福祉的視点等からの検討を加え、地域連携の内容の充実を図る。

基準 11 . 社会的責務

11 - 1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

11 - 1 - 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

- ・ 社会的機関として必要な組織倫理については、学校法人玉手山学園の「就業規則」の中で「服務規律」として明確化することにより、教職員への自覚を促している。
- ・ 人権・ハラスメントについては、学校法人玉手山学園が「人権擁護規程」「セクシャルハラスメント防止等に関する規程」を定めるとともに、本学においては「人権擁護委員会規程」「セクシャルハラスメント対策委員会規程」を定め、様々な防止策を講じている。
- ・ 個人情報保護に関しては、「個人情報の保護に関する規程」を制定し、その規程に基づき「個人情報保護委員会」を設置している。
- ・ このほか研究に関わる対応として、本学所属の研究者が行う人間を直接の対象とする研究について、倫理的観点から研究の可否を審査することを目的とし、「研究倫理委員会規程」を定め、「研究倫理委員会」を設置している。
- ・ 公的研究費の不正に関する取組みとして、「公的研究費管理・運営体制規程」「公的研究費における不正対応に関する規程」を定めている。

11 - 1 - 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

- ・ 人権については毎年 1 回「人権講演会」を実施するとともに、「人権擁護委員会」において、人権に関わる課題への対処を検討している。
- ・ セクシャルハラスメントについては「セクシャルハラスメント対策委員会」作成によるパンフレット『キャンパス・セクシャルハラスメントの防止に関する指針』を毎年全学生に配付し、オリエンテーション時にその重要項目の注意喚起を行っている。
- ・ セクシャル以外のアカデミック、パワーハラスメントについても同委員会の相談員が相談を受け付けている。
- ・ 個人情報の保護については学校法人玉手山学園及び本学 Web サイトに「プライバシーポリシー」を公開している。
- ・ 「個人情報の保護に関する規程」の施行に必要な事項を「個人情報の保護に関する規程施行細則」及び「個人情報の保護に関する運用基準」に定めている。
- ・ 「個人情報保護委員会」は規程の目的を達成するため、必要な重要事項の審議・決定を実施する等、個人情報の保護に関しての中心的な役割を果たしている。
- ・ 研究倫理については「研究倫理委員会」に申請のあった事案について、申請内容に応じて第 1 種から第 3 種までの「研究倫理委員会」を開催し、審査の上、研究者にその審査結果を通知している。
- ・ 公的研究費の不正に関する取組み・方針等を公表するため、平成 19(2007)年 11 月より、本学 Web ページに「公的研究費管理・運営体制規程」「公的研究費における不正対応に関する規程」の 2 規程と、不正行為等に関する通報・告発に対応するための「告発窓口」及

び事務処理手続き・使用ルールに関する相談に対応するための「相談窓口」を公開している。一方、公的研究費を使用する本学の研究者については、前述の 2 規程に加え、「公的研究費事務処理マニュアル」を配付・説明し、適切な使用の徹底を図っている。

(2) 11 - 1 の自己評価

- ・社会的機関としての組織倫理に関する規程については、基本的な整備・運営は実施されている。
- ・諸規程については、急激に変化する社会環境にも柔軟に対応していかなければならないものであり、その改正・制定と教職員への周知徹底を今後も努力して進めていく必要がある。

(3) 11 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の組織倫理に関する規程全般については、その周知と遵守をより徹底するため、平成 19(2007)年度より、学内事務 LAN システム上で公開し、閲覧可能な状況を整備している。今後、常に最新の規程を掲載し、周知徹底に努める。
- ・ハラスメント、個人情報保護等については、未然防止に向けての具体策の検討を継続する。
- ・公的研究費に関わる対応については、文部科学省から通知されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の充足に向け、今後も「不正防止計画推進委員会」等により、継続して検討を加えていく。

11 - 2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11 - 2 - 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

- ・大学の事務局全職員については、緊急連絡網を作成して緊急時に電話連絡がとれるよう体制を整備している。特に、役職者については携帯電話番号を含めた連絡網を作成し、体制を強化している。また、緊急時の連絡先は、理事長、学長、副学長、事務局長、学部長等の大学主要管理職で共有している。通常業務における緊急性の高い事柄についても、これらの連絡網を活用して速やかな連絡が行われている。
- ・大学事務局の各部署等に入った緊急連絡は事務局長に集約され、必要に応じて学長等の大学管理職に報告・連絡・相談される。更に、必要に応じて緊急の対策会議が召集され、対応策を検討実施していく。対策会議のメンバーは学長、副学長、事務局長を中心に、生じた事象への対応に適したメンバーが招集される。
- ・例えば、平成 17(2005)年 4 月 25 日に発生し、本学学生 2 人が死亡した「JR 福知山線脱線事故（JR 脱線事故）」では、学生支援センターが事故の一報を受けた後、学長を本部長とする「JR 福知山線脱線事故対策本部（対策本部）」を学内に設置し、事故での本学学生の被害状況の情報収集に努めた。また、対策本部の主導で、事故に遭遇した可能性の高い学生 2 名の保護者との連絡、教職員の現地への派遣や報道機関への対応を行

うとともに、本学での追悼会などを執り行った。

- ・「関西福祉科学大学・関西女子短期大学消防計画」を策定し、火災を含めた災害時の防災体制を整備している。その中で、学長を隊長とする「自衛消防組織」を編成し、緊急時の体制を明確に定めている。
- ・学生の教育研究活動中の事故による傷害等に対応するため、全学生を対象として日本学生支援機構の「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に大学として一括加入している。また、本学は資格取得を中心としており、その教育課程の中には学外での実習も多く含まれるため、学研災とは別に学生に対して災害保険への加入を奨励している。また、実習時における賠償責任を含む事故に備え、3年次と4年次の実習登録者に対して「学生教育研究賠償責任保険」に同じく一括加入している。これらの保険の一括加入は学生支援センターが担当している。これらの保険が実際に適用された例は少ないが、事故発生時には機能している。
- ・大学の各校舎の1階に「自動体外式除細動機（AED）」を設置している。AED設置時には、所轄の消防本部である柏羽藤消防本部に依頼して開催した講習会を教職員が受講し、緊急時に備えている。なお、AEDの管理は学生支援センターが行っている。また、本学健康科学科にはAEDの取り扱いを学ぶ授業科目がある。
- ・学生のトラブルに対する危機管理は、学生支援センターに業務を集結させており、トラブルの一切はこの学生支援センターが対応し、トラブルに関する内外の情報が集積される。また、同じフロアにある教務部の情報とも連携させて、学生のトラブルへの迅速な対応が可能となっている。
- ・学生支援センターは地元柏原警察生活安全課と連携を強化しており、情報提供や警ら依頼が迅速に行われている。
- ・感染症の危機管理体制については、本学に教員として勤務している医師が6人おり、それらの医師と相談しながら、麻疹等の感染症に適切に対応している。
- ・外部からの不審者侵入についての危機管理体制は、学園内に幼稚園を設置しているため、特に入念な体制を整備している。日常警備体制は法人本部施設部の責任のもと警備体制が整備されており、警備会社からの警備員の派遣により、守衛室での常駐の守衛と夜間巡回等が組合わさって実施されている。また、正門及び必要な通用門は守衛を配置したうえで開門されており、それ以外の門は常時閉鎖されている。また、大学校舎は夜間施錠されており、その後の校舎への入退は、オートロックの入退出口のみ利用することが可能となっている。
- ・事務局室内への不審者侵入を防ぐため、警報システム（各種センサーによる機械警備）を設置し、不審者が侵入した場合は警備会社に速やかに通報される体制を整えている。
- ・重要書類等は、耐火金庫で厳重に保管されている。
- ・事務局の要所に「さすまた」を設置しており、その使用講習も行っている。

(2) 11 - 2 の自己評価

- ・緊急時の連絡網が作成されており、初動の連絡及び対応の体制は整っている。
- ・緊急時に学長、副学長、事務局長を中心とした対応会議を招集する危機管理体制をとっている。

- ・ 日常の警備体制や感染症対応体制等の事故を未然に防ぐための危機管理体制が整備されている。

(3) 11 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 緊急連絡網により、事務局長を核とする危機管理体制は機能しているが、学生数が増え、学内の組織も大きくなったことにより、今後発生し得る多様なリスクに迅速に対応していくためには、想定されるリスクごとの「危機管理マニュアル」を整備する。
- ・ 地震等の大規模災害が発生した場合の帰宅困難者に対応するため、全学的な体制を整備していく。また、本学園が大規模災害発生時の近隣住民の非難場所に指定されていることから、今後柏原市と当該危機管理体制について入念な打合せを行う。
- ・ 現在各学科で管理されている教員の緊急時の連絡網を一元管理し、全学的な危機管理体制を構築していく。
- ・ 学生の学外実習時に発生したトラブルへの対応は各学科にて体制が構築されているが、全学的な視野でその体制を再確認していく。
- ・ 学生相談室及び保健室は、学生のトラブルを未然に防ぐ危機管理システムとしての機能が求められており、その管理体制を一層向上させるためにも、両施設を適切な場所に隣接して配置するなどの機能向上を狙った施設整備を行っていく。
- ・ 緊急時に本学の自衛消防組織が適切に機能するために、日常より訓練を実施していく。

11 - 3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

11 - 3 - 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

- ・ 本学の教育研究成果について、以下の方法により学内外への広報活動を行っている。

1) 刊行物

- ・ 『関西福祉科学大学紀要』は開学当初平成 9(1997)年より年 1 回刊行され、教員の教育研究成果の発表の場として適切に機能している。また、掲載項目について国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ『CiNii』に登録し、Web 公開している。『CiNii』では平成 16(2004)年度分より全文を閲覧できるようになったため、冊子体での発行数は減少している。
- ・ 「心理・教育相談センター」より『心理・教育相談センター紀要』を、「EAP 研究所」より『EAP 研究所紀要』を毎年刊行し、学内や関係大学、施設へ配付している。また、「福祉実習相談室」より『社会福祉援助技術現場実習・精神保健福祉援助実習「現場実習」教育の現状と課題』等を発行し、実習に関する情報を内外へ提供している。
- ・ 学園広報誌『玉手山学園広報』を年 3 回発行し、教育研究活動を含む種々の事項について学内に公開している。また、主に保護者を対象に教育後援会より広報誌『感恩のこころ』を年 1 回配付し各種活動等を広報している。

2) 講座等

- ・教育研究の成果について広く一般に公開する目的で、柏原市教育委員会の後援を受け平成 15(2003)年度より毎年公開講座(全 4 回)を開講している。毎回様々なテーマの下、外部講師を含め多様な講師陣によって実施され、多くの学生や地域住民の参加を得ている。
- ・大阪府教育委員会の要請により大学・専修学校等オープン講座の一つとして平成 15(2003)年度より「関西福祉科学大学教職員研修会」を小・中・高等学校、盲・聾・特別支援学校の教職員を対象とし毎年実施している。平成 19(2007)年度は対象に幼稚園教職員も追加して 6 つの講義を提供し、453 人の受講があった。
- ・その他各種フォーラムや講座、講演会等を開催し、教育研究の成果報告の場として活用している。

3) 電子媒体等

- ・大学ホームページを利用し、大学案内や学部・学科紹介だけでなく、各種講座や教員のメディア出演等の最新情報も迅速に公開している。また、平成 18(2006)年度より教員紹介のページを立ち上げ、教員が自身の専門分野や教育研究業績について公表している。
- ・広報用に作成した「大学案内」及び大学紹介 DVD では、教育研究活動を紹介しており、それらは高等学校及びオープンキャンパス来学者等に配付している。

(2) 11 - 3 の自己評価

- ・本学では、多様な方法を用いて地域社会と連携しながら教育研究の現状や成果を公開しており、公正かつ適切な広報活動を行っている。
- ・ホームページは多くの情報量を視覚的かつタイムリーに広報できる媒体であり、その活用の重要度は高いことからトップ画面に最新情報を掲載し、随時迅速に更新するように努めている。

(3) 11 - 3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・現在、配付先が限定されている学内の各種広報誌について、教育研究成果の報告や広報の媒体として活用できるように、地域の関係機関等に配付するよう進めていく。
- ・ホームページについては、教員の執筆書籍の掲載や研究業績専用のページを追加するなどして詳細な情報を公開し、充実を図っていく。
- ・ホームページの管理・運営体制を明確化し、個々の教員が行っている社会貢献活動や学会活動等を含めた詳細情報を収集し、選別の上スピーディに公開できるシステムの構築を計画している。

[基準 11 の自己評価]

- ・社会的責任としての組織倫理に関する取組みは行われている。しかし、社会情勢は常に変化しており、状況を的確に捉えながら更なる対応を行っていかねばならない。
- ・危機管理については、日常の中で発生が予測されるものへの対応は行われている。しかし、発生すれば危機的な状況に陥り、対応に困難をきたす大規模災害などへの対策が不

充分なところもあり、今後管理体制を検討する。

- ・ 本学の情報を社会に発信するための広報活動については、多くの取組みがなされている。
- ・ 大学内の研究成果を更に効率よくかつ広範囲に広報できる媒体や、それを実施する体制を整備し、現在の広報活動を活性化させていく必要がある。

[基準 11 の改善・向上方策（将来計画）]

- ・ 組織倫理については、社会情勢やニーズについて情報収集を怠らず、また他大学の事例等を参考にしながら、本学の体制を適応させていく。
- ・ 大学の社会的責任を果たすため、危機管理体制が構築できているかを常に点検する。
- ・ 広報活動については、より詳細な情報を提供できるようにするなどの改善を行い、ホームページの充実を図る。
- ・ 現在整備されていない学生向け広報誌を発行し、学内外に大学の情報を広報する。併せて、マスコミへの情報提供を積極的に行い、開かれた大学広報にする。

. 特記事項

特記事項 1 . 実習教育支援

. 社会福祉学科

社会福祉教育において実習教育はその根幹をなすものといえるが、とりわけ配属実習の重みは大きい。大学と配属実習先が目標を共有して、十分な連携体制のもとで実習の効果をあげることが必要である。社会福祉学科では実習担当の特任教員 3 人及び職員が常駐している「福祉実習相談室」を設置しているほか、ほとんどの社会福祉学科の専任教員が実習を担当することにより、本学の特色ともいべき実習先との連携スタイルを構築している。

1 . 個々の学生の実習における連携の特色

配属実習が始まった平成 11(1999)年から平成 19(2007)年までの実習学生数と配属実習先の実数は、表 1 - 1 に示す通りである。

表 1 - 1 学生の配属実習件数と配属実習先数

| | 社会福祉士（人） | 精神保健福祉士 （人） | 配属実習先（カ所） | |
|----------|----------|----------------|-----------|----|
| 平成 11 年度 | 269 | | 235 | |
| 平成 12 年度 | 275 | | 269 | |
| 平成 13 年度 | 270 | 24 | 292 | *1 |
| 平成 14 年度 | 260 | 25 | 267 | |
| 平成 15 年度 | 314 | 27 | 332 | *2 |
| 平成 16 年度 | 313 | 17 | 323 | |
| 平成 17 年度 | 306 | 26 | 337 | *3 |
| 平成 18 年度 | 308 | 15 | 312 | |
| 平成 19 年度 | 313 | 26 | 314 | |

*1 精神保健福祉士配属実習始まる

*2 編入学生の配属実習始まる

*3 社会福祉士、精神保健福祉士の両方の実習履修が可能となり、事前学習が始まる。

大学と実習先との連携を述べる場合、まずあげられるのは、個々の学生の実習における実習前、実習中、実習後の大学と実習先とのさまざまな連絡協議、文書の取り交わし等である。こうした連携業務を「福祉実習相談室」が所管し、配属実習は成り立っている。

本学では実習先の決定は、学生の希望や主体性を尊重して、原則として学生自らが開拓し、教員と相談の上で決定する方針をとっている。

実習前における実習内容・方法についての打ち合わせ、実習期間中の指導、実習後の評価等に際しては、できる限り学生、実習先、大学が顔を合わせて三者協議を行い、また実習開始前や終了後には教員が必ず電話等で実習先と必要な連絡・協議を行っている。ま

た、実習期間中はすべての実習先に 1 回以上巡回指導を行い、あわせて関西一円で実習を行う学生には、帰校させての指導も実施している。

また、実習は夏期休暇中に行われるが、不測の事態があれば実習先からの連絡にただちに対応できるよう、教員間の連絡体制を整えている。

なお、実習先には「実習の手引き」を配付し、毎年作成する学生の「福祉実習報告集」や教員が中心となって執筆する「現場実習における現状と課題」も実習先に送付している。

2. 「福祉実習セミナー」の開催

配属実習が始まった平成 11(1999)年度から毎年、実習先の方々に集まっていただき、実習の報告を行い、よりよい実習に向けた協議を行うための実習セミナーを開催している。(第 1 回は「社会福祉援助技術現場実習懇談会」として開催し、第 2 回目から「福祉実習セミナー」になり、現在に至っている。)

「福祉実習セミナー」は、大学と実習先とが一堂に会し率直な意見交換のできる貴重な場として、大学、実習先双方にとって実りあるものとなっており、毎年講演や分科会等

表 1 - 2 福祉実習セミナーのプログラム及び参加者数

()内は参加者人数

| | | | | | |
|--------|-----|--|-----|--------------------|----------------|
| 平成11年度 | 第1部 | 「本学における実習教育の概要」「1999年度社会福祉実習生の状況」「社会福祉士の展望と実習教育」 | 第2部 | 懇親会 | (71人) |
| 平成12年度 | 第1部 | 「本学における実習教育の概要」「2000年度社会福祉実習生の状況」 | 講演 | 「笑いの治癒力」 | 第2部 懇親会 (75人) |
| 平成13年度 | 第1部 | 「本学における実習教育の概要」「社会福祉実習受入れに関する調査中間報告」 | 講演 | 「現場で役立つソリューショントーク」 | (79人) |
| 平成14年度 | 第1部 | 「本学における実習教育の概要」「2002年度実習の状況」 | 講演 | 「ストレスの今日的課題」 | 第2部 懇親会 (63人) |
| 平成15年度 | 第1部 | 「本学における実習教育の概要」「福祉実習モデル研究会報告」 | 第2部 | 実習機関・種別ごとの分科会 | (74人) |
| 平成16年度 | 第1部 | 「本学における実習教育の概要」[福祉実習モデル研究会報告] | 第2部 | 分科会 | 第3部 懇親会 (100人) |
| 平成17年度 | 第1部 | 「本学における実習教育の概要」 | 講演 | 「若者の職業観を育てる」 | |
| | 第2部 | 分科会 | 第3部 | 懇親会 | (92人) |
| 平成18年度 | 第1部 | 「本学における実習教育の概要」 | 講演 | 「コーチングとスーパービジョン」 | |
| | 第2部 | 分科会 | 第3部 | 懇親会 | (114人) |
| 平成19年度 | 第1部 | 「本学学生による実習体験報告」 | 講演 | 「疲労に陥るメカニズムとその対処法」 | |
| | 第2部 | 分科会 | 第3部 | 懇親会 | (115人) |

のプログラムに工夫を加えながら継続開催している。

「福祉実習セミナー」のプログラムと参加者数は表 1 - 2 に示す通りであるが、近年は大きく参加者数が増加している。

3. 「実習教育モデル研究会」の開催と「実習教育モデル」の作成

本学では平成 14(2002)年度から平成 16(2004)年度までの 3 年間及び平成 18(2006)年度において実習先の方々と本学教員とで「実習教育モデル研究会」を開催し、実習における問題意識を共有する中で実習のあり方を論議・検討し、実習機関・施設種別ごとの「実習教育モデル」を作り上げた。

「実習教育モデル研究会」の発足経緯及び活動経過の概要は表 1 - 3 の通りである。

表 1 - 3 実習教育モデル研究会の活動経過

| | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 平成 12 年 12 月 | 実習受入れ機関・施設と教員との意見交換会 |
| 平成 13 年 11 月～12 月 | 「社会福祉実習受入れに関する調査」 |
| 平成 14 年 9 月 | 「関西福祉科学大学福祉実習モデル研究会」発足 |
| 平成 16 年 7 月 | 「実習教育モデル案に対する調査」 |
| 平成 17 年 3 月 | 「実習教育モデル」作成 |
| 平成 18 年 7 月～ 平成 19 年 1 月 | 実習先拡大に伴う追加実習モデルの検討及び実習テキストの作成 |

本学は開学 3 年目の平成 11(1999)年に配属実習を開始したが、先発校に負けない実習教育を構築するために、実習先の現場の方々と密接な協力体制を作り上げる中で実習教育の充実を図ることに取り組んだ。

平成 12(2000)年 12 月に、本学教員と実習受入れ機関・施設の有志の方々と初めての会合を持ち、よりよい実習体制のあり方について意見交換をした。その中から、特定の施設と実習計画やアセスメント等を継続的に行い、本学としての実習の最低基準を出していくという考え方が見出された。

次いで、平成 13(2001)年秋には実習受け入れ先を対象に「実習受入れに関するアンケート調査」を行った。この中から、実習の重要性に対する実習先の認識の高さや、実習が施設の職員・利用者に及ぼす積極的な側面の評価、また、大学の教育・指導のあり方に関する意見等が寄せられた。

こうしたことを踏まえて、実習受入れ機関・施設と大学が共通の論議の場をもち、配属実習を中心とした実習教育モデルを共同で構築することを目指して研究会を開催することとなった。

第 1 年目に参加した機関・施設の種別は以下の通りである。

| | |
|----------|-----------|
| 福祉事務所 | 知的障害者施設 |
| 児童相談所 | 特別養護老人ホーム |
| 児童養護施設 | 社会福祉協議会 |
| 児童自立支援施設 | |

第 2 年目からはさらに次の 2 種の実習機関が参加した。

障害児施設

精神科病院

平成 14(2002)年から翌年にかけて、計 4 回の研究会をもち、さまざまな観点からの議論を深め、上記の 7 種の実習機関・施設ごとの「実習教育モデル」案を作成した。

第 2 年目(平成 15(2003)年度)には、計 6 回の研究会を開催し、これらの「実習教育モデル」案を学生の実習において試行し、実践的で効果的なモデル案に仕上げる作業を行うとともに、新たに障害児施設及び精神保健福祉士の実習機関である精神科病院での、実習モデル案の作成に取り組んだ。

平成 16(2004)年度は、実習での試行を継続するとともに、同年 7 月には本学の実習受入れ先に対して郵送で、実施可能性の検証を中心にモデル案への意見を調査した。

この調査結果をふまえ、平成 16(2004)年度には「基本的に達成すべき項目」、「達成することが望ましい項目」、「できれば達成に努力する項目」の 3 段階付けをとらなう 8 種の「実習教育モデル」を完成した。

平成 18(2006)年度は、3 回の研究会を開催し、新たに社会福祉士の実習先に加わった病院での「実習教育モデル案」に取り組むとともに、実習テキストの作成に着手した。(平成 20(2008)年ミネルヴァ書房から刊行予定)

こうして作成された「実習教育モデル」の事例を表 1 - 4 に示す。

ここで本学の「実習教育モデル」の特色を整理すると以下のようにまとめられる。

大学と実習施設・機関が共同で開発し、現場での試行を経た実践的なモデルである。

その構築手順は次の通りである。

- a . はじめに実習先の現場担当者と大学教員のチームでモデル案を作成する。
- b . 次に実習先で学生が実際に使用して検証し、修正を加える。
- c . モデル案について本学の全実習先に各項目の実施可能性を中心にアンケート調査を行う。
- d . この調査結果を踏まえて「実習教育モデル」を完成、改定していく。

その内容として、「種別ごとの配属実習での学習項目」、「大学での事前学習・事後学習の項目」、「大学と実習施設・機関との連携の項目」から構成されている。

3 段階の達成レベルをつけた実習機関・施設の種別ごとの実習教育モデルである。

最後に、「実習教育モデル研究会」の意義を再確認しておきたい。

実習が大学と配属実習先の協同によって成り立つものであるにもかかわらず、実習のあり方を大学と実習先が共通の場で継続的に論議する体制はあまり他に見られない。大学と実習先が相互理解を深め、効果的な実習のあり方を検討できたことは、実践的に大きな意義がある。

実習教育を行う中で具体的に浮かび上がる課題を乗り越えるためには、配属先と養成校とが連携を深め、目標や問題意識を共有することが必要である。実習機関・施設と大学が共同で実践可能なモデル案を作り上げ、実習教育のレベルの向上を図ろうとするところに本研究会の固有の意義があるといえる。

本研究会でのモデル案の評価を継続して行うとともに、現場で生じる新たな課題やそ

れに対する大学の実習教育のあり方など、さらに検討を続けることが重要である。

表 1 - 4 精神保健福祉士モデル 精神科病院

| 時期 | プログラム | ねらい | 具体的内容 | 備考 |
|------------------|-------------------|---|--|---|
| 実 習 前 | 事前学習 | 精神保健福祉に関する基本的知識の習得 PSW としての価値観・倫理観の確立 病院の概要および病院に関する基本的知識の習得 実習のテーマ・課題の明確化 実習に臨むにあたっての基本的姿勢・態度の涵養 | これまで履修した関連科目の内容を確認する ◎障害と疾病を併せ持つ利用者の特性を理解する ◎精神保健福祉に関する法制度を理解する ◎援助技術関連科目の内容を復習する ◎PSW の価値について理解を深める ◎ソーシャルワーカーの職業倫理・守秘義務について理解する ◎精神障害者の権利擁護について学ぶ ◎精神保健福祉施設・病院の位置付けと役割について理解する ◎精神科医療の歴史と現状について学ぶ ◎実習計画書を作成する ◎社会人として求められるマナー、実習態度、コミュニケーション、および守秘義務等の重要性を確認する | 「精神保健福祉論」「精神保健福祉援助技術論」「精神科リハビリテーション」「精神医学」「精神保健」等 |
| | 事前オリエンテーション | 実習目的の明確化・共有化 実習中の留意事項の把握 | ◎実習計画書を検討する ◎実習プログラムを具体化する ◎実習動機を確認する ◎実習にあたって留意事項の説明を受ける | 「どうして PSW になろうと思うのか」言語化する |
| 実 習 前 期 | オリエンテーション | 実習中の留意事項の把握 | ◎実習にあたって留意事項を再確認する | |
| | 病院施設の見学 | 病院の概要に関する理解 病院の機能に関する理解 | ◎病院施設の沿革、病院の概要（運営方針、組織や職員構成等）を理解する ◎各部署の業務内容の概要を把握する | 閉鎖病棟・保護室の存在を知る |
| | 相談室業務 | PSW 業務の概要の理解 | ◎講義から PSW の業務内容について理解する ◎職員の動きや利用者の様子を観察する | |
| | 治療・援助プログラムへの参加 | 各種プログラムの内容、目的、機能の理解 | ◎実施プログラム（病院レク、OT、家族教室、行事、SST 等）へ参加し、各プログラムの意義について考察する | |
| | 院内カンファレンスへの参加(随時) | 利用者支援方法の理解 チーム医療の中における PSW の役割の理解 | ◎病院においてどのように利用者支援について検討しているのか理解する ◎病院で働く職員のチームワークについて理解する | |
| | 院内勉強会等への参加(随時) | 医療的側面についての理解 | ○疾病と治療、薬等について理解する ○病院における医師の役割を理解する | |
| | ケースファイル・カルテ閲覧 | 記録の意義と方法の理解 | ◎ケースファイル・カルテの読み方、書き方を学ぶ | |
| 実 習 中 期 | コミュニケーション(以後継続) | 実習担当者、職員、利用者等との人間関係形成 体験の言語化による気づき | ◎利用者、実習担当者、職員とコミュニケーションをとる ◎利用者、実習担当者、職員と良好な関係を築こうと努める ◎実習担当者とのふりかえりを行い、感じたことや考えたこと、疑問、質問等を言語化する | できるだけ毎日終了時に実習担当者ともふりかえりの時間をもつ |
| | 巡回指導(以後随時) | 中間評価とモニタリング | ◎これまでのまとめと評価を行う ◎今後の実習課題を確認する | 実習施設の実習担当者、実習指導教員、実習生の三者で行う |
| | 病棟実習 | 入院生活の理解 行動制限の体験 | ◎病棟で利用者と積極的に関わる ◎病棟での日課を理解する ◎他職種業務を理解する △閉鎖病棟/保護室を短時間体験する | |
| 実 習 後 期 | 個別面接への同席① | 利用者理解 面接技術の実践的理解 | ○長期入院となっている利用者の話を聞く ◎ケースについての説明を受け、利用者理解に努める ○職員と利用者のかかわりを観察する | |
| | 訪問同行 | 地域生活の理解 | ◎利用者宅等の訪問に同行し、利用者の生活について理解を深める | |
| | 他機関訪問 | 関連施設・機関との連携の理解 | ◎関連施設・機関（市役所、保健所、作業所、地域生活支援センター等）を見学を兼ね訪問する ◎他施設・機関との関係や連携のあり方について理解する | |
| | 記録 | 記録の書き方の習得 | ◎接した利用者とのかかわりや同席した面接について模擬的に記録を作成する | |
| 実 習 後 期 | 個別面接への同席② | 事例を通した PSW の援助の視点についての理解 | ○継続して面接に同席する ○ニーズを把握する ○アセスメントの実際を学ぶ ○支援計画の立て方の実際を学ぶ | 模擬的にアセスメントシートや支援計画を作成し、指導を受ける |
| | 反省会 | 課題達成度の確認 | ◎課題の達成度について話し合う ◎今後の課題について考える | 可能であれば院内で報告会を実施し、実習体験・効果を発表する 今後重点的に学習すべき点の理解 |
| 実 習 後 | 事後指導 | 課題達成度の点検 実習体験の言語化 | ◎実習先からの評価を踏まえて実習全体をふりかえり、実習指導教員と話し合う ◎実習の成果について検討し、今後の課題について確認する ◎自己の成長と自己覚知について検証する ◎実習ノートを見直し、実習報告書を作成する ◎実習報告会で、自分の実習体験を他者に伝えるとともに、他者の報告を聞くことにより、自分の実習内容を多面的に理解する | |

◎基本的に達成するべき項目 ○達成することが望ましい項目 △できれば達成に努力する項目

出典：『関西福祉科学大学紀要』第 9 号

・福祉栄養学科

1. カリキュラム

建学の精神を学科の教育に生かし福祉国家日本の将来を担う優秀な人材を育成するためには、学園における人間形成及び学術知識の伝達だけでなく福祉の現場を担う有能な技術者としての職業教育が必須である。そのためには現場での実習を中心とした実践教育が重要となる。

栄養士、管理栄養士の養成のための教育カリキュラムには、栄養士法により下記の臨地実習が課せられている。なお、1施設一週間の実習をもって1単位とし、4施設4単位以上が必須。

1) 栄養士課程：

給食経営管理臨地実習Ⅰ（給食の運営）・1単位（3年次）・・・小学校、事業所など特定多数人に継続的に食事を提供する特定給食施設における実習において大量調理技術、給食経営管理理論を理解する。

2) 管理栄養士課程：

給食経営管理臨地実習 ・1単位（3年次）・・・本実習は本学の建学の精神に則り「福祉」に重点を置く意味で実習先を、養護施設・介護老人施設などを含む養護や福祉関連施設に重点を置いて、食事に必要な特別の配慮、食事介護、特別食事調整（嚥下食など）のあり方を理解、把握することに努める。

病院臨地実習・1単位（4年次）・・・病院・介護病院における医療・介護制度やチーム医療の実際について実地学習を受ける。

地域保健臨地実習 1単位（4年次）・・・地域保健の最先端機関である保健所において公衆栄養学分野の教育としての栄養教育・健康づくりなどの実践方法を体験を通して習得する。

2. 実習支援

実習先の選択は大学の建学の精神、教育方針に沿って選ぶことが出来る。本学では基準3-1において示した教育目標にもあるように「福祉栄養」に特化した職業教育、技術習得を念頭に置いた実習先の選定、実習内容の企画に「臨地実習委員会」を設置して調整に当たっている。臨地実習委員会は、実習要綱の作成、実習先の選定・調整などに関する企画・立案・審議をつくり実習の円滑な実施に努めている。臨地実習委員会の役割で最も重要なのは、実習に先立ち事前学習として「社会人としてのマナー教育」・「人権教育」を実施すると共に、事前に介護給食に必要な献立作成、栄養指導（カウンセリング）などの指導を綿密に行なうことである。実習期間中には福祉栄養学科教員全員が分担して各施設を巡回し、実習現場を視察し、現場の管理栄養士と密接に連携を図りながら学生のきめ細かい指導に当たっている。

一方、学生（受け入れ定員・80人）の実習が少人数（2-3人）多施設（70~80施設）に及ぶことから実習期間中の学生と大学との連絡網として24時間体制で携帯電話（メール）による緊急事態に対処しうるシステムを構築している。

また、実習先と学生の間における個人情報の取り扱いは、「関西福祉科学大学 福祉栄

養実習における個人情報保護に関するガイドラインおよび取り扱いについて」に準拠している。

3. 実習後の取組み

実習後には事後指導として実習の達成度・実習内容の自己点検評価を行う場として報告会を実施し、学生が自主的に復習を行うと同時に、2年生（次に実習に参加する学生）を対象に学んだ内容や体験を伝達する機会にもしている。さらに、全ての実習が終了した後、施設との懇談会を企画し、施設実習担当者と教員から実習学生に対して実習成果の講評を行っている。臨地実習において学生の修得する学習内容、経験は多大であり、大いにその目的である「福祉と栄養」に対する認識を深めることができ、新たなモチベーションの向上にも繋がっていると評価している。

4. その他

福祉栄養実習室の活動について

実習室では臨地実習を総括する以外に、栄養教諭の教職免許取得に必要な栄養教育実習に関しても、実習校の選定について地域教育委員会との交渉、調整の任に当たっている。また、就職分野の充実、多様性を確保する意味で、フードスペシャリスト認定試験への取組みに対する支援、食品衛生監視員・管理者などの資格取得を支援している。

管理栄養士国家試験受験の申請手続は申請に先立って栄養士免許の取得が必要であり、取得見込み申請を在学中の11、12月にはじめる必要があることから、修学に支障を来すことのないように、一括申請の便宜を図るなど、学生が専門職として福祉栄養の現場で活躍できるようにするための支援活動を行っている。

特記事項 2 . EAP 研究所

1 . はじめに

関西福祉科学大学は臨床福祉学の構築とその実践者の養成を目差しているが、本学が標榜する臨床福祉学とは、人間生活における個人の尊厳を保障し自己実現を可能ならしめる社会を構築するための理念と技術の総合科学を指している。

この臨床福祉学の視点から現代社会を見ると、重要な課題として労働者のストレス・メンタルヘルス問題がある。急激な労働環境の変化による不安やストレスの増大、精神疾患及び自殺の増加などは深刻化の一途を辿っており、企業・団体においてこの問題は最重要の緊急課題となっているのみならず、社会全体にとっても喫緊に取り組んでいかなければならない課題である。このような中でメンタルヘルス問題への効果的な解決支援の方法として米国や日本で大きな実績を上げている EAP(Employee Assistance Program : 従業員支援プログラム)がクローズアップされている。

本学は EAP の活動を臨床福祉学の理念と技術で追求する場として、大学としては日本初の「EAP 研究所」を平成 16(2004)年 6 月に開設した。同時に、日本における EAP のパイオニアである医療法人あけぼの会メンタルヘルスセンターとの産学協同を果たし、その活動の中で得られた研究成果を広く社会に還元するとともに、労働者のメンタルヘルス支援に関わる高度専門職業人の育成を行っている。

2 . 活動概要

産学協同による EAP 活動の実践、復職支援プログラム、大学院生・学部学生の教育・実習、研修・講演、学会活動、日本 EAP 協会事務局業務、大規模講演会である「こころの健康と経営戦略」フォーラムの開催、『EAP 研究所紀要』の作成などを行い、EAP 研究所の活動成果を広く社会に還元し、労働者のメンタルヘルス問題解決に貢献している。

3 . 活動の詳細

1) EAP 活動

産学協同による EAP 活動では、EAP 契約企業 29 社に対して、EAP サービス（相談、コンサルテーション、アセスメント、短期カウンセリング、教育、危機介入等）を提供している。

2) 復職支援プログラム

うつ病等により医療機関を受診する者は最近 6 年間に年間 44 万人から 92 万人へと倍増している（厚生労働省患者調査）。さらに社会経済生産性本部の調査によれば、うつ病等による 1 ヶ月以上の休業者のいる企業は 74.8%と報告されており、うつ病等で休業中の労働者の職場復帰及び復職後の職場再適応支援のニーズは非常に大きな広がりを持ってきている。

しかし、職場復帰支援は当該労働者の病状、職種や職場の状況などにより、その対応が大きく異なるなど職場メンタルヘルス対策の中でも難易度の高い対策といわれ、特に常勤の産業保健スタッフのいない中小企業や事業場外資源が不十分な地方の企業では、

なかなか適切な職場復帰支援を行うことが難しいのが現状である。

そこで、EAP 研究所ではうつ病等で休業中の労働者及び当該労働者の所属する職場に対する復職支援プログラムの内容を確定し、効果の評価を行うことを目的に設立当初の平成 16(2004)年度より試行を重ねてきた。2 年間の試行によりほぼ現行のプログラム内容が確定し、その効果についても確認できつつある。

復職支援プログラムは、大別して 3 つの目的によるカリキュラムから構成されている。

1 つめは家庭から職場へ戻るための「ウォーミングアップ」を行うもので、外出の機会を持ち、通勤の練習として決まった時間に決まった場所へ通う事に慣れること、体力の回復、小集団での活動・交流を持ち集団生活の勘を取り戻すなどのためのカリキュラム（グループミーティング、ボディーワーク、ワークエクササイズ）。

2 つめは「再発を予防し就労を継続」することを目的とするカリキュラム（ストレスマネジメント、リラクセーション、認知療法、アサーショントレーニング）。

3 つめは復職し就労継続するだけでなく、さらに前向きな「キャリアの見直し」を目的とするもの（キャリアセミナー）である。

その他個別相談や各種イベントを実施している。また、職場向けの支援として、復職の可否や受け入れに関するコンサルテーションも行っている。プログラムへの参加期間は 2.5 ヶ月が 1 クールで最長 6 ヶ月参加できる。

プログラムの効果についての評価は、参加時から随時心理テスト及び各種検査を実施し指標の変化から評価を行うと共に、アンケートによる満足度やフォローアップによる復職後の適応状態の確認もあわせて実施し、多面的な評価を試みている。

3 年半の実施期間における参加者は 69 人で、プログラム修了者 42 人、中途離脱者 8 人、参加中の者 19 人である。修了者のうち 1 人は復職調整中で、41 人（98%）が復職を果たしている。復職した者のうち半年以上就業継続している者は 70%で、プログラム修了者の職場再適応は比較的順調といえる。

3) 学生の教育・実習

大学院生

本学大学院心理臨床学専攻の学生の实習の場として機能するほか、EAP 契約企業の協力を得て労働者のストレス・メンタルヘルスに関する調査を実施し、その結果を修士論文にまとめるなどの研究の場としても機能している。復職支援プログラムへの参加などを通して精神障害者への対応、障害特性の理解、健康教育の実施方法、集団への介入などを学んでいる。労働者のメンタルヘルス支援に関わる高度専門職業人として活躍できるように、できるだけ現場や労働者をよく観察して、現実的・具体的な問題意識を醸成しテーマを持って実習や研究に取り組めるよう指導している。

学部生

本学健康福祉学部健康科学科で開講されている「ストレスマネジメント」「疲労とストレスの科学」「こころと脳」等の科目を履修した学生は、これらの講義で得た知識を職場や学校での健康支援の専門家として健康教育や指導に応用することを目指している。講義で学んだことの実践・活用として、復職支援プログラムへの参加や企業でのストレス調査の実施・結果解析を行ったりしている。これまでに、教員と企業従業員

の復職プロセスの比較検討、復職支援プログラムの集団認知療法やアサーショントレーニングの効果の評価、過重労働のメンタルヘルスへの影響、労働時間と睡眠、ワークライフバランスなどをテーマとした卒業論文が作成されている。

4)「こころの健康と経営戦略」フォーラム

職場のメンタルヘルスは企業の生産性や経営に大きな影響を与え始めている現状から、企業におけるメンタルヘルス対策は単なる労務管理や福利厚生にとどまらず、経営上の課題の1つとなっている。「こころの健康」は企業全体をリードする指導理念たるべきとされており、「健康度の高い労働者による生産性の高い職場作り」をすることが、労働者の自己実現・幸福への寄与、また企業にとっては社会的責任の遂行と企業価値の向上につながると考えられる。このことから、各企業や関連諸機関におけるメンタルヘルス関連業務担当者、メンタルヘルス関連領域研究者、大学院生などによる検討の場を提供することを目的として、「こころの健康と経営戦略」フォーラムを開催している。

平成 18(2006)年度は「EAP の効果的な活用」、平成 19(2007)年度は「メンタルヘルス対策による個人と組織の活性化」をテーマとして開催し、毎回定員を超える参加者(170~180人)がある。

5) EAP 研究所紀要

EAP 研究所の研究成果、大学院生の研究・実習報告、職場のストレス・メンタルヘルス関連領域の論文や最新情報を掲載した『EAP 研究所紀要』を平成 18(2006)年度から刊行し、関係の大学・相談機関・企業など約 200 機関に送付している。

6) 学会活動

日本産業衛生学会、日本産業精神保健学会、日本産業ストレス学会、日本心理臨床学会など職場のストレス・メンタルヘルス関連諸学会における学術論文の発表や学会発表などを行っている。また日本 EAP 協会の事務局を引き受けており、EAP 専門家の研修や交流、最新情報の提供など日本 EAP 協会の活動を全面的にバックアップしている。